

平成 24 年度 厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
「小児慢性特定疾患の登録・管理・解析・情報提供に関する研究」
総合研究報告書

小児慢性特定疾患の登録・管理・解析・情報提供に関する研究

研究代表者 松井 陽（国立成育医療研究センター 病院長）

研究要旨

【背景】平成 17 年に厚生労働省告示に定められた小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患は、①慢性に経過する疾患であるか、②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか、④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか、の四要件を考慮して選定されており、主病態が障がいに関連する医療（育成医療、精神通院医療等）の対象となる疾患は対象に含まれてない。これらの対象疾患について、平成 17 年の法制化時の対象疾患等の整理から約 7 年が経過し、近年の医学的知見の蓄積等により、更なる技術的な整理を要する状況となっている。

【目的】小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患について、現在の医学知見を踏まえた技術的整理を行なうこと、対象疾患の四要件の該当性や診断基準及び治療指針の有無の調査を行なうこと等を目的とした。

【方法】研究班分担研究者に加え、当該事業の対象疾患の診療に携わっている全国の専門家の協力を得て、最新の医学的知見に基づき検討を行なった。

【結果】対象疾患名については、現在の告示疾患（514+2）の包含関係等の技術的整理により 227 の大分類及び大分類の疾患に含まれ得る疾患を列挙した 648 の細分類とした。これらの技術的整理案について四要件の該当性、診断基準及び治療指針の有無の調査を行ない、研究班による技術的整理案（改定案）を提示した。

【結論】本研究では、現行の対象疾患の範囲の中で見直しを行ない、その技術的整理案を提示した。この検討の過程で次のさらなる検討課題が明らかとなった。すなわち、①対象疾患の診断基準及び治療指針の整備、②対象基準の策定と適切性の検討、③追加検討候補疾患の情報整理、等である。本研究班では、当該事業の適正化、公平かつ公正な運用を目指し、引き続きこれらの検討課題について関係学会の協力を得て、取組んでいきたい。

研究協力者：

黒田達夫（慶應義塾大学医学部小児外科教授）
内山 聖（新潟大学医歯学総合病院長）
荒川浩一（群馬大学医学部小児科教授）
賀藤 均（国立成育医療研究センター器官
病態系内科部長）
横谷 進（国立成育医療研究センター生体
防御系内科部長）
神崎 晋（鳥取大学医学部小児科教授）
武井修治（鹿児島大学医学部保健学科教授）
杉原茂孝（東京女子医科大学小児科教授）

伊藤道徳（香川小児病院副院長）
小池健一（信州大学医学部小児科教授）
有賀 正（北海道大学医学部小児科教授）
高橋孝雄（慶應義塾大学医学部小児科教授）
須磨崎 亮（筑波大学医学部小児科教授）
森 臨太郎（国立成育医療研究センター研究
所成育政策科学部長）
掛江直子（国立成育医療研究センター研究
所成育保健政策科学部室長）

A. 研究目的

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患は、「児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患毎に厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度」¹⁾（平成 17 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 23 号、以下「平成 17 年告示」という）で定められている。

平成 17 年告示に定められている対象疾患（以下「告示疾患」という）は、11 疾患群に含まれる 514 の疾患と、悪性新生物と先天性代謝異常の疾患群の 2 つの包括的な告示（悪性新生物 55 「1 から 54 までに掲げるもののほか、悪性腫瘍である旨を明示するすべての疾患名、（以下省略）」、先天性代謝異常 50 「1 から 49 までに掲げるもののほか、特定の欠損（活性異常）酵素名を冠したすべての疾患」）に含まれる疾患から成る。

これらの告示疾患は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課により平成 13 年 9 月 14 日から平成 14 年 6 月 21 日まで 10 回にわたり開催された「小児慢性特定疾患治療研究事業の今後のあり方と実施に関する検討会」（以下「検討会」）の検討の過程で示された「小児慢性特定疾患の医療費助成の対象疾患及び対象者の考え方」、すなわち、①慢性に経過する疾患であるか、②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか、の四要件（以下「四要件」という）（資料 1 を参照）を考慮して選定されており、主病態が障がいに関連する医療（育成医療、精神通院医療等）の対象となる疾患は、当該事業の対象に含まれない整理となってきた。

平成 17 年の法制化時に対象疾患等の見直しを実施し、その後も医学的知見の蓄積、新たな治療法の開発等が進んでいるところである。こうした背景を踏まえ、平成 24 年 9 月から厚生労働省社会保障審議会児童

部会「小児慢性特定疾患への支援の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という）が開催され、平成 25 年 1 月には「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）」²⁾（以下「中間報告」という）がとりまとめられた。その中で「対象疾患は、これまでの考え方を踏まえ、①慢性に経過する疾患であるか、②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか、を考慮して選定されることが適切であり、公平な医療費助成の観点から、関係学会等の協力を得て、特に類縁疾患など対象疾患の整理や治療方針、診断基準の明確化を図る必要がある。」と示された。

そこで、本研究では、日本小児科学会等の関係学会の協力のもと、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患について、1) 現在の医学知見を踏まえた技術的整理（以下「技術的整理」という）を行ない、2) 対象疾患の四要件の該当性の検討及び診断基準及び治療指針の有無の調査を実施することを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、次の 3 つの課題について、研究班分担研究者に加え、日本小児科学会をはじめとする小児の慢性疾患の診療に関する諸学会、ならびに当該事業の対象疾患の診療に携わっている全国の専門家（末尾の謝辞を参照）の協力を得て、最新の医学的知見に基づき検討を行なった。

1) 対象疾患の技術的整理案（改定案）の作成

告示疾患について、下記の 4 点に留意して、技術的整理を行ない、「対象疾患の技術的整理案（改定案）」を作成した。

1. 医学の進歩や医学的知見の蓄積による疾患概念の変化や疾患名の変更等によ

- って、近年では使用されなくなった古い告示疾患名、慢性の経過を辿らないもしくは長期にわたり生命を脅かすとはいえない、もしくは小児期には発症しないことが明らかとなった告示疾患等を整理した。
2. 医学の進歩や医学的知見の蓄積による疾患概念の変化や疾患分類の変更等によって、疾患名の整理が必要となったものについて再整理を行ない、整理後の告示疾患名を「大分類疾患名」としてまとめた。また、各大分類疾患の内包する個々の疾患について、「細分類疾患名」として併せて整理した。
3. 医学の進歩や医学的知見の蓄積による疾患概念の変化や疾患分類の変更等によって、重複または類似した疾患名が告示に列挙された状態になってしまったものについては、疾患名をまとめ、「大分類疾患名」として再整理を行なった。さらに、各大分類疾患名の含む個々の疾患を明らかにするため「細分類疾患名」も併せて整理した。
4. 包括的な表記の告示疾患名については、そこに含まれる疾患を「細分類疾患名」として再整理を行ない明示した。

なお、これらの技術的整理における疾患名の表記については、既存の法令に用いられているものに加え、厚生労働省大臣官房統計情報部編ICD-10³⁾及びICD-O日本語版⁴⁾、文部科学省学術用語集医学編⁵⁾、日本医学会医学用語辞典⁶⁾、南山堂医学大辞典⁷⁾、小児科学会用語集⁸⁾、その他の国内学会作成の用語集に収載されているものとした。

2) 技術的整理案（改定案）疾患の近年の医学の進歩を踏まえた四要件の該当性の検討

前項 1) で作成した対象疾患の技術的整理案（改定案）に掲載された疾患について、以下の通り、a) 近年の医学の進歩の状況、b) 四要件の該当性の検討を行なった。

a) 近年の医学の進歩の評価

平成 17 年から平成 24 年までの間に報告された対象疾患の医療の進歩に関する学術論文を抽出した。

b) 四要件の該当性の検討

対象疾患が四要件を満たしているのか、要件毎に以下の通り検討を行なった。

① 慢性に経過する疾患であるか

現在小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費助成の対象疾患は、先天性疾患等、治癒が難しく症状が永続的に続くものの他、再発を繰り返すもの、投薬などにより症状のコントロールは可能であるが長期にわたり治癒することが難しいもの等を対象としている。

そこで対象疾患が、近年の医学的知見に照らしても、上記のような慢性的経過をたどるかについて、ネルソン小児科学^{9) 10)}等の主要な小児疾患に関する教科書、疾患の診断基準等に関するガイドライン等における自然歴や予後に関する記載に基づき、整理を行なった。

② 生命を長期にわたって脅かす疾患であるか

当該対象疾患において発症する症状や病態のなかで、死因となり得る症状や病態があるのかについて、主要な教科書や論文報告に基づいて整理を行なった。その上で、厚生労働省大臣官房統計情報部による「疾患、傷害及び死因の統計分類」¹¹⁾の死因又はその他の病態について類型化した。

③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか

ネルソン小児科学^{9) 10)}等の主要な小児疾患に関する教科書、疾患の診断基準及び治療指針等に関するガイドライン等の当該疾患における症状に関する記載を調査し、どのように生活の質を低下させるのか検討を行なった。

④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか

専門委員会に提示された疾患群毎の医療費と一般の子どもの医療費の比較に関する

資料に基づいて考察を行なった。

3) 診断基準及び治療指針の有無の調査

診断基準及び治療指針については、当該疾患毎に国内学会もしくは厚生労働科学研究費補助金による研究班等が作成したガイドライン等が有るか無いかについて（平成23年11月時点）調査を行なった。

C. 研究結果

3つの課題について、研究班分担研究者に加え、日本小児科学会をはじめとする小児の慢性疾患の診療に関する諸学会、ならびに当該事業の対象疾患の診療に携わっている全国の専門家（末尾の謝辞を参照）の協力を得て、最新の医学的知見に基づき検討を行なった結果は次の通りである。

1) 対象疾患の技術的整理案（改定案）の作成

まず、医学の進歩や医学的知見の蓄積による疾患概念の変化や疾患名の変更等によって、近年では使用されなくなった古い告示疾患名、慢性の経過を辿らないもしくは長期にわたり生命を脅かすとはいえない、もしくは小児期には発症しないことが明らかとなった告示疾患等を整理した。

具体的には、「近年は、使われなくなった疾患名・疾患概念」に相当する「赤血病」など7疾患、「近年の治療成績の向上により、慢性経過をとることがほとんどなくなったと考えられる疾患」に相当する「腎又は腎周囲膿瘍」など2疾患、「近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになった疾患」に相当する「中枢性思春期遅発症」など7疾患、「近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになった疾患」に相当する「悪性マクログロブリン」血症など3疾患を、対象疾患から削除した（表12）。

なお、これらの疾患については、現在、当該病名での登録がない、もしくはより適切な別の病名にて登録できることを、登録

データ上にて確認し、さらに必要に応じて登録医師に対する電話調査を行ない、臨床的にも不都合が生じないことを確認した。

次に、医学の進歩や医学的知見の蓄積による疾患概念の変化や疾患分類の変更等によって、疾患名の整理が必要となったものについて再整理を行なった。

具体例の一つとしては、悪性新生物疾患群が挙げられる。悪性新生物の領域では、2000年（平成12年）に世界保健機構（WHO）からICD-O（International Classification of Diseases for Oncology；国際疾病分類腫瘍学）第3版が出版され、これを受けて2002年（平成14年）に厚生労働省大臣官房統計情報部から日本語版が発行されている。ICD-Oは、1疾患1コードで疾患を整理してきたICD（International Classification of Diseases）とは異なり、腫瘍性疾患のみを対象として、腫瘍の部位（局在）と形態（病理組織診断）コードの組み合わせで疾患を表現している。また、ICD-O第2版からICD-O第3版への変更点については、特にリンパ腫及び白血病等の造血器腫瘍（血液腫瘍）に200以上の追加がされ、また骨髄異形成症候群（MDS）等が悪性コードに変更される等、大きな変更がみられた。このような疾患分類の変更を踏まえ、当該事業においても、平成17年度の法制化に伴う当該制度の見直しに際し、悪性新生物疾患群については、ICD-O第3版に基づく「部位コード」¹²⁾と「腫瘍診断コード」¹³⁾を採用することとした。しかしながら、疾患名自体の見直しまでは当時の検討の範疇ではなかったことから、悪性新生物疾患群の告示疾患名は従来の名称のまま運用され、かつ多くの対象疾患は告示番号55「1から54までに掲げるもののほか、悪性腫瘍である旨を明示するすべての疾病名、芽腫（肉芽腫を除く。）又は芽細胞腫である旨を明示するすべての疾病名、癌である旨を明示するすべての疾病名、肉腫である旨を明示するすべての疾病名その他の組織学的に悪性を呈する細胞の増殖（癌腫又は肉腫）を本

態とする疾病名。ただし、頭蓋内又は脊柱管内の新生物にあたっては組織型を問わない。」に該当する疾患と整理されてきた。そこで、悪性新生物の疾患分類については、これまでの医学的知見を踏まえて全面的に整理することとした。なお、先行して実施されている日本小児血液・がん学会「小児がん全数把握登録事業」における疾患分類等とも齟齬が生じないよう、情報提供を受けて検討を進めた。（表 1-1, 1-2, 1-3）

また、医学の進歩や医学的知見の蓄積による疾患概念の変化や疾患分類の変更等によって、重複または類似した疾患名が告示に列挙された状態になってしまったものについて再整理を行なった。

例えば、血友病等血液・免疫疾患群の告示番号 1「悪性貧血」、2、「イマースルンド・グレスベック症候群」、4「葉酸欠乏性貧血」は、同疾患群の告示番号 3、「巨赤芽球性貧血」に包含されると現在の医学的知見では考えられていることから、当該技術的整理においても「巨赤芽球性貧血」にまとめこととした。（表 9-1, 9-2, 9-3）

さらに、告示疾患の中には、前述の悪性新生物疾患群の告示番号 55 「1 から 54 までに掲げるもののほか、悪性腫瘍である旨を明示するすべての疾患名、（以下省略）」、及び先天性代謝異常疾患群の告示番号 50

「1 から 49 までに掲げるもののほか、特定の欠損（活性異常）酵素名を冠したすべての疾患」といった包括的なものがあるが、それらに含まれ得る具体的な疾患名が明示されていないため、医療機関にて作成された医療意見書に記載された個別（細分類）疾患が、本事業の対象疾患であるか否かについて、都道府県等の実施主体が判断に迷う事例等も報告されていた。そこで、これらについては、各疾患群における疾患整理の枠組みを根本的に見直し、包括的な表記の疾患名がなくなるよう、よりわかりやすく具体的な細分類病名まで整理することとした。また、他方、過去 5 年間に一人も患児データが登録されなかつたような極めて

稀な疾患が、早見表病名として具体的に挙げられているものも多数あったことから、学術的にも詳細病名の登録の重要性が認められないものについては、当該技術的整理において少し大きな疾患概念にまとめる等、整理を行なった。

なお、技術的整理案に掲載される疾患名の表記は、日常の診療業務にて一般的に用いられる表記を用いることが運用上妥当であると判断し、既に他の法令等で用いられており優先して使用しなければならない疾患名以外については、原則として日本小児科学会用語集とはじめとする国内学会作成の用語集に掲載されている表記を採用することを原則とした。その他、ICD-10、ICD-O、文部科学省学術用語集医学編、日本医学会医学用語辞典、南山堂医学大辞典等における表記も確認し、当該技術的整理案に用いた疾患表記の根拠をまとめた。（表 1-3, 2-3, 3-3, 4-3, 5-3, 6-3, 7-3, 8-3, 9-3, 10-3, 11-3）

以上により、516 の告示疾患数は 227 の大分類疾患に、大分類疾患に含まれ得る下位概念の個別疾患については 648 の細分類疾患に整理された。

2) 技術的整理案（改定案）疾患の近年の医学の進歩を踏まえた四要件の該当性の検討

前項 1) で作成した対象疾患の技術的整理案（改定案）に掲載された疾患について、以下の通り、a) 近年の医学の進歩の状況、b) 四要件の該当性の検討を行なった。

a) 近年の医学の進歩の評価

技術的整理案（改定案）に掲載された細分類疾患の四要件の該当性が、近年の医学の進歩、すなわち検査や治療法などの技術的進歩（表 13）によって、平成 17 年の法制化時と比較して変化したか、要件毎に評価を行なった。（研究分担者らによる各疾患群における検討結果については末尾の参考資料「疾患群毎の 4 要件の該当性について」を参照のこと。）

b) 四要件の該当性の検討

対象疾患が四要件を満たしているのか、要件毎に以下の通り検討を行なった。

① 慢性に経過する疾患であるか

平成 17 年の法制化時に、急性疾患については制度の対象から除外され、現在の対象疾患については、症状が永続的に続くものの、症状が徐々に進行するもの他、軽快と再発を繰り返すもの、治療的介入により症状のコントロールは可能であるが長期にわたり治癒することが難しいもの等であると考えられた。

一部の疾患については、医学技術の進歩や治療法の進歩等により、現在は慢性に経過しないと考えられるようになったことが明らかになった。（表 12【削除理由 2】）

② 生命を長期にわたって脅かす疾患であるか

対象疾患が、治療を行なわずに経過をみることにおいて、生命を脅かす状態が起こり得るのかを検討した。

その結果、現行の告示疾患のほとんどが、厚生労働省大臣官房統計情報部 編「疾病、傷害及び死因の統計分類」に挙げられる以下の状態、すなわち「敗血症」、「悪性新生物」、「貧血」、「糖尿病」、「不整脈及び伝導障害」、「心不全」、「脳血管障害」、「大動脈瘤及び解離」、「腎不全」、「肝不全」、「けいれん」、「呼吸不全」、「重篤な中枢神経障害」、「低血糖」、「低栄養」、「副腎不全」、「循環血液量減少性ショック」、「代謝性アシドーシス」、「高アンモニア血症」のいずれかにより、死に至る可能性がある慢性疾患であることが確認された。（表 14-1, 14-2, 14-3, 14-4, 14-5, 14-6, 14-7, 14-8, 14-9, 14-10, 14-11）

なお、一部の疾患については、臨床疫学的知見の集積により、死に至る可能性は極めて低いことが明らかになったことから、技術的整理案ではこれらの疾患を削除した。

（表 12【削除理由 3】）

③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか

これまで本研究班において実施された分

担研究において、対象疾患と生活の質の関係について検討した主な研究としては、「生物学的製剤がもたらす若年性特発性関節炎

（JIA）患児の生活機能の変化 -PedsQL による身体機能・精神機能評価と影響因子-」（分担研究者 武井修二）¹⁴⁾ が挙げられる。本研究は、生物学的製剤（Bio 製剤）がもたらす JIA 患児家族の生活機能の変化を、平成 23 年度及び平成 24 年度の調査に回答した JIA 330 例を用いて、学校を含む日常生活や通院状況、家庭経済状況に対する質問票と、PedsQL 調査票で評価したものである。この結果、JIA 患児の身体機能と精神機能には、有意な正の相関を認めたが、身体機能と乖離した低い精神機能を示す例が Bio 製剤導入群でみられた。その要因として、男児、全身型、月 2 回以上の医療機関の受診や学校の欠席などが抽出されたことから、継続的な治療を要する慢性疾患の患者の生活の質については、

「受診行動による日常生活の妨げ」や「疾病が原因の生活の制限」、それらに関連する「心理的ストレス」等が影響することが疑われた。

④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか

個別の対象疾患の医療費に関する検討については、「小児慢性特定疾患治療研究事業に係る公費負担に関する記述疫学的研究」（研究分担者 西連地 利己）¹⁵⁾ が挙げられる。本研究は、実施主体（4 県 4 市）の協力を得て、2009 年度の疾患別公費負担額等のデータを解析したものである。この結果、233 の告示疾患のうち 97 疾患で中央値が 1 万円を超えており、また 10 人月以上の観察期間のある疾患の中では、中央値が 8 万円を超える疾患もあり、当該事業による医療費助成がない場合には、高額な自己負担を抱える可能性がある患者が存在することが示唆された。

他方、当該事業全体での個別の対象疾患の医療費に関する研究及び資料等はないが、疾患群毎の 1 年間にかかる総医療費については、専門委員会において提示された「小

児慢性特定疾患児の一人当たり医療費」が挙げられる（資料2）。当該資料によると、小児慢性特定疾患児の平均年間医療費は約169万円であり、一般の子ども全体（0～19才）の一人当たり平均年額医療費（約8万円）と比べ、約20倍であると指摘されている。また、悪性新生物の入院（約659万円）等、非常に高額な医療費がかかる疾患もあった。これらのことより、現在の告示疾患は、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であると推察された。

なお、疾患群毎に四要件の該当性について検討を行なった結果については、本研究報告末尾の参考資料「疾患群毎の4要件の該当性について」を参照されたい。

3) 診断基準及び治療指針の有無の調査

専門委員会の中間報告では、「公平な医療費助成の観点から、関係学会等の協力を得て、治療方針、診断基準の明確化を図る必要がある」と明示された。そこで、現行の告示疾患における技術的整理による細分類疾患について、診断基準及び治療指針の整備状況を調査した。（表14-1, 14-2, 14-3, 14-4, 14-5, 14-6, 14-7, 14-8, 14-9, 14-10, 14-11）

その結果、648の細分類疾患のうち、診断基準がガイドライン等の形でまとめられているものは242疾患（約37%）、治療指針がまとめられているものは184疾患（約28%）であることが明らかになった。また、診断基準及び治療指針の双方が既に整備されている疾患は168疾患（約26%）で、全体の1/4程度に留まった。

D. 考察

3つの課題について、以上の結果を踏まえ、次の通り考察する。

1) 対象疾患の技術的整理案（改定案）の作成

技術的整理案（改定案）においては、現在の告示疾患の包含関係の整理や疾患名表

記の変更（大分類疾患名の作成）のみならず、治療方法、予後の違いなどによる実際の臨床現場及び登録事業に即した分類（細分類疾患名の作成）を反映させており、実施主体、医療関係者にとって、より適正に運用しやすい技術的整理案（改定案）となっていると考えられる。

また、改定案では日本小児科学会及び各分科会、小児慢性疾患の診療に関連する諸学会と協議して、医学的にも適切であると考えられる用語を大分類病名及び細分類病名として提案した。実際の臨床現場に即した疾患名を利用できることは、申請書を作成する医療者のみならず、当該事業を利用する患者にとっても有益であると考えられる。つまり、当該事業で用いていた見直しが必要な病名が医療費助成を受けるための受給券の発行に使用されていた場合、実際の診療の席で医療者から説明されている病名と異なることもあり得たが、今回の技術的整理によりそのような複雑な状況が解消されることも期待される。

2) 技術的整理案（改定案）疾患の近年の医学の進歩を踏まえた四要件の該当性の検討

本研究においては、平成17年の法制化時に検討された対象疾患の四要件を再確認し、現在の医療水準における各疾患における四要件の該当性について確認を行なった。その結果、現在もほぼすべての疾患で、四要件を満たしており、引き続き当該事業の対象疾患としていくことが妥当であると確認された。

生活の質への影響については、本年度までの研究では、定性的な評価しかできなかった。生活の質の定量化、評価の一般化については、成人疾患に関する報告はいくつかあるが、小児の慢性疾患患者に関する報告は少ない。本研究班の研究分担者の武井がPedsQLを用いて若年性特発性関節炎の生物学的製剤の使用前後での生活の質の評価を試み、小児の慢性疾患の生活の質を定

量する一つの指標として PedsQL の有用性が示唆された。今後は、小児の慢性疾患者の生活の実態を明らかにし、生活の質の定量的評価を試み、疾患間での差、治療や支援策等の介入前後での差等についても具体的に検討を行ない、患者の生活の質の向上につながるより効果的な支援策を講じていくことが必要であると考える。

専門委員会の資料によると、平成 18 年度の事業の対象患者数は 108,343 人で総医療費は 1468 億円、平成 23 年度は 109,699 人で 1921 億円となっており（資料 3）、一人当たりの総医療費に換算すると、平成 18 年度は 135 万円、平成 23 年度は 175 万円となる。医療費増加の要因については今後の検討課題ではあるが、高額を要する小児慢性疾患児に対する医療費助成の意義は非常に大きく、小児慢性特定疾患治療研究事業は慢性疾患を有する児童の健全育成に資する重要な事業であり、恒久的な支援事業となることが求められるだろう。

3) 診断基準と治療指針の有無の調査

当該事業と類似しており、度々比較される医療費助成制度として、特定疾患治療研究事業（以下、難病事業）がある。この難病事業においては、医療費助成対象疾患に診断ガイドラインがあり、当該事業の対象疾患であるかについて正確な診断ができることが前提となっている。小児慢性特定疾患治療研究事業では、対象としている疾患数が非常に多いこと、稀少疾患が多く含まれていること等の理由から、難病事業に比べて個々の疾患についての診断ガイドラインならびに治療指針の整備は遅れている。本件については、専門委員会の中間報告においても、「公平な医療費助成の観点から、関係学会等の協力を得て、治療方針、診断基準の明確化を図る必要がある」と明記されたことも踏まえ、診断基準及び治療指針の作成は急務であると考える。今後、厚生労働科学研究班等が日本小児科学会等の関連学会と連携し、すべての対象疾患につい

て診断ガイドライン等を整備することが求められるだろう。

なお、本来診療ガイドラインとは「科学的根拠に基づき、系統的な手法により作成された推奨を含む文書である」（Minds ガイドラインセンターHP より引用）ことが望ましいとされている。しかしながら、当該事業で対象としている疾患には、稀少性が高くエビデンスも少ないため系統的レビュー等の実施が困難な疾患も存在する。そこで当該事業においては、推奨される手続きでのガイドライン作成が困難な疾患も含め、可能な限り客観的な手法に基づく作成手続きを採用し、日本小児科学会小児慢性疾患委員会の協力を得て、ガイドライン等の整備を進めていくこととした。

E. 結論

本研究では、小児慢性特定疾患の医療費助成の四要件に基づき、現在の医学の知見を踏まえた技術的整理を行なった。その結果、現行の対象疾患の四要件の該当性について確認され、また対象疾患の疾患名等についても研究班による技術的整理案（改定案）を提示することができた。

一方、この検討過程において、次のような今後の具体的課題も明らかとなった。すなわち、①各疾患の診断基準および治療指針の整備を進める必要があること、②改定案について対象基準を付け直し、その適切性について検討すること、③対象疾患と同様に四要件を満たしているが現行事業では対象となっていない疾患について、追加検討候補疾患として情報を整理すること、等である。これらは、すべて当該事業の適正化、および公平かつ公正な運用のために重要な課題であることから、本研究班においても引き続き関係諸学会の協力をながら検討を進めたいと考える。

参考文献

- 1) 厚生労働省告示第 23 号「児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度」(平成 17 年 2 月 10 日)
<http://www.hourei.mhlw.go.jp>
- 2) 厚生労働省社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方にに関する専門委員会:「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方(中間報告)」平成 25 年(2013 年)1 月
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002u1tj.html>
- 3) 厚生労働省大臣官房統計情報部 編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠 第 3 卷」厚生労働省大臣官房統計情報部, 2006.
- 4) 厚生労働省大臣官房統計情報部 編「国際疾病分類—腫瘍学 第 3 版」財団法人厚生統計協会, 2003.
- 5) 文部科学省・日本医学会 共編「学術用語集 医学編」独立行政法人 日本学術振興会, 2003.
- 6) 日本医学会医学用語管理委員会 編「日本医学会 医学用語辞典 英和 -第 3 版-, 南山堂, 2007.
- 7) 南山堂 編 「南山堂 医学大辞典 第 19 版」南山堂, 2011.
- 8) 日本小児科学会 編「小児科学会用語集 第 2 版」(2013 年 3 月)
<http://www.jpeds.or.jp/yougo-j.html>
- 9) Richard E. Behrman, Robart M. Kliegman & Hal B. Jenson. 衛藤義勝 監修「ネルソン小児科学 原著 第 17 版」エルゼビア・ジャパン株式会社, 2005.
- 10) Robart M. Kliegman et al. eds.: "Nelson Textbook of Pediatrics, 19th edition" Elsevier Inc., 2011.
- 11) 厚生労働省大臣官房統計情報部 編「疾病、傷害及び死因の統計分類」『2. ICD-10 の分類の構成(基本分類表)』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeii/>
- 12) 厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患克服研究事業)「小児難治性疾患登録システムの構築に関する研究」平成 14 年度～平成 15 年度 総合研究報告書(平成 14 年度主任研究者 秦 順一、平成 15 年度主任研究者 掛江直子)資料 3「部位コード」 appendix 5-8.
- 13) 同上, 資料 4「腫瘍診断コード」 appendix 9-19.
- 14) 武井修二「生物学的製剤がもたらす若年性特発性関節炎 (JIA) 患児の生活機能の変化 -PedsQL による身体機能・精神機能評価と影響因子-」平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「小児慢性特定疾患の登録・管理・解析・情報提供に関する研究」総括・分担研究報告書(研究代表者 松井陽), pp. 127-135.
- 15) 西連地利己「小児慢性特定疾患治療研究事業に係る公費負担に関する記述疫学的研究」平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「小児慢性特定疾患の登録・管理・解析・情報提供に関する研究」総括・分担研究報告書(研究代表者 松井陽), pp. 303-321.

表 1-1：悪性新生物における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

第1表 悪性新生物(現行—改定案 対応表)					
番号	現 行 告 示 疾 患 名	番号	大 分 類 疾 患 名	細 分 類 疾 患 名	改 定 案 番 号
1	悪性カルチノイド	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	69 27から68に掲げるもののほかの、 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	
2	悪性黒色腫	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	63 悪性黒色腫	
3	悪性骨巨細胞腫	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	39 悪性骨巨細胞腫	
4	悪性細網症	4	組織球症	25 血球貪食性リンパ組織球症	
5	悪性マクログロブリン血症	4	組織球症	26 24及び25に掲げるもののほかの、 組織球症	
6	悪性リンパ腫	3	【告示削除】 悪性リンパ腫	【告示削除】	
7	アスキン腫瘍	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	23 18から22までに掲げるもののほかの、 悪性リンパ腫	
8	ワイルムス(Wilms)腫瘍	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	41 未分化神経外胚葉性腫瘍(未梢性のもの)	
9	下垂体腺腫	6	中枢神経系腫瘍	30 ウィルムス(Wilms)腫瘍・腎芽腫	
10	家族性赤血球貪食性細網症	4	組織球症	83 下垂体腺腫	
11	褐色細胞腫	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	25 血球貪食性リンパ組織球症	
12	悪性腹膜炎	5	【告示整理】	64 褐色細胞腫	
13	奇形腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る)	6	中枢神経系腫瘍	【原病となる疾患で申請】 79 奇形腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る)	
14	菌状鳥肉腫	3	悪性リンパ腫	23 18から22までに掲げるもののほかの、 悪性リンパ腫	
15	形質細胞腫	3	悪性リンパ腫	23 18から22までに掲げるもののほかの、 悪性リンパ腫	
16	血球貪食性リンパ組織球症	4	組織球症	25 血球貪食性リンパ組織球症	
17	好酸球性肉芽腫	4	組織球症	24 ランゲルハンス(Langerhans)細胞組織球症	
18	骨髓腫	【告示削除】		【告示削除】	
19	松果体腫	6	中枢神経系腫瘍	80 松果体腫	
20	綿毛上皮腫	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	56 綿毛腫	
21	神経膠腫	6	中枢神経系腫瘍	71 ひまん性星細胞腫	
		6	中枢神経系腫瘍	72 退形成性星細胞腫	
		6	中枢神経系腫瘍	73 腎芽腫	
		6	中枢神経系腫瘍	75 乏突起神経膠腫	
		6	中枢神経系腫瘍	76 70から75までに掲げるもののほかの、 神経膠腫	
		6	中枢神経系腫瘍	90 神経鞘腫	
22	神経鞘腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る)	6	中枢神経系腫瘍	41 未分化神経外胚葉性腫瘍(未梢性のもの)	
23	神経上皮腫	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	87 未分化神経外胚葉性腫瘍(中枢性のもの)	
		6	中枢神経系腫瘍	88 70毛様細胞性星細胞腫	
		6	中枢神経系腫瘍	84 神経節腫	
		5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	31 腎明細胞肉腫	
		5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	68 胸芽腫	
		6	中枢神経系腫瘍	92 生検による診断が困難な、あるいは70から91に掲げるもののほかの、 中枢神経系腫瘍	
24	神経星細胞腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る)	6	中枢神経系腫瘍	82 髓膜腫	
25	神経節細胞腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る)	6	中枢神経系腫瘍	52 未分化胚細胞腫	
26	腎明細胞肉腫(腫瘍)	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	86 青素腫	
27	脾芽腫	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	23 18から22までに掲げるもののほかの、 悪性リンパ腫	
28	髓上皮腫	6	中枢神経系腫瘍		
29	髓膜腫	6	中枢神経系腫瘍		
30	精上皮腫	5	固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)		
31	青素腫	6	中枢神経系腫瘍		
32	セザリー(Sezary)症候群	3	悪性リンパ腫		

5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	35 骨肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	36 骨軟骨腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	37 軟骨肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	38 軟骨芽腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	42 橫紋筋肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	44 未分化肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	45 線維形成性小円形細胞腫瘍
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	46 線維肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	47 滑膜肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	48 明細胞肉腫(腎明細胞肉腫を除く)
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	49 胞巣状軟部肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	50 平滑筋肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	51 脂肪肉腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	53 胎児性癌
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	54 多胎芽腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	55 卵巣囊腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	57 混合性胚細胞腫瘍
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	58 性素間質性腫瘍
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	59 副腎皮質癌
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	60 甲状腺癌
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	61 上咽頭癌
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	62 咽液腺癌
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	65 黒色胸腺腫
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	67 気管支腫瘍
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	69 27から68に掲げるもののほかの、固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)
6 中枢神経系腫瘍	77 髓芽腫
6 中枢神経系腫瘍	85 神經節腫
6 中枢神経系腫瘍	87 未分化神経外胚葉性腫瘍(中枢性のもの)
6 中枢神経系腫瘍	88 異型奇形腫瘍/ラブドイド腫瘍
6 中枢神経系腫瘍	89 悪性神経鞘腫
6 中枢神経系腫瘍	91 頭蓋内胚細胞腫瘍
6 中枢神経系腫瘍	92 生検による診断が困難な、あるいは70から91に掲げるもののほかの、中枢神経系腫瘍

表 1-2：悪性新生物における現行告示疾患とその対応方法、削除する疾患とその理由
整理する疾患と理由

第1表 悪性新生物(現行—改定案 対応表)			
番号	現 行	告 示 疾 患 名	改 定 案
	処 置		理 由
【整理する疾患と理由】			
1 悪性カルチノイド	「69:21から68に掲げるもののほかの、固形癌(中枢神経系腫瘍を除く)」で申請すること	「69:21から68に掲げるもののほかの、組織球症」で申請すること	「69:21から68に掲げるもののほかの、組織球症」などで申請すること
4 悪性細網症	「25:血球貪食性リンパ組織球症」、「26:24及び25に掲げるもののほかの、組織球症」などで申請すること	「25:血球貪食性リンパ組織球症」で申請すること	「25:血球貪食性リンパ組織球症」で申請すること
7 アスキン腫瘍	「41:未分化神経外胚葉性腫瘍(未梢性のもの)」で申請すること	「25:血球貪食性リンパ組織球症」で申請すること	「25:血球貪食性リンパ組織球症」で申請すること
10 家族性赤血球貪食性細網症	「整理」	原病となる疾患で申請すること	「整理」
12 癌性腹膜炎	「23:18から22までに掲げるもののほかの、悪性リンパ腫」で申請すること	「整理」	「23:18から22までに掲げるもののほかの、悪性リンパ腫」で申請すること
14 菌状息肉腫	「23:18から22までに掲げるもののほかの、悪性リンパ腫」で申請すること	「整理」	「23:18から22までに掲げるもののほかの、悪性リンパ腫」で申請すること
15 形質細胞腫	「24:ラングルハンス細胞組織球症」で申請すること	「整理」	「24:ラングルハンス細胞組織球症」で申請すること
17 好酸球性肉芽腫	「41:未分化神経外胚葉性腫瘍(未梢性のもの)」、「87:未分化神経外胚葉性腫瘍(中枢性のもの)」などで申請すること	「整理」	「41:未分化神経外胚葉性腫瘍(未梢性のもの)」、「87:未分化神経外胚葉性腫瘍(中枢性のもの)」などで申請すること
23 神經上皮腫	「92:生検による診断が困難な、あるいは70から91に掲げるもののほかの、中枢神経系腫瘍」で申請すること	「整理」	「92:生検による診断が困難な、あるいは70から91に掲げるもののほかの、中枢神経系腫瘍」で申請すること
28 髓上皮腫	「52:未分化胚細胞腫」で申請すること	「整理」	「52:未分化胚細胞腫」で申請すること
30 精上皮腫	「23:18から22までに掲げるもののほかの、悪性リンパ腫」で申請すること	「整理」	「23:18から22までに掲げるもののほかの、悪性リンパ腫」で申請すること
32 セザリー(Sezary)症候群	「69:21から68に掲げるもののほかの、固形癌(中枢神経系腫瘍を除く)」で申請すること	「整理」	「69:21から68に掲げるもののほかの、固形癌(中枢神経系腫瘍を除く)」で申請すること
35 先天性腎間葉芽腫(先天性中胚葉性腎腫)	「16:1から15までに掲げるもののほかの、白血病」で申請すること	「整理」	「16:1から15までに掲げるもののほかの、白血病」で申請すること
40 白血病性細網内皮症(Hairy-Cell Leukemia)	「18:成熟B細胞リンパ腫」で申請すること	「整理」	「18:成熟B細胞リンパ腫」で申請すること
41 パーキットリンパ(Burkitt)リンパ腫	「24:ラングルハンス細胞組織球症」で申請すること	「整理」	「24:ラングルハンス細胞組織球症」で申請すること
42 ハンド・シューラー・クリスチヤン(Hand-Schuller-Christian)病	「6:成熱を伴う急性骨髓性白血病」などで申請すること	「整理」	「6:成熱を伴う急性骨髓性白血病」などで申請すること
52 緑色腫	「24:ラングルハンス細胞組織球症」で申請すること	「整理」	「24:ラングルハンス細胞組織球症」で申請すること
53 レッテラー・ジーべ(Letterer-Siwe)病			
【削除する疾患と理由】			
5 悪性マクログロブリン血症	近年になり、小兒期では発症しない疾患と考えられるようになつたため	「削除」	近年になり、小兒期では発症しない疾患と考えられるようになつたため
18 骨髓腫	近年になり、小兒期では発症しない疾患と考えられるようになつたため	「削除」	近年は、使われなくなった疾患名・疾患概念のため
33 赤血病	近年になり、小兒期では発症しない疾患と考えられるようになつたため	「削除」	近年になり、小兒期では発症しない疾患と考えられるようになつたため
54 H鎖病(α鎖病、γ鎖病、δ鎖病、μ鎖病)			

表 1-3：悪性新生物の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の包含関係

第1表 悪性新生物(改定案)					
大分類 番号		疾患名(改定案)		表記の根拠	
		出典	番号	細分類 疾患名(改定案)	表記の根拠 番号
1	白血病	ICD-O	9800	1 前駆B細胞リンパ芽球性白血病 2 成熟B細胞リンパ芽球性白血病 3 丁細胞リンパ芽球性白血病 4 急性骨髓性白血病、最小分化 5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病 6 成熟を伴う急性骨髓性白血病 7 急性前骨髓球性白血病 8 急性骨髓单球性白血病 9 急性单球性白血病 10 急性赤白血病 11 急性巨核芽球性白血病 12 NK(ナチュラルキラー)細胞白血病 13 慢性骨髓性白血病 14 慢性骨髓单球性白血病 15 若年性骨髓单球性白血病 16 1から15までに掲げるもののほかの、白血病	ICD-O 9836 ICD-O 9826 ICD-O 9837 ICD-O 9872 ICD-O 9873 ICD-O 9874 ICD-O 9866 ICD-O 9867 ICD-O 9891 ICD-O 9840 ICD-O 9910 ICD-O 9948 ICD-O 9863 ICD-O 9945 ICD-O 9946 ICD-O 9800 政令
2	骨髓異形成症候群	ICD-O	9590	17 骨髓異形成症候群 18 成熟B細胞リンパ腫 19 未分化大細胞リンパ腫 20 Bリンパ芽球性リンパ腫 21 Tリンパ芽球性リンパ腫 22 ホジキン(Hodgkin)リンパ腫 23 18から22までに掲げるもののほかの、悪性リンパ腫 24 ランゲルハンス(Langerhans)細胞組織球症 25 血球食性リンパ組織球症 26 24及び25に掲げるもののほかの、組織球症 27 神経芽腫 28 神経節芽腫 29 網膜芽細胞腫 30 ウイルムス(Wilms)腫瘍・腎芽腫 31 腎明細胞肉腫 32 腎細胞癌 33 肝芽腫 34 肝細胞癌 35 骨肉腫 36 骨軟骨腫症 37 軟骨肉腫 38 軟骨芽腫 39 悪性骨巨細胞腫	ICD-O 9591 ICD-O C836 ICD10 C835 ICD10 C835 ICD-O 9650 ICD-O 9590 政令 ICD10 D761 文科省 文科省 日本外科学会 ICD10 C692 ICD-O 8960 ICD-O 8964 ICD-O 8312 ICD-O 8970 ICD-O 8170 ICD-O 9180 ICD-O 9210 ICD-O 9220 ICD-O 9230
3	悪性リンパ腫			5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	
4	組織球症				
5					

	40 ューイング(Ewing)肉腫		ICD-O	9260
41	未分化神経外胚葉性腫瘍(未梢性のもの)			南山堂
42	横紋筋肉腫	ICD-O	8900	
43	悪性ラブドイド腫瘍	ICD-O	8963	
44	未分化肉腫	ICD-O	8805	
45	線維形成性小円形細胞腫瘍	ICD-O	8806	
46	線維肉腫	ICD-O	8810	
47	滑膜肉腫	ICD-O	9040	
48	明礬胞肉腫(腎明細胞肉腫を除く)	ICD-O	9044	
49	胞巣状軟部肉腫	ICD-O	9581	
50	平滑筋肉腫	ICD-O	8890	
51	脂肪肉腫	ICD-O	8850	
52	未分化脂細胞腫	文科省		
53	胎児性癌	ICD-O	9070	
54	多胎芽腫	ICD-O	9072	
55	卵黃囊腫	ICD-O	9071	
56	絨毛癌	ICD-O	9100	
57	混合性胚細胞腫瘍	ICD-O	9085	
58	性索間質性腫瘍	日本医学会		
59	副腎皮質癌	ICD-O	8370	
60	甲状腺癌	ICD10	C73	
61	上咽頭癌	ICD10	C119	
62	唾液腺癌	ICD10	C089	
63	悪性黒色腫	ICD-O	8720	
64	褐色細胞腫	ICD-O	8700	
65	悪性胸腺腫	ICD10	C37	
66	胸膜肺芽腫	ICD-O	8973	
67	気管支腫瘍	日本医学会		
68	膀胱腫	ICD-O	8971	
69	27から68に掲げるもののほかの、固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	文科省		
70	毛様細胞性星細胞腫	ICD10	C719	
71	びまん性星細胞腫	ICD10	C719	
72	退形成性星細胞腫	ICD10	C719	
73	膠芽腫	ICD-O	9440	
74	上衣腫	ICD-O	9391	
75	乏突起神経膠腫	ICD10	C719	
76	70から75までに掲げるもののほかの、神経膠腫	ICD10	C719	
77	髓芽腫	ICD-O	9470	
78	頭蓋咽頭腫	ICD-O	9350	
79	奇形腫(更蓋内及び脊柱管内に限る)	ICD-O	9080	
80	松果体腫	ICD-O	9360	
81	脈絡叢乳頭腫	ICD-O	9330	
82	膚膜腫	ICD-O	9530	
83	下垂体腺腫	ICD-O	8272	
84	神経節膠腫	ICD-O	9505	

85	神経節腫	日本医学会
86	脊索腫	ICD-O 9370 南山堂
87	未分化神経外胚葉性腫瘍(中枢性のもの)	ICD-O 9508 南山堂
88	異型奇形腫瘍/ラブドイド腫瘍	ICD-O 9560 ICD10 C719 日本医学会
89	悪性神経鞘腫	
90	神経鞘腫	
91	頭蓋内胚細胞腫瘍	
92	生検による診断が困難な、あるいは70から91に掲げるもののほかの、中枢神経系腫瘍	

表 2-1：慢性腎疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

番号	現 行		改定案	
	告示疾患名	番号	大分類疾患名	番号
1	遺伝性腎炎	2	慢性系球体腎炎	12 慢性系球体腎炎(Abortifacientia症候群による)
		2	慢性系球体腎炎	13 エプスタイン(Epstein)症候群
2	急速進行性系球体腎炎の病変を示す慢性腎炎	2	慢性系球体腎炎	18 7から17までに掲げるもののほかの、慢性系球体腎炎
		2	慢性系球体腎炎	15 急速進行性系球体腎炎(顕微鏡的多発血管炎による)
3	紫斑病性腎炎	2	慢性系球体腎炎	16 急速進行性系球体腎炎(多発血管炎性肉芽腫症による)
4	巢状系球体硬化症	1	ネフローゼ症候群	10 細胞病性腎炎
		2	慢性系球体腎炎	4 球状分節性系球体硬化症
5	ネフローゼ症候群	1	ネフローゼ症候群	8 メサンギウム増殖性系球体腎炎(IgA腎症を除く)
		1	ネフローゼ症候群	1 フィンランド型先天性ネフローゼ症候群
		1	ネフローゼ症候群	2 びまん性メサンギウム硬化症
6	微少変化型ネフローゼ症候群	1	ネフローゼ症候群	6 1から15までに掲げるもののほかの、ネフローゼ症候群
7	慢性系球体腎炎	1	ネフローゼ症候群	3 微小変化型ネフローゼ症候群
		2	慢性系球体腎炎	8 メサンギウム増殖性系球体腎炎(IgA腎症を除く)
		2	慢性系球体腎炎	14 ルーブス腎炎
		2	慢性系球体腎炎	15 急速進行性系球体腎炎(顕微鏡的多発血管炎による)
		2	慢性系球体腎炎	16 急速進行性系球体腎炎(多発血管炎性肉芽腫症による)
8	慢性増殖性系球体腎炎	2	慢性系球体腎炎	18 7から17までに掲げるもののほかの、慢性系球体腎炎
9	慢性膜性系球体腎炎	2	慢性系球体腎炎	18 7から17までに掲げるもののほかの、慢性系球体腎炎
10	慢性膜性増殖性系球体腎炎	1	ネフローゼ症候群	5 膜性腎症
		2	慢性系球体腎炎	9 膜性増殖性系球体腎炎
		2	慢性系球体腎炎	7 IgA腎症
11	IgA腎症	5	アミロイド腎	21 アミロイド腎
12	アミロイド腎	18	萎縮腎・尿路奇形が原因のものは除く	43 萎縮腎(尿路奇形が原因のものは除く)
13	萎縮腎	7	ネフロン病	23 ネフロン病
14	家族性若年性ネフロン病	12	ギッテルマン症候群	28 ギッテルマン(Gitelman)症候群
15	ギッテルマン(Gitelman)症候群	17	尿路奇形	40 閉塞性尿路疾患
16	巨大水尿管症	17	尿路奇形	41 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)
		17	尿路奇形	42 40及び41に掲げるもののほかの、尿路奇形
17	グッジスチャード(Goodpasture)症候群	2	慢性系球体腎炎	11 抗糸球体基底膜腎炎(Goodpasture 症候群)
		8	腎血管性高血圧	24 腎血管性高血圧
18	腎血管性高血圧	9	腎静脈血栓症	25 腎静脈血栓症
		10	腎動静脉脈瘤	26 腎動静脉脈瘤
19	腎静脈血栓症	8	腎血管性高血圧	24 腎血管性高血圧
20	腎動静脉脈瘤	11	尿細管性アシドーシス	27 尿細管性アシドーシス
21	腎動脈狭窄症	16	腎奇形	37 多囊胞性異形成腎
22	腎尿細管性アシドーシス	2	慢性系球体腎炎	17 爪膝蓋症候群(Nail-Patella症候群)
23	腎囊胞	15	慢性腎不全	31 慢性腎不全(腎腫瘍による)
24	腎の奇形、位置異常又は腫瘍による腎機能障害	16	腎奇形	36 ポッター(Potter)症候群
		16	腎奇形	38 尿巨大系球体症
		16	腎奇形	39 33から38に掲げるもののほかの、腎奇形

25	腎の無発生、低形成、無形成又は異形成	
15	慢性腎不全	32 慢性腎不全(急性尿細管壞死又は腎虚血による)
16	腎奇形	34 低形成腎
16	腎奇形	35 腎無形成
16	腎奇形	37 多囊泡性異形成腎
	【告示削除】	【告示削除】
14	腎尿管結石	30 腎尿管結石
17	尿路奇形	40 閉塞性尿路疾患
17	尿路奇形	41 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)
17	尿路奇形	42 40及び41に掲げるもののほかの、尿路奇形
16	多発性囊胞腎	33 多発性囊胞腎
30	尿路の奇形、位置異常又は腫瘍による腎機能障害	41 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)
17	尿路奇形	42 40及び41に掲げるもののほかの、尿路奇形
17	尿路奇形	40 閉塞性尿路疾患
17	尿路奇形	41 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)
31	尿路閉塞性腎機能障害	
17	尿路奇形	29 ハーター(Bartter)症候群
13	ハーター(Bartter)症候群	3 慢性尿細管間質性腎炎(尿路奇形が原因のものは除く)
33	慢性間質性腎炎	4 慢性腎孟腎炎
34	慢性腎孟腎炎	6 家族性若年性高尿酸血症性腎症
代27	遺伝性若年性痛風	2 血96 メイ・ヘグリン(May-Hegglin)異常(症候群)
2	慢性糸球体腎炎	13 エブスタイン(Epstein)症候群

表 2-2: 慢性腎疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表
整理する疾患とその対応方法、削除する疾患とその理由

第2表 慢性腎疾患(現行—改定案 対応表)			
	現 行	告 示 疾 患 名	改 定 案
番号		処 置	理 由
【整理する疾患と理由】			
8	慢性増殖性糸球体腎炎	《《整理》》「18:7から17までに掲げるもののほかの、慢性糸球体腎炎」で申請	
16	巨大水尿管症	《《整理》》「40:閉塞性尿路疾患」、「41:膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)」、「42:40及び41に掲げるもののほかの、尿路奇形」などで申請	
21	腎動脈狭窄症	《《整理》》「24:腎血管性高血圧」で申請	
28	水腎症	《《整理》》「40:閉塞性尿路疾患」、「41:膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)」、「42:40及び41に掲げるもののほかの、尿路奇形」などで申請	
【削除する疾患と理由】			
26	腎又は腎周囲臓器	《《削除》》近年の治療成績の向上により、慢性経過をとることがほとんどなくなったと考えられるため	

慢性腎疾患の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の色合関係および疾患名の表記の根拠

第2表 慢性腎疾患(改定案)						
大分類 番号	疾患名(改定案)	表記の根拠 出典	表記の根拠 番号	細分類 番号	疾患名(改定案)	表記の根拠 番号
1	ネフローゼ症候群	ICD10	N049	1	フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	日本小兒科学会
				2	びまん性メサンギウム硬化症	日本医学会
				3	微小変化型ネフローゼ症候群	ICD10 N040
				4	巢状分節性系球体硬化症	日本医学会 文科省
				5	膜性腎症	ICD10 N049
				6	1から5までに掲げるもののほかの、ネフローゼ症候群	政令
2	慢性糸球体腎炎	ICD10	N039	7	IgA腎症	ICD10 N053
				8	メサンギウム増殖性系球体腎炎(IgA腎症を除く)	ICD10 N055
				9	膜性増殖性糸球体腎炎	日本医学会
				10	紫斑病性腎炎	日本小兒科学会
				11	抗糸球体基底膜腎炎(Goodpasture症候群による)	ICD10 Q878
				12	慢性糸球体腎炎(Alport症候群による)	日本小兒科学会
				13	エブスタイン(Epstein)症候群	ICD10 M321
				14	ループス腎炎	日本医学会
				15	急速進行性糸球体腎炎(顕微鏡的多発血管炎による)	ICD10 M300
				16	急速進行性糸球体腎炎(多発血管炎性肉芽腫症による)	日本医学会
				17	爪膝蓋症候群(Nail-Patella症候群)	ICD10 Q872
				18	7から17までに掲げるもののほかの、慢性糸球体腎炎	ICD10 N039
3	慢性尿細管間質性腎炎(尿路奇形が原因のものは除く)	ICD10	N119	19	慢性尿細管間質性腎炎(尿路奇形が原因のものは除く)	ICD10 N119
				ICD10	N119	ICD10 N119
				20	慢性腎孟腎炎	文科省
4	慢性腎孟腎炎	ICD10	N119	21	アミロイド腎	日本小兒科学会
				22	家族性若年性高尿酸血症性腎症	日本医学会
5	アミロイド腎	日本小兒科学会				日本小兒科学会
6	家族性若年性高尿酸血症性腎症	日本医学会				日本医学会
7	ネフロン病					
8	腎血管性高血圧	ICD10	I150	24	腎血管性高血圧	ICD10 I150
9	腎静脈血栓症	ICD10	I823	25	腎静脈血栓症	ICD10 I823
10	腎動静脈瘻	日本医学会		26	腎動靜脈瘻	日本医学会
11	尿細管性アンドーシス	ICD10	N258	27	尿細管性アンドーシス	ICD10 N258
12	ギッヘルマン(Gitelman)症候群	ICD10	E268	28	ギッヘルマン(Gitelman)症候群	ICD10 E268
13	バーネー(Barter)症候群	ICD10	E268	29	バーネー(Barter)症候群	ICD10 E268
14	腎尿管結石	ICD10	N202	30	腎尿管結石	ICD10 N202
15	慢性腎不全	ICD10	N189	31	慢性腎不全(腎腫瘍による)	ICD10 N189
16	腎奇形	ICD10	Q639	32	慢性腎不全(急性尿細管壊死又は腎虚血による)	ICD10 N189
				33	多発性囊胞腎	政令
				34	低形成腎	ICD10 Q605
				35	腎無形成	ICD10 Q602
				36	ボッター(Potter)症候群	ICD10 Q606
				37	多囊性腫形成腎	日本小兒科学会
				38	対巨大糸球体症	日本小兒科学会

							ICD10	Q639
17	尿路奇形		ICD10	Q649	39 40 41 42 43	33から38に掲げるもののほかの、腎奇形 閉塞性尿路疾患 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く) 40及び41に掲げるもののほかの、尿路奇形 萎縮腎(尿路奇形が原因のものは除外)		日本小児科学会
18	萎縮腎(尿路奇形が原因のものは除外)	ICD10	N26				ICD10	N137
							ICD10	Q649
							ICD10	N26

表 3-1：慢性呼吸器疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

現 行		第3表 慢性呼吸器疾患(現行—改定案 対応表)		
番号	告示疾患名	番号	大分類疾患名	改定案番号
細分類疾患名				
1	アレルギー性気管支炎	2	気管支喘息	2 気管支喘息、
2	アレルギー性細気管支炎	2	気管支喘息	2 気管支喘息、
3	気管狭窄	1	気道狭窄	1 气道狭窄
4	気管支拡張症	7	気管支拡張症	7 气管支扩张症
5	気管支喘息	2	気管支喘息	2 气管支喘息、
6	先天性中枢性低換気症候群	3	先天性中枢性低換気症候群	3 先天性中枢性低換気症候群
7	先天性肺胞蛋白症	4	先天性肺胞蛋白症	4 先天性肺胞蛋白症
8	線毛機能不全症候群(カータジエナー(Kartagener)症候群)	5	線毛機能不全症候群	5 線毛機能不全症候群(カータジエナー(Kartagener)症候群を含む)
9	囊胞性線維症	6	囊胞性線維症	6 囊胞性線維症
10	本態性(特発性)肺ヘモジデローシス(血鉄症)	8	特発性肺ヘモジデローシス	8 特発性肺ヘモジデローシス
11	慢性肺疾患	9	慢性肺疾患	9 慢性肺疾患。

表 3-2：慢性呼吸器疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表
整理する疾患とその対応方法

現 行			第3表 慢性呼吸器疾患(現行—改定案 対応表)		
番号	告示疾患名	処置	改定案番号	理 由	
【整理する疾患と理由】					
1	アレルギー性気管支炎	「2: 気管支喘息」で申請	「2: 気管支喘息」で申請		
2	アレルギー性細気管支炎	「2: 気管支喘息」で申請	「2: 气管支喘息」で申請		

表 3-3: 慢性呼吸器疾患の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の包含関係および疾患名の表記の根拠

第3表 慢性呼吸器疾患(改定案)					
番号	大分類 疾患名(改定案)	表記の根拠		細分類 疾患名(改定案)	表記の根拠 出典 番号
		出典	番号		
1	気道狭窄	ICD10	J988	1 気道狭窄	ICD10 J988
2	気管支喘息	ICD10	J459	2 気管支喘息	ICD10 J459
3	先天性中極性低換気症候群	日本小児科学会		3 先天性中極性低換気症候群	日本小児科学会
4	先天性肺胞蛋白症	ICD10	J840	4 先天性肺胞蛋白症	ICD10 J840
5	線毛機能不全症候群	日本小児科学会		5 線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む)	日本小児科学会
6	囊胞性纖維症	政令		6 囊胞性纖維症	政令
7	気管支拡張症	ICD10	J47	7 气管支拡張症	ICD10 J47
8	特発性肺ヘモジデローネス	南山堂		8 特発性肺ヘモジデローネス	南山堂
9	慢性肺疾患	日本医学会		9 慢性肺疾患	日本医学会

表 4-1：慢性心疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

第4表 慢性心疾患(現行—改定案 対応表)			
現 行		改定案	
番号	告示疾患名	番号	大分類疾患名
番号	告示疾患名	番号	大分類疾患名
1 冠動脈梗塞	24 冠動脈起始異常	24 冠動脈起始異常	細分類疾患名 細分類疾患名
2 冠動脈異常起始症	58 動脈瘤	58 動脈瘤	30 及び29に掲げるもののほかの、冠動脈起始異常
3 冠動脈拡張症	24 冠動脈起始異常	24 冠動脈起始異常	31 冠動脈梗塞
4 冠動脈狭窄症	26 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)	26 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)	30 及び29に掲げるもののほかの、冠動脈起始異常
5 冠動脈瘤	26 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)	26 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)	32 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)
6 左冠動脈肺動脈起始症(ブランド・ホワイト・ガーランド (Bland-White-Garland)症候群	25 川崎病性冠動脈瘤	25 川崎病性冠動脈瘤	32 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)
7 狹心症	24 冠動脈起始異常	24 冠動脈起始異常	31 川崎病性冠動脈瘤
8 オカルフ・ペーキンソン・ホワイト(Wolff-Parkinson-White, WPW)症候群	27 虚血性心疾患	27 虚血性心疾患	32 左冠動脈肺動脈起始症
9 期外収縮	6 上室頻拍	6 上室頻拍	33 狹心症
10 脚ブロック	6 上室頻拍	6 上室頻拍	33 狹心症
11 心房又は心室の細動	5 多源性心室期外収縮	5 多源性心室期外収縮	6 及び7に掲げるもののほかの、上室性頻拍
12 心房又は心室の粗動	4 脚ブロック	4 脚ブロック	5 多源性心室期外収縮
13 洞不全症候群	9 心房細動	9 心房細動	4 脚ブロック
14 洞房ブロック	10 心室細動	10 心室細動	4 脚ブロック
15 非発作性頻拍(心室、上室性)	8 心房粗動	8 心房粗動	13 心房細動
16 房室解離	1 洞不全症候群	1 洞不全症候群	13 心房細動
17 房室ブロック	1 洞不全症候群	1 洞不全症候群	12 心房粗動
18 発作性頻拍(心室、上室性)	2 モビツソ2型ブロック	2 モビツソ2型ブロック	1 洞不全症候群
	3 完全房室ブロック	3 完全房室ブロック	1 洞不全症候群
	6 上室頻拍	6 上室頻拍	8 及び7に掲げるもののほかの、上室性頻拍
	7 心室頻拍	7 心室頻拍	8 及び7に掲げるもののほかの、心室頻拍
	7 心室頻拍	7 心室頻拍	9 及び10に掲げるもののほかの、心室頻拍
	7 心室頻拍	7 心室頻拍	【告示整理】
	7 心室頻拍	7 心室頻拍	〔原病となる疾患申請〕
	7 心室頻拍	7 心室頻拍	モビツソ(Mobitz)2型ブロック
	7 心室頻拍	7 心室頻拍	2 モビツソ2型ブロック
	7 心室頻拍	7 心室頻拍	3 完全房室ブロック
	11 QT延長症候群	11 QT延長症候群	3 完全房室ブロック
	11 QT延長症候群	11 QT延長症候群	4 多源性心房頻拍
	27 心筋梗塞	27 心筋梗塞	4 多源性心房頻拍
	22 総動脈幹遺残症	22 総動脈幹遺残症	5 QT延長症候群
	23 大動脈肺動脈中隔欠損症	23 大動脈肺動脈中隔欠損症	5 QT延長症候群
	24 心筋炎後心肥大	24 心筋炎後心肥大	6 大動脈肺動脈窓
	25 心臓腫脹(粘液腫、横紋筋腫、脂肪腫、線維腫)	25 心臓腫脹(粘液腫、横紋筋腫、脂肪腫、線維腫)	6 肥大型心筋症
	26 慢性緊張性心膜炎	26 慢性緊張性心膜炎	7 心臓腫脹
	20 慢性心筋炎	20 慢性心筋炎	8 収縮性心膜炎
			9 収縮性心膜炎

28	慢性心内膜炎	[告示整理]	[原病となる疾患で申請]
29	慢性心膜炎	21 慢性心膜炎	25 慢性心膜炎
		22 収縮性心膜炎	26 収縮性心膜炎
30	アイゼンメンゲル(Eisenmenger)症候群	[告示整理]	[原病となる疾患で申請]
31	右室低形成症	31 肺動脈閉鎖症	39 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
32	右室二腔症	47 右室二腔症	60 右室二腔症
33	左室右房交通症	46 左室右房交通症	59 左室右房交通症
34	左心形成不全(低形成)症候群	17 心室瘤	21 心室瘤
		28 左心低形成症候群	35 左心低形成症候群
35	三心房心	40 三心房心	49 三心房心
36	心室中隔欠損症	44 心室中隔欠損症	56 心室中隔欠損症
37	心内膜床欠損症(一次口欠損症、共通房室弁口症)	42 心房中隔欠損症	54 不完全型心内膜床欠損症(不完全型心内膜床欠損症)
		43 完全型心房中隔欠損症	55 完全型心房中隔欠損症(完全型心内膜床欠損症)
38	心不全を伴う動静脈瘻(体動静脉脈瘻)	58 動靜脈瘻	82 80及び81に掲げるもののほかの、動静脈瘻
39	心房中隔欠損症(二次口欠損症、静脈・洞欠損症)	42 心房中隔欠損症	52 二次孔型心房中隔欠損症
40	総肺静脈還流異常症	42 心房中隔欠損症	53 静脈同型心房中隔欠損症
		45 肺静脈還流異常症	57 総肺静脈還流異常症
41	体静脈異常還流症	45 肺静脈還流異常症	58 部分肺静脈還流異常症
42	單心室症	[告示整理]	[他に合併する疾患で申請]
43	單心房症	29 單心室症	36 單心室症
44	動脈管開存症	42 心房中隔欠損症	51 單心房症
45	ファロー(Fallot)四徴症	41 動脈管開存症	50 動脈管開存症
46	部分的肺静脈還流異常症	32 ファロー四徴症	40 ファロー(Fallot)四徴症
47	心内膜線維織維症	45 肺静脈還流異常症	58 部分肺静脈還流異常症
48	心内膜線維弾性症	[告示削除]	[告示削除]
49	特発性拘束型(緊縛型)心筋症	18 心内膜線維弾性症	22 心内膜線維弾性症
50	特発性肥大型心筋症	16 拘束型心筋症	20 拘束型心筋症
		12 肥大型心筋症	16 肥大型心筋症
		13 不整脈源性右室心筋症	17 不整脈源性右室心筋症
		15 扩張型心筋症	19 扩張型心筋症
51	ヴァルサルヴァ(Valsalva)洞動脈瘤又はその破裂	57 大動脈瘤	78 バルサルバ(Valsalva)洞動脈瘤
52	エブスタイン(Ebstein)奇形病	37 エブスタイン奇形	46 エブスタイン(Ebstein)奇形
53	完全大血管転位症	35 完全大血管転位症	44 完全大血管転位症
54	血管輪症	56 血管輪	76 左肺動脈右肺動脈起始症
		56 血管輪	77 75及び76に掲げるもののほかの、血管輪
55	三尖弁狭窄症	61 心臓弁狭窄症	85 三尖弁狭窄症
56	三尖弁閉鎖症	30 三尖弁閉鎖症	37 三尖弁閉鎖症
57	三尖弁閉鎖不全症	61 心臓弁膜症	86 三尖弁閉鎖不全症
58	修正大血管転位症	36 先天性修正大血管転位症	45 先天性修正大血管転位症
59	重複大動脈弓症	56 血管輪	75 重複大動脈弓症
60	僧帽弁狭窄症	61 心臓弁膜症	87 僧帽弁狭窄症
61	僧帽弁閉鎖症	62 僧帽弁弁上輪	93 僧帽弁弁上輪
		28 左心低形成症候群	35 左心低形成症候群
		29 單心室症	36 單心室症
62	僧帽弁閉鎖不全症	61 心臓弁膜症	88 僧帽弁閉鎖不全症
63	大動脈狭窄症	54 大動脈狭窄症	70 大動脈弁上狭窄症

54	大動脈狭窄症	71	ウリヤムズ(Williams)症候群
54	大動脈狭窄症	72	68から71に掲げるもののほかの、大動脈狭窄症
55	大動脈弓閉塞症	73	大動脈弓離断複合
55	大動脈弓閉塞症	74	大動脈弓離断複合症(大動脈弓離断複合を除く)
57	大動脈瘤	79	大動脈瘤(Valsalva洞動脈瘤を除く)
61	心臓弁膜症	88	僧帽弁閉鎖不全症
54	大動脈狭窄症	68	大動脈縮窄症
54	大動脈狭窄症	69	大動脈縮窄複合
49	大動脈弁下狭窄症	62	大動脈弁下狭窄症
61	心臓弁膜症	91	大動脈弁狭窄症
61	心臓弁膜症	92	大動脈弁閉鎖不全症
28	左心低形成症候群	35	左心低形成症候群
61	心臓弁膜症	92	大動脈弁閉鎖不全症
57	大動脈瘤	79	大動脈瘤(Valsalva洞動脈瘤を除く)
33	両大血管右室起始症	41	タウシッヒ・ビング(Taussig-Bing)奇形
	【告示削除】		【告示削除】
50	肺動脈狭窄症	63	肺動脈弁上狭窄症
50	肺動脈狭窄症	64	未梢性肺動脈狭窄症
51	肺動脈弁欠損	65	肺動脈弁欠損
31	肺動脈閉鎖症	38	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
31	肺動脈閉鎖症	39	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
52	肺動脈上行大動脈起始症	66	肺動脈上行大動脈起始症
53	一侧肺動脈欠損	67	一側肺動脈欠損
56	血管輪	76	左肺動脈右肺動脈起始症
58	動脈瘤	80	肺動脈瘤
48	肺動脈弁下狭窄症	61	肺動脈弁下狭窄症
61	心臓弁膜症	89	肺動脈弁狭窄症
31	肺動脈閉鎖症	38	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
31	肺動脈閉鎖症	39	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
51	肺動脈弁欠損	65	肺動脈弁欠損
61	心臓弁膜症	90	肺動脈弁閉鎖不全症
	【告示整理】		【他に合併する疾患で申請】
33	両大血管右室起始症	42	両大血管右室起始症(Taussig-Bing奇形を除く)
34	両大血管左室起始症	43	両大血管左室起始症
14	心筋緻密化障害	18	心筋緻密化障害
60	慢性格性心	84	慢性格性心
79	右胸心		【他に合併する疾患で申請】
80	左心症		【他に合併する疾患で申請】
81	小児原発性肺高血圧症	59	肺動脈性肺高血圧症
82	心臓脱出症	【告示整理】	【他に合併する疾患で申請】
83	先天性心膜欠損症	23	先天性心膜欠損症
84	多脾症候群	63	多脾症候群
85	無脾症候群	63	無脾症候群
膠2	冠動脈病変(川崎病性冠動脈病変)/冠動脈瘤・冠動脈拡張症、冠動脈狭窄症	25	川崎病性冠動脈瘤

表 4-2：慢性心疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

第4表 慢性心疾患(現行—改定案 対応表)			
番号	現 行 告示疾患名	処 置	改定案 理 由
【整理する疾患と理由】			
3	冠動脈拡張症	《《整理》》	「32: 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)」で申請
5	冠動脈瘤	《《整理》》	「31: 川崎病性冠動脈瘤」で申請
14	洞房ブロック	《《整理》》	「1: 洞不全症候群」で申請
15	非器作性頻拍(心室、上室性)	《《整理》》	「8: 6及び7に掲げるもののほかの、心室頻拍」などで申請
16	房室解離	《《整理》》	原発となる疾患で申請
19	ロマノ・ワルド(Ronano-Ward)症候群	《《整理》》	「15: QT延長症候群」で申請
24	心筋炎後心肥大	《《整理》》	「16: 肥大型心筋症」などで申請
28	慢性心内膜炎	《《整理》》	原発となる疾患で申請
30	アイゼンメンゲル(Eisenmenger)症候群	《《整理》》	原発となる疾患で申請
41	体静脈異常還流症	《《整理》》	他に合併する疾患で申請
61	僧帽弁閉鎖鎖症	《《整理》》	「35: 左心低形成症候群」、「36: 单心室症」などで申請
66	大動脈弁閉鎖鎖症	《《整理》》	「35: 左心低形成症候群」で申請
76	右鎖骨下動脈異常起始症	《《整理》》	他に合併する疾患で申請
79	右胸心	《《整理》》	他に合併する疾患で申請
80	左心症	《《整理》》	他に合併する疾患で申請
82	心臓脱出症	《《整理》》	他に合併する疾患で申請
【削除する疾患と理由】			
47	心内膜心筋線維症	《《削除》》	近年は、使われなくなつた疾患名・疾患概念のため
70	特発性肺動脈拡張症	《《削除》》	近年は、使われなくなつた疾患名・疾患概念のため

整理する疾患とその対応方法、削除する疾患とその理由

表 4-3：慢性心疾患の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の包含関係および疾患名の表記の根拠

第4表 慢性心疾患(改定案)						
番号	大分類 疾患名(改定案)	表記の根拠 出典 番号	細分類 疾患名(改定案)	表記の根拠 出典 番号	表記の根拠	
1	洞不全症候群	ICD10 I495	1 洞不全症候群	ICD10 I495	ICD10	1495
2	モビツ(Mobitz)2型ブロック	南山堂	2 モビツ(Mobitz)2型ブロック	南山堂	ICD10	1442
3	完全房室ブロック	ICD10 I442	3 完全房室ブロック	ICD10 I454	ICD10	1454
4	脚ブロック	ICD10 I454	4 脚ブロック	ICD10 I454	ICD10	1454
5	多源性心室期外収縮	ICD10 I493	5 多源性心室期外収縮	ICD10 I493	ICD10	1456
6	上室頻拍	ICD10 I471	6 上室頻拍(WPW症候群による)	日本循環器学会	日本循環器学会	
			7 多源性心房頻拍	ICD10 I471	日本循環器学会	
			8 6及び10に掲げるもののほかの、上室性頻拍	ICD10 I471	日本循環器学会	
7	心室頻拍	ICD10 I472	9 ベラミル感受性心室頻拍	日本循環器学会	日本循環器学会	
			10 カテコラミン誘発多形性心室頻拍	ICD10 I472	日本循環器学会	
			11 9及び10に掲げるもののほかの、心室頻拍	ICD10 I472	日本循環器学会	
8	心房粗動	ICD10 I48	12 心房粗動	ICD10 I48	ICD10	148
9	心房細動	ICD10 I48	13 心房細動	ICD10 I48	ICD10	148
10	心室細動	ICD10 I490	14 心室細動	ICD10 I490	ICD10	1490
11	QT延長症候群	ICD10 I490	15 QT延長症候群	ICD10 I490	ICD10	1490
12	肥大型心筋症	政令	16 肥大型心筋症	政令	政令	
13	不整脈源性右室心筋症	ICD10 I428	17 不整脈源性右室心筋症	ICD10 I428	日本循環器学会	
14	心筋緻密化障害	日本循環器学会	18 心筋緻密化障害	日本医学会	日本医学会	
15	拡張型心筋症	日本医学会	19 拡張型心筋症	日本医学会	日本医学会	
16	拘束型心筋症	政令	20 拘束型心筋症	政令	政令	
17	心室瘤	ICD10 I253	21 心室瘤	ICD10 I253	ICD10	1253
18	心内膜線維弾性症	ICD10 I424	22 心内膜線維弾性症	ICD10 I424	ICD10	1424
19	心臓腫瘍	ICD10 D487	23 心臓腫瘍	ICD10 D487	ICD10	1487
20	慢性心筋炎	ICD10 I514	24 慢性心筋炎	ICD10 I514	ICD10	1514
21	慢性心腹炎	ICD10 I319	25 慢性心腹炎	ICD10 I319	ICD10	1319
22	収縮性心腹炎	ICD10 I311	26 収縮性心腹炎	ICD10 I311	ICD10	1311
23	先天性心腹欠損症	ICD10 Q248	27 先天性心腹欠損症	ICD10 Q248	Q248	
24	冠動脈起始異常	日本医学会	28 左冠動脈肺動脈起始症	日本医学会	日本医学会	
			29 右冠動脈肺動脈起始症	日本医学会	日本医学会	
25	川崎病性冠動脈瘤	ICD10 M303	30 28及び29に掲げるもののほかの、冠動脈起始異常	日本医学会	日本医学会	
26	冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)	ICD10 I251	31 川崎病性冠動脈瘤	ICD10 M303	ICD10	1251
27	虚血性心疾患	ICD10 I259	32 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)	ICD10 I259	ICD10	1209
28	左心低形成症候群	ICD10 Q234	33 混心症	ICD10 I251	ICD10	1219
29	単心室症	ICD10 Q204	34 心筋梗塞	ICD10 I219	ICD10	Q234
30	三尖弁閉鎖症	ICD10 Q224	35 左心低形成症候群	ICD10 Q204	ICD10	Q224
31	肺動脈閉鎖症	ICD10 Q255	36 単心室症	ICD10 Q224	ICD10	Q224
			37 三尖弁閉鎖症	日本医学会	日本医学会	
			38 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	日本医学会	日本医学会	
			39 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	日本医学会	日本医学会	

32	ファロー(Fallot)四徴症	ICD10 Q213	40	ファロー(Fallot)四徴症	ICD10 Q213
33	両大血管右室起始症	ICD10 Q201	41	タウジッヒ・ビング(Tausig-Bing)奇形	文科省
			42	両大血管右室起始症(Taussig-Bing奇形を除く)	ICD10 Q201
34	両大血管左室起始症	ICD10 Q202	43	両大血管左室起始症	ICD10 Q202
35	完全大血管転位症	ICD10 Q203	44	完全大血管転位症	ICD10 Q203
36	先天性修正大血管転位症	日本循環器学会	45	先天性修正大血管転位症	日本循環器学会
37	エブス・タイン奇形	ICD10 Q225	46	エフスタン(Ebstein)奇形	日本医学会
38	終動脈幹遺残症	日本医学会	47	終動脈幹遺残症	日本医学会
39	大動脈肺動脈窓	ICD10 Q214	48	大動脈肺動脈窓	日本循環器学会
40	三心房心	ICD10 Q242	49	三心房心	日本医学会
41	動脈管閉存症	ICD10 Q250	50	動脈管閉存症	ICD10 Q242
42	心房中隔欠損症	ICD10 Q211	51	単心房症	ICD10 Q250
			52	二次孔型心房中隔欠損症	ICD10 Q212
			53	靜脈洞型心房中隔欠損症	日本循環器学会
43	完全型房室中隔欠損症	ICD10 Q212	54	不完全型房室中隔欠損症(不完全型心内膜床欠損症)	日本医学会
44	心室中隔欠損症	ICD10 Q210	55	完全型房室中隔欠損症(完全型心内膜床欠損症)	ICD10 Q212
45	肺静脈還流異常症	ICD10 Q264	56	心室中隔欠損症	ICD10 Q210
			57	総肺静脈還流異常症	日本医学会
			58	部分肺静脈還流異常症	日本循環器学会
46	左室右房交通症	日本医学会	59	左室右房交通症	日本医学会
47	右室二腔症	ICD10 Q248	60	右室二腔症	日本医学会
48	肺動脈弁下狭窄症	ICD10 Q243	61	肺動脈弁下狭窄症	日本医学会
49	大動脈弁下狭窄症	ICD10 Q244	62	大動脈弁下狭窄症	日本医学会
50	肺動脈狭窄症	ICD10 Q256	63	肺動脈弁上狭窄症	日本医学会
51	肺動脈弁欠損	ICD10 Q223	64	未梢性肺動脈狭窄症	日本医学会
52	肺動脈上行大動脈起始症	日本循環器学会	65	肺動脈弁欠損	日本医学会
53	一側肺動脈欠損	日本循環器学会	66	肺動脈上行大動脈起始症	日本医学会
54	大動脈狭窄症	ICD10 Q253	67	一側肺動脈欠損	日本医学会
			68	大動脈縮窄複合	日本医学会
55	大動脈弓閉塞症	日本循環器学会	69	大動脈弓閉塞症(大動脈弓離断複合を除く)	日本医学会
56	血管輪	文科省	70	大動脈弁上狭窄症	日本医学会
			71	ワーリムズ(Williams)症候群	日本医学会
			72	68から71に掲げるもののほかの、大動脈狭窄症	日本医学会
57	大動脈瘤	ICD10 I719	73	大動脈弓離断複合	日本医学会
58	動脈瘤	ICD10 I770	74	大動脈弓閉塞症(大動脈弓離断複合を除く)	日本医学会
			75	重複大動脈弓症	日本医学会
			76	左肺動脈左肺動脈起始症	日本医学会
			77	75及び76に掲げるもののほかの、血管輪	文書
59	肺動脈性肺高血圧症	ICD10 I270	80	ノルサルバ(Valsalva)洞動脈瘤	日本医学会
60	慢性肺性心	ICD10 I279	81	冠動脈瘤	日本医学会
			82	80及び81に掲げるもののほかの、動静脉脈瘤	日本医学会
			83	肺動脈性肺高血圧症	日本医学会
			84	慢性肺性心	日本医学会

61	心臟弁膜症		ICD10	138	85	三尖弁閉鎖不全症		ICD10	1070
				86	三尖弁閉鎖不全症			ICD10	1071
				87	僧帽弁狹窄症			ICD10	1050
				88	僧帽弁閉鎖不全症			ICD10	1340
				89	肺動脈弁狹窄症			ICD10	1370
				90	肺動脈弁閉鎖不全症			ICD10	1371
				91	大動脈弁狹窄症			ICD10	1350
				92	大動脈弁閉鎖不全症			ICD10	1351
62	僧帽弁弁上輪		小兒科學會	93	僧帽弁上輪		小兒科學會		
63	內臟錯位症候群		小兒科學會	94	無脾症候群		小兒科學會		
				95	多脾症候群			ICD10	Q890

表 5-1：内分泌疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

第5表 内ocrine疾患(現行—改定案 対応表)			
現 行		改定案	
番号	告示疾患名	番号	細分類疾患名
1	異所性甲状腺刺激ホルモン(TSH)產生腫瘍	9	甲状腺機能亢進症
2	異所性ゴナドトロビン産生腫瘍	25	思春期早発症
3	異所性コルチゾール産生腫瘍	17	クッシング(Cushing)症候群
4	異所性成長ホルモン(GH)產生腫瘍	2	下垂体性巨人症
5	異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)症候群	17	クッシング(Cushing)症候群
6	異所性プロラクチン(PRL)產生腫瘍	6	高プロラクチン血症
7	下垂体機能低下症	1	下垂体機能低下症
8	下垂体性巨人症	1	下垂体機能低下症
9	クッシング(Cushing)病	2	下垂体性巨人症
10	甲状腺刺激ホルモン(TSH)欠乏(欠損)症	17	クッシング(Cushing)症候群
11	抗利尿ホルモン(ADH)分泌異常症(SIADH)	10	甲状腺機能低下症
12	ゴナドトロビン欠乏(欠損)症	7	ADH不適合分泌症候群
13	シモンズ(Simmonds)病	28	低ゴナドトロビン性性腺機能低下症
14	真性思春期早発症	1	下垂体機能低下症
15	腎性尿崩症(抗利尿ホルモン不応症)	25	思春期早発症
16	成長ホルモン(GH)欠乏(欠損)症	8	尿崩症
		4	成長ホルモン分泌不全性低身長症
		4	成長ホルモン分泌不全性低身長症
17	成長ホルモン分泌不全性低身長症	4	成長ホルモン分泌不全性低身長症
		4	成長ホルモン分泌不全性低身長症
18	中枢性思春期遅発症	【告示削除】	
19	中枢性尿崩症(下垂体性(真性)尿崩症)	8	尿崩症
		8	尿崩症
20	低ゴナドトロビン性性腺官能症	28	低ゴナドトロビン性性腺機能低下症
21	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)欠乏(欠損)症	18	慢性副腎皮質機能低下症
		18	慢性副腎皮質機能低下症
22	プロラクチン(PRL)欠乏(欠損)症	1	下垂体機能低下症
23	末端肥大症	3	先端巨大症
24	ラロン(Laron)型小人症	5	成長ホルモン不応性症候群
		5	成長ホルモン不応性症候群
25	異所性甲状腺	10	甲状腺機能低下症
26	クレチニン症	10	甲状腺機能低下症
		16	異所性甲状腺
		19	16から18に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症

27	甲状腺機能亢進症(バセドウ病)	9	甲状腺機能亢進症	9	バセドウ(Basedow)病
28	甲状腺機能低下症	9	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を除く)	14	バセドウ(Basedow)病
29	甲状腺形成不全	10	甲状腺機能低下症	15	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を除く)
30	甲状腺腺腫	10	甲状腺機能低下症	16	16から18に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症
31	腺腫様甲状腺腫	10	甲状腺機能低下症	19	16から18に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症
32	先天性甲状腺ホルモン不応症	12	腺腫様甲状腺腫	20	20及び21に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症
33	粘液水腫	11	甲状腺ホルモン不応症	22	20及び21に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症
		10	甲状腺機能低下症	24	腺腫様甲状腺腫
34	橋本病	10	甲状腺ホルモン不応症	23	甲状腺ホルモン不応症
35	慢性甲状腺炎	10	甲状腺機能低下症	16	異所性甲状腺
36	ヴァーナー・モリソン(Verner-Morrison, WDHA)症候群	10	甲状腺機能低下症	17	無甲状腺症
37	ガストリン分泌異常	31	消化管ホルモン産生腫瘍	18	甲状腺刺剝ホルモン(TSH)分泌低下症(先天性に限る)
38	グルカゴン分泌異常	31	消化管ホルモン産生腫瘍	21	萎縮性甲状腺炎
39	セロトニン分泌異常	31	消化管ホルモン産生腫瘍	20	橋本病
40	ゾリンジヤー・エリソン(Zollinger-Ellison)症候群	31	消化管ホルモン産生腫瘍	21	萎縮性甲状腺炎
41	特発性低血糖糖尿病	32	グルカゴノーマ	71	VIP産生腫瘍
42	口イシン過敏性低血糖症	31	消化管ホルモン産生腫瘍	72	ガストリノーマ
43	VIP(Viscoactive-Intestinal-Polypeptide)分泌異常	31	消化管ホルモン産生腫瘍	74	グルカゴノーマ
44	カールマン(Kallmann)症候群	28	低ゴナドロビン性性腺機能低下症	75	高インスリン血性低血糖症
45	仮性思春期早発症	25	思春期早発症	75	高インスリン血性低血糖症
46	クラインフェルター(Klinefelter)症候群	29	高ゴナドロビン性性腺機能低下症	71	VIP産生腫瘍
47	高エストロゲン症	26	エストロゲン過剰症(ゴナドロビン依存性思春期早発症及びゴナドロビン非依存性思春期早発症を除く)	59	カールマン(Kallmann)症候群
48	睾丸機能亢進症	27	アンドロゲン過剰症(ゴナドロビン依存性思春期早発症を除く)	56	ゴナドロビン非依存性思春期早発症
49	睾丸機能低下症	29	高ゴナドロビン性性腺機能低下症	61	精巢形成不全
50	睾丸形成不全	30	性分化疾患	61	エストロゲン過剰症(ゴナドロビン依存性思春期早発症及びゴナドロビン非依存性思春期早発症を除く)
51	睾丸欠損症	29	高ゴナドロビン性性腺機能低下症	61	アンドロゲン過剰症(ゴナドロビン依存性思春期早発症を除く)
52	睾丸腫瘍	29	高ゴナドロビン性性腺機能低下症	58	アンドロゲン過剰症(ゴナドロビン非依存性思春期早発症を除く)
53	睾丸女性化症	30	性分化疾患	68	アンドロゲン過剰症(ゴナドロビン非依存性思春期早発症を除く)
54	高ゴナドロビン性類宦官症	29	高ゴナドロビン性性腺機能低下症	63	アンドロゲン不応症
55	女性仮性半陰陽	30	性分化疾患	63	61及び62に掲げるもののほかの、高ゴナドロビン性性腺機能低下症
56	真正性半陰陽	30	性分化疾患	70	46XX性分化疾患
57	性腺性思春期遲發症	30	性分化疾患	64	卵精巢性性分化疾患
58	性早熟症	25	思春期早発症	65	混合性性腺異形成症

		25 思春期早発症	56 ゴナドトロビン非依存性思春期早発症
59	ターナー(Turner)症候群	42 内分泌疾患を伴う先天奇形症候群	87 ターナー(Turner)症候群
60	多囊胞性卵巣症候群(スタイルン・レーベンタール(Stein-Leventhal)症候群)	41 多囊胞性卵巣症候群	86 多囊胞性卵巣症候群
61	男性仮性半陰陽	30 性分化疾患	69 66から68に掲げるもののほかの、46.XY性分化疾患
62	テストキシコーシス(家族性男性思春期早発症、male-limited precocious puberty)	25 思春期早発症	56 ゴナドトロビン非依存性思春期早発症
63	ヌーナン(Noonan)症候群	27 アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴンадротропин非依存性思春期早発症を除く)	58 アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴンадротропин非依存性思春期早発症を除く)
64	プラダードー・ウリ(Prader-Willi)症候群	42 内分泌疾患を伴う先天奇形症候群	90 ヌーナン(Noonan)症候群
65	フレーリッヒ(Fröhlich)症候群(脂肪性器異常症)	【告示削除】	88 プラダードー・ウリ(Prader-Willi)症候群
66	卵巣機能亢進症	26 エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴンадротропин非依存性思春期早発症を除く)	57 エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴンадротропин非依存性思春期早発症を除く)
67	卵巣機能低下症	29 高ゴナドトロビン性性腺機能低下症	62 卵巣形成不全
68	卵巣形成不全	29 高ゴナドトロビン性性腺機能低下症	62 卵巣形成不全
69	卵巣腫瘍	26 エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴンадротропин非依存性思春期早発症を除く)	57 エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴンадротропин非依存性思春期早発症を除く)
70	ローレンス・ムーン・ビードル(Laurence-Moon-Biedl)症候群	42 内分泌疾患を伴う先天奇形症候群	91 バルデー・ビードル(Bardet-Biedl)症候群
71	XX男性	30 性分化疾患	70 46.XX性分化疾患
72	XY女性	30 性分化疾患	69 66から68に掲げるもののほかの、46.XY性分化疾患
73	ウェルマー(Wermer)症候群	40 多発性内分泌腫瘍	83 多発性内分泌腫瘍1型(ウェルマー(Wermer)症候群)
74	シップル(Sipple)症候群	40 多発性内分泌腫瘍	84 多発性内分泌腫瘍2型(シップル(Sipple)症候群)
75	ショミット(Schmidt)症候群	15 自己免疫性多内分泌腫瘍症候群	29 自己免疫性多内分泌腫瘍症候群2型
76	多発性内分泌腫瘍症(MEN)	40 多発性内分泌腫瘍	83 多発性内分泌腫瘍1型(ウェルマー(Wermer)症候群)
77	偽性偽性副甲状腺機能低下症	40 多発性内分泌腫瘍	85 83及び184に掲げるもののほかの、多発性内分泌腫瘍
78	偽性特発性副甲状腺機能低下症	16 偽性副甲状腺機能低下症	30 偽性偽性副甲状腺機能低下症
79	偽性副甲状腺機能低下症	16 偽性副甲状腺機能低下症	31 偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く)
80	タニ二(副甲状腺性)	16 偽性副甲状腺機能低下症	31 偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く)
		14 副甲状腺機能低下症	26 副甲状腺欠損症
		14 副甲状腺機能低下症	27 副甲状腺機能低下症(副甲状腺欠損症を除く)
		16 偽性副甲状腺機能低下症	30 偽性偽性副甲状腺機能低下症
		16 偽性副甲状腺機能低下症	31 偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く)
81	特発性副甲状腺機能低下症	14 副甲状腺機能低下症	26 副甲状腺欠損症
82	副甲状腺機能亢進症	14 副甲状腺機能低下症	27 副甲状腺機能低下症(副甲状腺欠損症を除く)
83	副甲状腺機能低下アジン・モニリア(hypoparathyroidism-Addison-Monilia)症候群	13 副甲状腺機能亢進症	25 副甲状腺機能亢進症
84	副甲状腺機能低下症	15 自己免疫性多内分泌腫瘍症候群	28 自己免疫性多内分泌腫瘍症候群1型
85	副甲状腺形成不全	14 副甲状腺機能低下症	27 副甲状腺機能低下症(副甲状腺欠損症を除く)
86	アジン(Addison)病	14 副甲状腺機能低下症	26 副甲状腺欠損症
87	アルドステロン欠損症	18 優性副腎皮質機能低下症	40 37から39に掲げるもののほかの、慢性副腎皮質機能低下症
		22 低アルドステロン症	44 低レニン性低アルドステロン症

88	クッシング(Cushing)症候群	22 低アルドステロン症	46 44及び45に掲げるもののほかの、低アルドステロン症
		17 クッシング(Cushing)症候群	35 副腎皮質結節性過形成
		17 クッシング(Cushing)症候群	36 32から35に掲げるもののほかの、クッシング(Cushing)症候群
		20 見かけ上の軽度コルチコイド過剰症候群	42 見かけ上の軽度コルチコイド過剰症候群
89	グルココルチコイド奏功性アルドステロン症	19 アルドステロン症	41 アルドステロン症
90	原発性アルドステロン症(Conn症候群)	19 アルドステロン症	41 アルドステロン症
91	高アルドステロン症	19 アルドステロン症	41 アルドステロン症
92	コレステロール側鎖切断酵素欠損症(先天性リポイド過形成、プラダー-Prader)症候群	24 先天性副腎過形成症	48 リポイド副腎過形成症
93	周期性ACTH症候群	【疾患群移動】《慢性消化器疾患》「9.周期性嘔吐症」で申請及びゴナドトロビン依存性思春期早発症を除く	
94	女性化副腎腫瘍	26 エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症を除く)	57 エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)
95	先天性副腎皮質過形成	24 先天性副腎過形成症	53 P450酸化還元酵素欠損症
96	男性化副腎腫瘍	24 先天性副腎過形成症	54 48から53に掲げるもののほかの、先天性副腎過形成症
97	特発性アルドステロン症	27 アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症を除く)	58 アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)
98	副腎形成不全	19 アルドステロン症	41 アルドステロン症
99	副腎形器症候群	18 慢性副腎皮質機能低下症	39 先天性副腎低形成症
100	副腎腫瘍	24 先天性副腎過形成症	54 48から53に掲げるもののほかの、先天性副腎過形成症
101	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)不応症	17 クッシング(Cushing)症候群	34 副腎原腫
102	3 β 水酸化ステロイド脱水素酵素欠損症(ボンジョバニ(Bongiovanni)症候群)	18 慢性副腎皮質機能低下症	38 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)不応症
		24 先天性副腎過形成症	49 3 β -ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症
103	11 β 水酸化酵素欠損症	24 先天性副腎過形成症	50 11 β -水酸化酵素欠損症
104	17 α 水酸化酵素欠損症	24 先天性副腎過形成症	51 17 α -水酸化酵素欠損症
105	18水酸化酵素欠損症	22 低アルドステロン症	45 アルドステロン合成酵素欠損症
106	18水酸化ステロイド脱水素酵素欠損症	22 低アルドステロン症	45 アルドステロン合成酵素欠損症
107	21水酸化酵素欠損症	24 先天性副腎過形成症	52 21-水酸化酵素欠損症
108	偽性低アルドステロン症	23 偽性低アルドステロン症	47 偽性低アルドステロン症
109	リドル(Liddle)症候群	21 リドル症候群	43 リドル(Liddle)症候群
110	先天性全身性脂肪防衛障害症候群(リポジストロフィー)	39 全身性脂肪異常養症(全身性脂肪萎縮症)	82 全身性脂肪異常養症(全身性脂肪萎縮症)
111	マッキーン-オルブライト(McCune-Albright)症候群	42 内分泌疾患を伴う先天奇形症候群	89 マッキーン-オルブライト(McCune-Albright)症候群
112	レニン分泌異常	22 低アルドステロン症	44 低レニン性低アルドステロン症
代7	骨形成不全症(Osteogenesis imperfecta)	38 骨形成不全症	81 骨形成不全症
代8	軟骨無形成症(軟骨異常養症)	37 軟骨異常養症	79 軟骨異常養症
		37 軟骨異常養症	80 軟骨異常養症
代40	遺伝性ビタミンD抵抗性くる病(家族性低磷酸血症)	36 原発性低リノ酸症性くる病	78 原発性低リノ酸症性くる病
代50	1から19までに掲げるもののほか、特定の欠損(後略)	30 性分化疾患	66 5 α -還元酵素欠損症
		30 性分化疾患	67 17 β -ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症
		34 ビタミンD依存性くる病	76 ビタミンD依存性くる病
		35 ビタミンD抵抗性骨軟化症	77 ビタミンD抵抗性骨軟化症

表 5-2: 内分泌疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表
整理する疾患とその対応方法、削除する疾患とその理由

第5表 内ocrine疾患(現行—改定案 対応表)			
番号	現 行	告 示 疾 患 名	処 置
			改定案 理 由
【整理する疾患と理由】			
1	異所性甲状腺刺激ホルモン(TSH)産生腫瘍	《整理》	「15: 甲状腺機能亢進症(バセドウ(Basedow)病を除く)」で申請
2	異所性コナドトロビン産生腫瘍	《整理》	「56: コナドトロビン非依存性思春期早発症」、「57: エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」、「58: アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」などで申請
3	異所性コルチゾール産生腫瘍	《整理》	「36: 32から35に掲げるもののほかの、クッシング(Cushing)症候群」で申請
4	異所性成長ホルモン(GH)産生腫瘍	《整理》	「3: 下垂体性巨人症」、「4: 先端巨大症」などで申請
6	異所性プロラクチン(PRL)産生腫瘍	《整理》	「9: 高プロラクチン血症」で申請
7	下垂体機能低下症	《整理》	「1: 先天性下垂体機能低下症」、「2: 後天性下垂体機能低下症」で申請
12	ゴナドトロビン欠乏(欠損)症	《整理》	「60: 低ゴナドトロビン性性腺機能低下症(カールマン(Kallmann)症候群を除く)」で申請
13	シモンズ(Simmonds)病	《整理》	「2: 後天性下垂体機能低下症」で申請
14	真性思春期早発症	《整理》	「55: ゴナドトロビン依存性思春期早発症」で申請
16	成長ホルモン(GH)欠乏(欠損)症	《整理》	「5: 成長ホルモン分泌不全性低身長症(脳の器質的原因による)」、「6: 成長ホルモン分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものを除く)」などで申請
20	低ゴナドトロビン性類宦官症	《整理》	「60: 低ゴナドトロビン性性腺機能低下症(カールマン(Kallmann)症候群を除く)」で申請
22	プロラクチン(PRL)欠乏(欠損)症	《整理》	「1: 先天性下垂体機能低下症」、「2: 後天性下垂体機能低下症」などで申請
23	末端肥大症	《整理》	「4: 先端巨大症」で申請
24	ラロン(Laron)型小人症	《整理》	「7: インスリン様成長因子1(IGF1)不応症」、「8: 成長ホルモン不応性症候群(インスリン様成長因子1不応症を除く)」などで申請
26	クレチン症	《整理》	「16: 異所性甲状腺」、「17: 無甲状腺症」、「18: 甲状腺機能低下症(先天性に限る)」、「19: 16から18に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症(ハセドウ(Hasedow)病を除く)」で申請
27	甲状腺機能亢進症(バセドウ(Basedow)病)	《整理》	「14: バセドウ(Basedow)病」、「15: 甲状腺機能低下症(ハセドウ(Hasedow)病を除く)」で申請
28	甲状腺機能低下症	《整理》	「19: 16から18に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症」、「22: 20及び21に掲げるもののほかの、後天性甲状腺機能低下症」などで申請
29	甲状腺形成不全	《整理》	「17: 無甲状腺症」で申請
30	甲状腺腫脹	《整理》	「15: 甲状腺機能亢進症(バセドウ(Basedow)病を除く)」、「22: 20及び21に掲げるもののほかの、後天性甲状腺機能低下症」などで申請
33	粘液水腫	《整理》	「16: 異所性甲状腺」、「17: 無甲状腺症」、「18: 甲状腺機能低下症(先天性に限る)」、「21: 婴兒性甲状腺炎」などで申請
35	慢性甲状腺炎	《整理》	「20: 橋本病」、「21: 婴兒性甲状腺炎」、「22: 20及び21に掲げるもののほかの、後天性甲状腺機能低下症」などで申請
36	ヴァーナー・モリソン(Verner-Morrison, WDHA)症候群	《整理》	「71: VIP産生腫瘍」で申請
37	ガストリン分泌異常	《整理》	「72: ガストリノーマ」で申請
38	グルカゴン分泌異常	《整理》	「74: グルカゴノーマ」で申請
40	ゾリジジャー・エリソン(Zollinger-Ellison)症候群	《整理》	「72: ガストリノーマ」で申請
41	特発性低血糖症	《整理》	「75: 高インスリン血性低血糖症」で申請

42	ロイシン過敏性低血糖症	「整理」	「75:高インスリン血性低血糖症」で申請
45	仮性思春期早発症	「整理」	「56:ゴナドトロビン非依存性思春期早発症」で申請
46	クラインフェルター(Klinefelter)症候群	「整理」	「61:精巢形成不全」などで申請
47	高エストロゲン症	「整理」	「57:エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」で申請
48	睾丸機能亢進症	「整理」	「58:アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症を除く)」で申請
49	睾丸機能低下症	「整理」	「61:精巢形成不全」、「63:61及び62に掲げるもののほかの、高ゴナドトロビン性性腺機能低下症」、「68:アンドロ
51	睾丸欠損症	「整理」	「61:精巢形成不全」などで申請
52	睾丸腫瘍	「整理」	「56:ゴナドトロビン非依存性思春期早発症」、「58:アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」などで申請
53	睾丸性女性化症候群	「整理」	「68:アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症)」などで申請
54	高ゴナドトロビン性類宦官症	「整理」	「63:61及び62に掲げるもののほかの、高ゴナドトロビン性性腺機能低下症」などで申請
55	女性仮性半陰陽	「整理」	「70:46XX性分化疾患」で申請
56	真性半陰陽	「整理」	「64:卵精巢性性分化疾患」、「65:混合性性腺異形成症」などで申請
57	性腺性思春期遲発症	「整理」	「61:精巢形成不全」、「62:卵巣形成不全」、「63:61及び62に掲げるもののほかの、高ゴナドトロビン性性腺機能低下症」などで申請
58	性早熟症	「整理」	「55:ゴナドトロビン依存性思春期早発症」、「56:ゴナドトロビン非依存性思春期早発症」などで申請
61	男性仮性半陰陽	「整理」	「69:66から68に掲げるもののほかの、46XY性分化疾患」で申請
62	テストキシコース(家族性男性思春期早発症、male-limited precocious puberty)	「整理」	「56:ゴナドトロビン非依存性思春期早発症」、「58:エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」などで申請
66	卵巣機能亢進症	「整理」	「57:エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」で申請
67	卵巣機能低下症	「整理」	「62:卵巣形成不全」、「63:61および62に掲げるもののほかの、高ゴナドトロビン性性腺機能低下症」などで申請
69	卵巣腫瘍	「整理」	「56:ゴナドトロビン非依存性思春期早発症」、「57:エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」、「63:60および61に掲げるもののほかの、高ゴナドトロビン性性腺機能低下症」で申請
70	ローレンス・ムーン・ビードル(Laurence-Moon-Biedl)症候群	「整理」	「91:バルドー・ビードル(Bardet-Biedl)症候群」で申請
71	XX男性	「整理」	「70:46XX性分化疾患」で申請
72	XY女性	「整理」	「69:65から67に掲げるもののほかの、46XY性分化疾患」で申請
73	ウェルマー(Werner)症候群	「整理」	「83:多発性内分沁腫瘍1型(ウェルマーラー(Werner)症候群)」で申請
74	シップル(Sipple)症候群	「整理」	「84:多発性内分沁腫瘍2型(シップル(Sipple)症候群)」で申請
75	ショミット(Schmidt)症候群	「整理」	「29:自己免疫性多内分泌腫瘍症候群2型(シップル(Sipple)症候群)」、「83:多発性内分沁腫瘍1型(ウェルマーラー(Werner)症候群)」、「85:83及び84に掲げるもののほかの、多発性内分泌腫瘍」で申請
76	多発性内分泌腫瘍症(MEA、MEN)	「整理」	「83:多発性内分沁腫瘍1型(ウェルマーラー(Werner)症候群)」、「31:偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症)」、「27:副甲状腺欠損症」、「26:副甲状腺欠損症」、「31:偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症)」、「30:偽性偽性副甲状腺機能低下症」で申請
78	偽性特発性副甲状腺機能低下症	「整理」	「31:偽性副甲状腺欠損症」、「27:副甲状腺欠損症を除く」、「26:副甲状腺欠損症」、「26:副甲状腺欠損症」、「31:偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症)」、「30:偽性偽性副甲状腺機能低下症」で申請
80	テタニー(副甲状腺性)	「整理」	「26:副甲状腺欠損症」、「27:副甲状腺欠損症」、「26:副甲状腺欠損症」、「31:偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症)」、「30:偽性偽性副甲状腺機能低下症」で申請
81	特発性副甲状腺機能低下症	「整理」	「26:副甲状腺欠損症」、「27:副甲状腺欠損症」、「28:自己免疫性多内分泌症候群1型」で申請
83	副甲状腺機能低下・アジソン・モニニア(hypoparathyroidism-Addison-Monilia)症候群	「整理」	「26:副甲状腺欠損症」で申請
85	副甲状腺形成不全	「整理」	「40:37から39に掲げるもののほかの、慢性副腎皮質機能低下症(Addison病を含む)」で申請
86	アジソン(Addison)病	「整理」	

87	アルドステロン欠損症	「44:低レニン性低アルドステロン症」、「46:44及び45に掲げるもののほかの、低アルドステロン症」などで申請
88	クッシング(Cushing)症候群	「44:副腎皮質結節性過形成」、「36:32から35に掲げるもののほかの、クッシング(Cushing)症候群」、「42:見かけ上の軽度コルチコイド過剰症候群」などで申請
89	グルココルチコイド奏効性アルドステロン症	「41:アルドステロン症」で申請
90	原発性アルドステロン症(Conn症候群)	「41:アルドステロン症」で申請
91	高アルドステロン症	「41:アルドステロン症」で申請
93	周期性ACTH症候群	「慢生消化器疾患」「9:周期性嘔吐症」で申請
94	女性化副腎腫瘍	「57:エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」で申請
95	先天性副腎皮質過形成	「53:P450酸化還元酵素欠損症」、「54:48から53に掲げるもののほかの、先天性副腎過形成症」などで申請
96	男性化副腎腫瘍	「58:アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)」で申請
97	特発性アルドステロン症	「41:アルドステロン症」で申請
98	副腎形成不全	「39:先天性副腎低形成症」で申請
99	副腎性器症候群	「54:48から53までに掲げる先天性副腎過形成症」で申請
105	18水酸化酵素欠損症	「45:アルドステロン合成酵素欠損症」で申請
106	18水酸化ステロイド脱水素酵素欠損症	「45:アルドステロン合成酵素欠損症」で申請
112	レニン分泌異常	「44:低レニン性低アルドステロン症」で申請
【削除する疾患と理由】		
18	中枢性思春期遅発症	「削除」 近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになつたため
65	フレーリッヒ(Fröhlich)症候群(脂肪性器異常症)	「削除」 近年は、使われなくなった疾患名・疾患概念のため

内分泌疾患の改定案における大分類と細分類

第5表 内ocrine diseases (Revised Case)					
Major Category		Basis of Recording		Sub-category Disease Name (Revised Case)	
Number	Disease Name (Revised Case)	Source	Number	Number	Basis of Recording Number
1	下垂体機能低下症	日本小児科学会	1	先天性下垂体機能低下症	日本小児科学会
2	下垂体性巨人症	ICD10 E220	2	後天性下垂体機能低下症	日本小児科学会
3	先端巨大症	政令	3	下垂体性巨人症	ICD10 E220
4	成長ホルモン分泌不全性低身長症	ICD10 E230	4	先端巨大症	政令
5	成長ホルモン不応性症候群	日本小児科学会	5	成長ホルモン分泌不全性低身長症(脳の器質的原因による)	ICD10 E230
6	高プロラクチン血症	政令	6	成長ホルモン分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものを除く)	ICD10 E230
7	ADH不適合分泌症候群	ICD10 E232	7	インスリン様成長因子1(GF1)不応症	日本小児科学会
8	尿崩症	ICD10 E059	8	成長ホルモン不応性症候群(インスリン様成長因子1不応症を除く)	日本内分泌学会
9	甲状腺機能亢進症	ICD10 E059	9	高プロラクチン血症	日本小児科学会
10	甲状腺機能低下症	ICD10 E039	10	ADH不適合分泌症候群	日本小児科学会
11	甲状腺機能亢進症	ICD10 E059	11	中枢性尿崩症	ICD10 N251
12	甲状腺機能低下症	ICD10 E039	12	口渴中枢障害を伴う高ナトリウム血症(本態性高ナトリウム血症)	ICD10 N251
13	腎性尿崩症		13	腎性尿崩症	ICD10 E050
14	バセドウ病	ICD10 E059	14	バセドウ(Basedow)病	ICD10 E059
15	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を除く)		15	甲状腺機能亢進症(バセドウ(Basedow)病を除く)	ICD10 Q892
16	異所性甲状腺		16	異所性甲状腺	日本医学会
17	無甲状腺症		17	無甲状腺症	日本医学会
18	甲状腺刺激ホルモン(TSH)分泌低下症(先天性に限る)		18	甲状腺刺激ホルモン(TSH)分泌低下症(先天性に限る)	ICD10 E230
19	16から18に掲げるもののほかの先天性甲状腺機能低下症		19	16から18に掲げるもののほかの先天性甲状腺機能低下症	ICD10 E031
20	橋本病		20	橋本病	ICD10 E063
21	萎縮性甲状腺炎		21	萎縮性甲状腺炎	南山堂
22	20及び21に掲げるもののほかの、後天性甲状腺機能低下症		22	20及び21に掲げるもののほかの、後天性甲状腺機能低下症	ICD10 E039
23	甲状腺ホルモン不応症	ICD10 E078	23	甲状腺ホルモン不応症	ICD10 E078
24	腺腫様甲状腺腫	ICD10 E049	24	腺腫様甲状腺腫	ICD10 E049
25	副甲状腺機能亢進症	ICD10 E213	25	副甲状腺機能亢進症	ICD10 E213
26	副甲状腺欠損症	ICD10 E209	26	副甲状腺欠損症	ICD10 E892
27	副甲状腺機能低下症(副甲状腺欠損症を除く)		27	副甲状腺機能低下症(副甲状腺欠損症を除く)	ICD10 E209
28	自己免疫性多内分泌腺症候群1型	日本小児科学会	28	自己免疫性多内分泌腺症候群1型	日本小児科学会
29	自己免疫性多内分泌腺症候群2型		29	自己免疫性多内分泌腺症候群2型	日本小児科学会
30	偽性偽性副甲状腺機能低下症	ICD10 E201	30	偽性偽性副甲状腺機能低下症	日本医学会
31	偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く)	ICD10 E249	31	偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く)	ICD10 E201
32	クッシング(Cushing)病		32	クッシング(Cushing)病	政令
33	異所性ACTH産生症候群		33	異所性ACTH産生症候群	日本医学会
34	副腎腺腫		34	副腎腺腫	ICD10 D350
35	副腎皮質結節性過形成		35	副腎皮質結節性過形成	日本医学会
36	32から35に掲げるもののほかのクッシング(Cushing)症候群		36	32から35に掲げるもののほかのクッシング(Cushing)症候群	ICD10 E249
37	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)単独欠損症	日本小児科学会	37	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)単独欠損症	日本小児科学会
38	副腎皮質低形成症		38	副腎皮質低形成症	日本小児科学会
39	先天性腎臓低形成症		39	先天性腎臓低形成症	日本小児科学会

19	アルドステロン症	文科省	40	37から39に掲げるもののほかの、慢性副腎皮質機能低下症(アジン(Addison)病を含む)	ICD 10	E274	文科省	
20	見かけ上の鉱質コルチコイド過剰症候群	日本小児科学会	41	アルドステロン症	日本小児科学会		日本小児科学会	
21	リドル(Liddle)症候群	日本医学会	42	見かけ上の鉱質コルチコイド過剰症候群	日本医学会		日本医学会	
22	低アルドステロン症	ICD10 E274	43	リドル(Liddle)症候群	ICD10 E274		日本小児科学会	
23	偽性低アルドステロン症	ICD10 E250	44	低レニン性低アルドステロン症	ICD10 E274		日本小児科学会	
24	先天性副腎過形成症	ICD10 E250	45	アルドステロン合成酵素欠損症	ICD10 E274		日本小児科学会	
25	思春期早発症	ICD10 E301	46	44及び45に掲げるもののほかの、低アルドステロン症	ICD10 E871		日本医学会	
26	エストロゲン過剩症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)	日本小児科学会	47	偽性低アルドステロン症	日本医学会		日本小児科学会	
27	アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)	日本小児科学会	48	リポイド副腎過形成症	日本小児科学会		日本小児科学会	
28	低ゴナドトロビン性性腺機能低下症	ICD10 E230	49	3β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	ICD10 E250		日本小児科学会	
29	高ゴナドトロビン性性腺機能低下症	日本医学会	50	11β-水酸化酵素欠損症	日本小児科学会		日本小児科学会	
30	性分化疾患	日本医学会	51	17α-水酸化酵素欠損症	日本小児科学会		日本小児科学会	
31	消化管ホルモン産生腫瘍	ICD10 D379	52	21-水酸化酵素欠損症	日本小児科学会		日本小児科学会	
32	グルカゴノーマ	ICD10 D137	53	P450酸化還元酵素欠損症	日本小児科学会		日本小児科学会	
33	高インスリン血性低血糖症	日本内分泌学会	54	48から53に掲げるもののほかの、先天性副腎過形成症	ICD10 E250		日本小児科学会	
34	ビタミンD依存性くる病	ICD10 E550	55	ゴナドトロビン依存性思春期早発症	日本小児科学会		日本小児科学会	
35	ビタミンD抵抗性骨軟化症	文科省	56	ゴナドトロビン非依存性思春期早発症	日本小児科学会		日本小児科学会	
36	原発性低リノ血症性くる病	ICD10 E833	57	エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)	日本小児科学会		日本小児科学会	
37	軟骨異常症	ICD10 Q789	58	アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)	ICD10 E281		日本小児科学会	
			59	カルマン(Kallmann)症候群	ICD10 E230		日本内分泌学会	
			60	低ゴナドトロビン性性腺機能低下症(カルマン(Kallmann)症候群を除く)	ICD10 E230		日本内分泌学会	
			61	精巢形成不全	日本小児科学会		日本内分泌学会	
			62	卵巣形成不全	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			63	61及び62に掲げるもののほかの、高ゴナドトロビン性性腺機能低下症	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			64	卵精巢性分化疾患	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			65	混合性性腺異形成症	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			66	5α-還元酵素欠損症	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			67	17β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			68	アンドロゲン不応症	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			69	66から68に掲げるもののほかの、46,XY性分化疾患	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			70	46,XX性分化疾患	日本内内分泌学会		日本内内分泌学会	
			71	VIP産生腫瘍	ICD10 C254		日本内内分泌学会	
			72	ガストリノーマ	ICD10 D377		日本内内分泌学会	
			73	カルチノイド症候群	ICD10 E340		日本内内分泌学会	
			74	グルカゴノーマ	ICD10 D137		日本内内分泌学会	
			75	高インスリン血性低血糖症	ICD10 E550		日本内内分泌学会	
			76	ビタミンD依存性くる病	ICD10 E650		日本内内分泌学会	
			77	ビタミンD抵抗性骨軟化症	文科省		文科省	
			78	原発性低リノ血症性くる病	ICD10 E833		日本医学会	
			79	軟骨無形成症	ICD10 Q789		日本医学会	
			80	軟骨低形成症	ICD10 Q789		日本医学会	

38	骨形成不全症		ICD10	Q780	81	骨形成不全症		ICD10	Q780
39	全身性脂肪異常症(全身性脂肪萎縮症)		ICD10	E881	82	全身性脂肪異常症(全身性脂肪萎縮症)		ICD10	E881
40	多発性内分泌腫瘍	日本医学会			83	多発性内分泌腫瘍1型(ウェルマー(Werner)症候群)		ICD10	D448
					84	多発性内分泌腫瘍2型(シップル(Sipple)症候群)		ICD10	D448
					85	83及び84に掲げるもののほかの、多発性内分泌腫瘍		ICD10	D448
41	多囊胞性卵巢症候群	日本医学会			86	多囊胞性卵巢症候群	日本医学会	ICD10	Q969
42	内分泌疾患を伴う先天奇形症候群	日本小兒科学会			87	ターナー(Turner)症候群		ICD10	Q871
					88	プラダード・ウイリ(Prader-Willi)症候群		ICD10	Q871
					89	マッキュー・オルブライト(McCune-Albright)症候群	日本小兒科学会	ICD10	Q871
					90	ヌーナン(Noonan)症候群		ICD10	Q871
					91	バルデー・ビードル(Bardet-Biedl) 症候群	日本医学会	ICD10	Q871

表 6-1：膠原病における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

現 行		第6表 膠原病(現行—改定案 対応表)	
番号	告示疾患名	番号	大分類疾患名
1	アレルギー性垂敗血症(ウイスラー・ファンコニ(Wissler-Fanconi)症候群)	1	若年性特発性関節炎
2	冠動脈病変(川崎病性冠動脈病変)(冠動脈瘤、冠動脈拡張症、冠動脈狭窄症)		【疾患群移動】
3	シェーレン(Sjögren)症候群	2	シェーレン(Sjögren)症候群
4	自己免疫性肝炎		【疾患群移動】《慢性消化器疾患》「6：自己免疫性肝炎」で申請
5	自己免疫性腸炎		【疾患群移動】《慢性消化器疾患》「5：自己免疫性腸炎」で申請
6	若年性関節リウマチ	1	若年性特発性関節炎
7	スチーブンス・ジョンソン(Stevens-Johnson)症候群	3	スチーブンス・ジョンソン(Stevens-Johnson)症候群
8	スチル(Stil)病	1	若年性特発性関節炎
9	リウマチ性心疾患		【疾患群移動】《慢性心疾患》「88：僧帽弁閉鎖不全症」、「92：大動脈弁閉鎖不全症」などで申請

表 6-2：膠原病における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表
整理する疾患とその対応方法

現 行		第6表 膜原病(現行—改定案 対応表)	
番号	告示疾患名	処 置	改定案 理由
【整理する疾患と理由】			
1	アレルギー性垂敗血症(ウイスラー・ファンコニ(Wissler-Fanconi)症候群)	《整理》	「1：若年性特発性関節炎」で申請
2	冠動脈病変(川崎病性冠動脈病変)(冠動脈瘤、冠動脈拡張症、冠動脈狭窄症)	《整理》	《慢性心疾患》「31：川崎病性冠動脈瘤」で申請
4	自己免疫性肝炎	《整理》	《慢性消化器疾患》「6：自己免疫性肝炎」で申請
5	自己免疫性腸炎	《整理》	《慢性消化器疾患》「5：自己免疫性腸炎」で申請
8	スチル(Stil)病	《整理》	「1：若年性特発性関節炎」で申請
9	リウマチ性心疾患	《整理》	《慢性心疾患》「88：僧帽弁閉鎖不全症」、「92：大動脈弁閉鎖不全症」などで申請

表 6-3：膠原病の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の包含関係および疾患名の表記の根拠

第6表 膠原病(改定案)						細分類 疾患名(改定案)	表記の根拠	
番号	大分類 疾患名(改定案)	表記の根拠					表記の根拠	
		出典	番号	番号	出典			
1	若年性特発性関節炎	ICD10	M089	1	若年性特発性関節炎		ICD10 M089	
2	シェーレン(Sjögren)症候群	ICD10	M350	2	シェーレン(Sjögren)症候群		ICD10 M350	
3	ステイーヴンス・ジョンソン(Stevens-Johnson)症候群	南山堂		3	ステイーヴンス・ジョンソン(Stevens-Johnson)症候群		南山堂	

表 7-1：糖尿病における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

現 行		第7表 糖尿病(現行—改定案 対応表)		
番号	告示疾患名	番号	大分類疾患名	改定案 番号
1	1型糖尿病(若年型糖尿病)	1	糖尿病	1 1型糖尿病
2	2型糖尿病(成人型糖尿病)	1	糖尿病	2 2型糖尿病
3	その他の糖尿病(腎性糖尿を除く)	1	糖尿病	3 若年発症成人型糖尿病(MODY)
		1	糖尿病	4 新生兒糖尿病
		1	糖尿病	5 インスリン受容体異常症
		1	糖尿病	6 脂肪萎縮性糖尿病
		1	糖尿病	7 1から6まで掲げるもののほかの、糖尿病

表 7-2：糖尿病における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表 整理する疾患とその対応方法

現 行		第7表 糖尿病(現行—改定案 対応表)		
番号	告示疾患名	処 置	改定案	理 由
【整理する疾患と理由】				
1	1型糖尿病(若年型糖尿病)	「<整理>」	「1:1型糖尿病」で申請	
2	2型糖尿病(成人型糖尿病)	「<整理>」	「2:2型糖尿病」で申請	
3	その他の糖尿病(腎性糖尿を除く)	「<整理>」	「3:若年発症成人型糖尿病(MODY)」、「4:新生兒糖尿病」、「5:インスリン受容体異常症」、「6:脂肪萎縮性糖尿病」、「7:1から6まで掲げるもののほかの、糖尿病」などで申請	

表 7-3：糖尿病の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の包含関係および疾患名の表記の根拠

第7表 糖尿病(改定案)				細分類 疾患名(改定案)				表記の根拠	
番号	大分類 疾患名(改定案)	表記の根拠		出典	番号	表記の根拠		出典	番号
		ICD10	E14			ICD10	E10		
1	糖尿病				1	1型糖尿病			
					2	2型糖尿病			
					3	若生癡症成人型糖尿病(MODY)			
					4	新生兒糖尿病	南山堂		
					5	インスリン受容体異常症			
					6	脂肪萎縮性糖尿病	日本医学会		
					7	1から6まで掲げるもののほかの、糖尿病			

表 8-1：先天性代謝異常における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

番号	現 行 告示疾患名	番号	大分類疾患名	改定案 番号		細分類疾患名
				【告示削除】	【告示削除】	
1	イミノ酸異常症					
2	家族性イミノグリシン尿症					
3	高オルニチン血症-高アンモニア血症-ホモシトルリン尿症 症候群(HHH症候群)	1	アミノ酸代謝異常症	18	高オルニチン血症	
4	白皮症	17	白皮症	144	白皮症	
5	ヘルマンスキー・ドラツク(Hermannsky-Pudlak)症候群		【疾患群移動】		【疾患群移動】《血液疾患》「35:32から34までに掲げるもののほかの、血小板機能異常症」で申請	
6	エーラース・ダンロス(Ehlers-Danlos)症候群	13	結合組織異常症	135	エーラス・ダンロス(Ehlers-Danlos)症候群	
7	骨形成不全症(Osteogenesis imperfecta)		【疾患群移動】		【疾患群移動】《内分泌疾患》「81:骨形成不全症」で申請	
8	軟骨無形成症(軟骨異常症)		【疾患群移動】		【疾患群移動】《内分泌疾患》「79:軟骨無形成症」、「79:軟骨低形成症」で申請	
9	アルファ1-アンチトリプシン欠損症	16	α1-アンチトリプシン欠損症	143	α1-アンチトリプシン欠損症	
10	トランスコバラミンII欠損症		【疾患群移動】		【疾患群移動】《血液疾患》「1:巨赤芽球性貧血」で申請	
11	無アルブミン血症		【告示削除】		【告示削除】	
12	無トランスフェリン症		【疾患群移動】		【疾患群移動】《血液疾患》「6:無トランスフェリン血症」で申請	
13	無ハブロビン症		【疾患群移動】		【疾患群移動】《血液疾患》「9:7及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血(AIHA含む)」で申請	
14	アポ蛋白C-II欠損症	12	脂質代謝異常症	129	原発性高カロリミクロソル血症	
15	アルファリポ蛋白欠乏(高比重リボ蛋白(HDL)欠乏症、タンジェール(Tangier)病)	12	脂質代謝異常症	133	高比重リポ蛋白(HDL)欠乏症	
16	ウォールマン(Wolman)病	6	ライソゾーム病	98	酸性リバーゼ欠損症	
17	家族性高コレステロール血症	12	脂質代謝異常症	130	家族性高コレステロール血症	
18	家族性高リポ蛋白血症	12	脂質代謝異常症	134	129から133までに掲げるもののほかの、脂質代謝異常症	
19	高超低比重リボ蛋白(VLDL)血症	12	脂質代謝異常症	134	129から133までに掲げるもののほかの、脂質代謝異常症	
20	高低比重リボ蛋白(LDL)血症	12	脂質代謝異常症	134	129から133までに掲げるもののほかの、脂質代謝異常症	
21	高トリグリセライド血症	12	脂質代謝異常症	134	129から133までに掲げるもののほかの、脂質代謝異常症	
22	高ブレータリポ蛋白血症	12	脂質代謝異常症	134	129から133までに掲げるもののほかの、脂質代謝異常症	
23	高ベータリポ蛋白血症	12	脂質代謝異常症	134	129から133までに掲げるもののほかの、脂質代謝異常症	
24	先天性高脂質血症	12	脂質代謝異常症	131	家族性複合型高脂質血症	
25	無(低)ベータリポ蛋白血症(バッセン・コーン・コーン・ツヴァイク(Bassen-Kornzweig)症候群、有棘赤血球症)	12	脂質代謝異常症	132	無β-リボタンソーサック血症	
26	レフスマ(Refsum)病	7	ペルオキシソーム病	105	レフサム(Refsum)病	
27	遺伝性若年性痛風				【疾患群移動】《慢性腎疾患》「22:家族性若年性高尿酸血症性腎症」で申請	
28	色素性乾皮症		【疾患群移動】		【疾患群移動】《神経・筋疾患》「22:色素性乾皮症」で申請	
29	先天性高尿酸血症	9	ブリンピリミジン代謝異常症	114	ヒボキサンチングアニンホスホリボシリトルヌフェラーゼ欠損症(レッシュ・ナイハン(Lesch-Nyhan)症候群)	
30	シスチン蓄積症(リグナツク(lignac)症候群)	6	ライソゾーム病	99	シスチン症	
31	シスチン尿症	1	アミノ酸代謝異常症	21	シスチン尿症	
32	腎性アミノ酸尿症	1	アミノ酸代謝異常症	22	1から21までに掲げるもののほかの、アミノ酸代謝異常症	

1	アミノ酸代謝異常症	16	高アルギニン血症
1	アミノ酸代謝異常症	17	シトリン欠損症
1	アミノ酸代謝異常症	20	リジン尿性蛋白不耐症
1	アミノ酸代謝異常症	22	から21までに掲げるもののほかの、アミノ酸代謝異常症
1	アミノ酸代謝異常症	24	プロピオニ酸血症
2	有機酸代謝異常症	25	β -ケトチオラーゼ欠損症
2	有機酸代謝異常症	26	イソ吉草酸血症
2	有機酸代謝異常症	27	3-メチルクロロニルCoAカルボキシラーゼ欠損症
2	有機酸代謝異常症	28	メチルグルタコン酸尿症
2	有機酸代謝異常症	29	3-ヒドロキシン-3-メチルグルタル酸血症
2	有機酸代謝異常症	30	3-ヒドロキシン-3-メチルグルタルリルCoA合成酵素欠損症
2	有機酸代謝異常症	31	スキンニル-CoA 3-ケト酰CoAトランスクエラーゼ(SCOT)欠損症
2	有機酸代謝異常症	32	複合カルボキシラーゼ欠損症
2	有機酸代謝異常症	35	原発性高シユウ酸尿症
2	有機酸代謝異常症	36	アルカブッシュ尿症
2	有機酸代謝異常症	37	グリセロール尿症
2	有機酸代謝異常症	38	先天性胆汁酸代謝異常症
2	有機酸代謝異常症	39	23から38までに掲げるもののほかの、有機酸代謝異常症
2	有機酸代謝異常症	40	全身性カルニチン欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	41	カルニチン/パルミトイルトランスクエラーゼ欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	42	カルニチン/パルミトイルトランスクエラーゼII欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	43	カルニチンアシルカルニチトランスロカーゼ欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	44	極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	45	中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	46	短鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	47	三頭酵素欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	48	3-ヒドロキシンアルCoA脱水素酵素欠損症
3	脂肪酸代謝異常症	49	40から48までに掲げるもののほかの、脂肪酸代謝異常症
3	脂肪酸代謝異常症	52	フマラーゼ欠損症
4	ミトコンドリア病	53	スキンニル-CoAリガーゼ欠損症
4	ミトコンドリア病	59	遺伝性フルクトース不耐症
5	糖質代謝異常症	60	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスクエラーゼ欠損症
5	糖質代謝異常症	61	ガラクトキナーゼ欠損症
5	糖質代謝異常症	62	ウリジルニリン酸ガラクトース-4-エピメラーゼ欠損症
5	糖質代謝異常症	63	フルクトース-1, 6-ビスホスファターゼ欠損症
5	糖質代謝異常症	64	ホスホエノールビルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症
5	糖質代謝異常症	65	グリコーゲン合成酵素欠損症(糖原病0型)
5	糖質代謝異常症	66	糖原病I型
5	糖質代謝異常症	67	糖原病II型
5	糖質代謝異常症	68	糖原病IV型
5	糖質代謝異常症	69	糖原病V型
5	糖質代謝異常症	70	糖原病VI型
5	糖質代謝異常症	71	糖原病VII型
5	糖質代謝異常症	72	糖原病IX型
5	糖質代謝異常症	73	グルコーストランスポーター1(GLUT1)欠損症
5	糖質代謝異常症	74	59から73までに掲げるもののほかの、糖質代謝異常症

6	ライソゾーム病	75	ムコ多糖症型
6	ライソゾーム病	76	ムコ多糖症II型
6	ライソゾーム病	77	ムコ多糖症III型
6	ライソゾーム病	78	ムコ多糖症IV型
6	ライソゾーム病	79	ムコ多糖症VI型
6	ライソゾーム病	80	ムコ多糖症VII型
6	ライソゾーム病	81	フコジドーシス
6	ライソゾーム病	82	マンノジドーシス
6	ライソゾーム病	83	アスペルチュルグルコサミン尿症
6	ライソゾーム病	84	シリドーシス
6	ライソゾーム病	85	ガラクトシリドーシス
6	ライソゾーム病	86	GM1-ガングリオンドーシス
6	ライソゾーム病	87	GM2-ガングリオンドーシス
6	ライソゾーム病	88	異染性白質ジストロフィー
6	ライソゾーム病	89	ニーマン・ピック(Niemann-Pick)病
6	ライソゾーム病	90	ゴーシエ(Gaucher)病
6	ライソゾーム病	91	ファブリー(Fabry)病
6	ライソゾーム病	92	クラッベ(Krabbe)病
6	ライソゾーム病	93	ファーバー(Farber)病
6	ライソゾーム病	94	マルチブルスルファター-ゼ欠損症
6	ライソゾーム病	95	ムコピドーシスII型(I-cell病)
6	ライソゾーム病	96	ムコリピドーシスIII型
6	ライソゾーム病	97	ポンペ(Pompe)病
6	ライソゾーム病	99	シスチン症
6	ライソゾーム病	100	遊離シアル酸蓄積症
6	ライソゾーム病	101	神経セロイドリポフスチシン症
6	ライソゾーム病	102	75から101までに掲げるもののほかの、ライソゾーム病
6	ライソゾーム病	103	ベルオキシソーム形成異常症
6	ライソゾーム病	104	副腎白質ジストロフィー
6	ライソゾーム病	105	103から105までに掲げるもののほかの、ペルオキシソーム病
6	ライソゾーム病	111	亜硫酸酸化酵素欠損症
6	ベルオキシソーム病	112	先天性腸生肢端皮膚炎
7	ベルオキシソーム病	113	107から112までに掲げるもののほかの、金属代謝異常症
7	ベルオキシソーム病	115	アデニンヌクレオチドシルトランスクフェラーゼ欠損症
7	ベルオキシソーム病	116	キサンチン尿症
8	金属代謝異常症	117	尿酸トランスポーター異常症
8	金属代謝異常症	118	オロト酸尿症
8	金属代謝異常症	119	114から118までに掲げるもののほかの、プリンピミジン代謝異常症
10	ビタミン代謝異常症	121	120に掲げるもののほかの、ビタミン代謝異常症
11	神経伝達物質異常症	122	ビオブテリン代謝異常症
11	神経伝達物質異常症	123	チロシン水酸化酵素欠損症
11	神経伝達物質異常症	124	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
11	神経伝達物質異常症	125	ドーバミニンβ-水酸化酵素欠損症
11	神経伝達物質異常症	126	GABAアミノ基移群素欠損症
11	神経伝達物質異常症	127	コハク酸セミアルデヒド脱水素酵素欠損症

	11 神経伝物質異常症	128 122から127までに掲げるもののほかの、神経伝物質異常症
	13 結合組織異常症	136 低ホスファターゼ症
	13 結合組織異常症	137 大理石骨病
	13 結合組織異常症	138 リボイドタンパク症
	13 結合組織異常症	139 135から138までに掲げるもののほかの、結合組織異常症
	4 IIIトコンドリア病	50 ピルビン酸脱水素酵素複合体欠損症
神7 ミトコンドリア脳筋症(ミトコンドリア・ミオ・ペチー)	4 IIIトコンドリア病	51 ピルビン酸カルボキシラーゼ欠損症
	4 IIIトコンドリア病	57 ミトコンドリアDNA欠失 (Keams-Sayre症候群を含む)
	4 IIIトコンドリア病	58 50から57までに掲げるもののほかの、ミトコンドリア病
	4 IIIトコンドリア病	54 ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症
	4 IIIトコンドリア病	55 ミトコンドリアDNA枯渇症候群
神10 リー(Leigh)脳症	4 IIIトコンドリア病	56 ミトコンドリアDNA突然変異 (Leigh症候群、MELAS、MERRFを含む)

表 8-2：先天性代謝異常における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表
整理する疾患とその対応方法、削除する疾患とその理由

第8表 先天代謝異常(現行—改定案 対応表)			
番号	現 行	告 示 疾 患 名	改 定 案 理 由
	現 行	告 示 疾 患 名	処 置
【整理する疾患と理由】			
3 高オリニチン血症—高アンモニア血症—ホモシトルリン尿症候群	「18:高オリニチン血症」で申請	「18:高オリニチン血症」で申請	「18:高オリニチン血症」で申請
5 ヘルマンスキー・ブドラーク(Hermannsky-Pudlak)症候群	「18:骨形成不全症」で申請	「18:骨形成不全症」で申請	「18:骨形成不全症」で申請
7 骨形成不全症(Osteogenesis imperfecta)	「18:骨形成不全症」で申請	「18:骨形成不全症」で申請	「18:骨形成不全症」で申請
8 軟骨無形形成症(軟骨異常養症)	「18:軟骨無形形成症」で申請	「18:軟骨無形形成症」で申請	「18:軟骨無形形成症」で申請
10 トランスクバーミンⅡ欠損症	「1:巨赤芽球性貧血」で申請	「1:巨赤芽球性貧血」で申請	「1:巨赤芽球性貧血」で申請
12 無トランスクエリン症	「6:無トランスクエリン血症」で申請	「6:無トランスクエリン血症」で申請	「6:無トランスクエリン血症」で申請
13 無ハブトグロビン症	「9:及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血(AIHA含む)」などで申請	「9:及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血(AIHA含む)」などで申請	「9:及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血(AIHA含む)」などで申請
16 ウォールマン(Wolman)病	「98:酸性リパーゼ欠損症」で申請	「98:酸性リパーゼ欠損症」で申請	「98:酸性リパーゼ欠損症」で申請
18 家族性高リポ蛋白血症	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請
19 高超低比重リポ蛋白(VLDL)血症	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請
20 高低比重リポ蛋白(LDL)血症	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請
21 高トリグリセライド血症	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請
22 高プレベータリポ蛋白血症	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請
23 高ベータリポ蛋白血症	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請	「134:129から133までに掲げるもののほかの、脂質異常症」などで申請
24 先天性高脂質血症	「131:家族性複合型高脂質血症」で申請	「131:家族性複合型高脂質血症」で申請	「131:家族性複合型高脂質血症」で申請
25 無(低)ベータリポ蛋白血症(バッセン・コーンツヴァイク(Bassen-Kornzweig)症候群、有棘赤血球症)	「132:無β-リボタンソーキ血症」で申請	「132:無β-リボタンソーキ血症」で申請	「132:無β-リボタンソーキ血症」で申請
26 レフスマ(Refsum)病	「105:レフサム(Refsum)病」で申請	「105:レフサム(Refsum)病」で申請	「105:レフサム(Refsum)病」で申請
27 遺伝性若年性痛風	「22:家族性若年性高尿酸血症性腎症」で申請	「22:家族性若年性高尿酸血症性腎症」で申請	「22:家族性若年性高尿酸血症性腎症」で申請
28 色素性乾皮症	「21:色素性乾皮症」で申請	「21:色素性乾皮症」で申請	「21:色素性乾皮症」で申請
29 先天性高尿酸血症	「ヒポキサンチンシグアニニホスホリボシリトランスフェラーゼ欠損症(レッシュ・ナイハーン(Lesch-Nyhan)症候群)	「ヒポキサンチンシグアニニホスホリボシリトランスフェラーゼ欠損症(レッシュ・ナイハーン(Lesch-Nyhan)症候群)	「ヒポキサンチンシグアニニホスホリボシリトランスフェラーゼ欠損症(レッシュ・ナイハーン(Lesch-Nyhan)症候群)
30 シスチニ蓄積症(リグナック(Lignac)症候群)	「99:シスチニ症」で申請	「99:シスチニ症」で申請	「99:シスチニ症」で申請
32 腎生アミノ酸尿症	「1から22まで適切な細分類病名を選択	「1から22まで適切な細分類病名を選択	「1から22まで適切な細分類病名を選択
33 ハルトナップ(Hartnup)病	「19:ハートナップ(Hartnup)病」で申請	「19:ハートナップ(Hartnup)病」で申請	「19:ハートナップ(Hartnup)病」で申請
35 蔗糖・イソ麦芽糖吸収不全症	「2:ショ糖・イソ麦芽糖分解酵素欠損症」で申請	「2:ショ糖・イソ麦芽糖分解酵素欠損症」で申請	「2:ショ糖・イソ麦芽糖分解酵素欠損症」で申請
36 先天性高乳酸血症	「50:ビルビン酸脱水素複合体欠損症」、「51:ビルビン酸カルボキシラーゼ欠損症」など適切な細分類病名で申請	「50:ビルビン酸脱水素複合体欠損症」、「51:ビルビン酸カルボキシラーゼ欠損症」など適切な細分類病名で申請	「50:ビルビン酸脱水素複合体欠損症」、「51:ビルビン酸カルボキシラーゼ欠損症」など適切な細分類病名で申請
37 男儿糖吸收不全症	「《慢性消化器疾患》「1:乳糖不耐症」で申請	「《慢性消化器疾患》「1:乳糖不耐症」で申請	「《慢性消化器疾患》「1:乳糖不耐症」で申請
38 ぶどう糖・ガラクトース吸収不全症	「《慢性消化器疾患》「3:先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症」で申請	「《慢性消化器疾患》「3:先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症」で申請	「《慢性消化器疾患》「3:先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症」で申請
40 遺伝性ビタミンD抵抗性くる病(家族性低磷酸血症)	「《内分泌疾患》「78:原発性低リン血症性くる病」で申請	「《内分泌疾患》「78:原発性低リン血症性くる病」で申請	「《内分泌疾患》「78:原発性低リン血症性くる病」で申請
41 ウィルソン(Wilson)病(セルロプラミン欠乏症)	「107:ウィルソン(Wilson)病」、「110:無セルロプラミン血症」などで申請	「107:ウィルソン(Wilson)病」、「110:無セルロプラミン血症」などで申請	「107:ウィルソン(Wilson)病」、「110:無セルロプラミン血症」などで申請
42 メンケス(Menkes)病(kinky-steely)hair症候群	「108:メンケス(Menkes)病」、「109:オクシピタル・ホーン症候群」などで申請	「108:メンケス(Menkes)病」、「109:オクシピタル・ホーン症候群」などで申請	「108:メンケス(Menkes)病」、「109:オクシピタル・ホーン症候群」などで申請
43 グルタル酸尿症(I, II型)	「33:グルタル酸尿症I型」、「34:グルタル酸尿症II型」で申請	「33:グルタル酸尿症I型」、「34:グルタル酸尿症II型」で申請	「33:グルタル酸尿症I型」、「34:グルタル酸尿症II型」で申請
46 遺伝性脈管浮腫	「《血液病等血液・免疫疾患》「109:遺伝性血管性浮腫(C1インヒビター欠損症)」で申請	「《血液病等血液・免疫疾患》「109:遺伝性血管性浮腫(C1インヒビター欠損症)」で申請	「《血液病等血液・免疫疾患》「109:遺伝性血管性浮腫(C1インヒビター欠損症)」で申請

47	先天性魚鱗癖(水泡型先天性魚鱗癖様紅皮症、非水泡型先天性魚鱗癖様紅皮症、道化師様魚鱗癖、シェーベン・ラーソン(Sjögren-Larsson)症候群)	《整理》「145:水疱型先天性魚鱗癖様紅皮症」、「146:非水疱型先天性魚鱗癖様紅皮症」、「147:道化師様魚鱗癖」、「148:シェーベン・ラーソン(Sjögren-Larsson)症候群」、「149:145から148までに掲げるもののほかの、先天性魚鱗癖」で申請
48	致死性表皮水疱症(ヘルリツィ(Herlitz)型)	《整理》「150:接合部型表皮水疱症」で申請
49	ロウエ(Lowe)症候群(眼脳腎症候群)	《整理》「142:ロウ(Lowe)症候群」で申請
50	1から49までに掲げるもののほか、特定の欠損(後略)	<p>《整理》「150:接合部型表皮水疱症」で申請</p> <p>《整理》「《内分泌疾患》「66-5 α-還元酵素欠損症」で申請</p> <p>《整理》「《内分泌疾患》「67-17 β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症」で申請</p> <p>《整理》「《内分泌疾患》「76-ビタミンD依存性くる病」で申請</p> <p>《整理》「《内分泌疾患》「76-ビタミンD抵抗性骨軟化症」で申請</p> <p>《整理》「《内分泌疾患》「77-ビタミンD抵抗性骨軟化症」で申請</p> <p>《整理》「《血友病等血漿・免疫疾患》「101:高γD症候群(メバロン酸キナーゼ欠損症)」で申請</p> <p>《整理》「《神経・筋疾患》「8-カナバン(Canavan)病」で申請</p> <p>《整理》「《神経・筋疾患》「9-アレキサンダー(Alexander)病」で申請</p> <p>《整理》「《神経・筋疾患》「10:ペリツエウス・メルツバッヘル(Pelizaeus-Merzbacher)病」で申請</p> <p>《整理》「《神経・筋疾患》「22:ウェルナー(Werner)症候群」で申請</p> <p>《整理》「《慢性消化器疾患》「4:エンテロキナーゼ欠損症」で申請</p> <p>《整理》「《慢性消化器疾患》「5:アミラーゼ欠損症」で申請</p> <p>《整理》「《慢性消化器疾患》「6:リパーゼ欠損症」で申請</p> <p>《整理》「《慢性消化器疾患》「13:クリグラー・ナジャー(Crigler-Najjar)症候群」で申請</p>

【削除する疾患と理由】

1	1 イミダゾール異常症	《削除》近年は、使われなくなつた疾患名・疾患概念のため
2	2 家族性イミノグリシン尿症	《削除》近年は、使われなくなつた疾患名・疾患概念のため
11	11 無アルブミン血症	《削除》近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになつたため

表 8-3：先天性代謝異常の改定案における大分類疾患の細分類疾患の包含関係および疾患名の表記の根拠

第8表 先天代謝異常(改定案)						
番号	大分類 疾患名(改定案)	表記の根拠 出典	細分類 疾患名(改定案)	番号	表記の根拠 出典	表記の根拠 出典 番号
1	アミノ酸代謝異常症	ICD10 E729	1 フェニルケトン尿症(高フェニルアラニン血症) 2 高チロシン血症1型 3 高チロシン血症2型 4 高チロシン血症3型 5 高プロリン血症 6 フロリダーゼ欠損症 7 メーブルシロップ尿症 8 ホモシスチン尿症 9 高メチオニン血症 10 非クトーシス型高クリシン血症 11 N-アセチルグルタミン酸合成人酵素欠損症 12 カルバミルリン酸合成人酵素欠損症 13 オルニチントランスクカルボミマーゼ欠損症 14 アルギニノコハク酸合成人酵素欠損症(シトルリン血症) 15 アルギニノコハク酸尿症 16 高アルギニン血症 17 シトリン欠損症 18 高オルニチン血症 19 ハートナップ(Hartnup)病 20 リジン尿性蛋白不耐症 21 シスチン尿症 22 1から21までに喝げるもののほかの、アミノ酸代謝異常症 23 メチルマロン酸血症 24 プロピオン酸血症 25 β-ケトオラーゼ欠損症 26 イソ吉草酸血症 27 3-メチルクロロ-ニルCoAカルボキシラーゼ欠損症 28 メチルグリタコニ酸尿症 29 3-ヒドロキシ-3-メチルグリタル酸血症 30 3-ヒドロキシ-3-メチルグリタルCoA合成人酵素欠損症 31 スクシニル-CoA 3-ケト酸CoAトランスフェラーゼ(SCOT)欠損症 32 横合カルボキシラーゼ欠損症 33 グルタル酸血症1型 34 グルタル酸血症2型 35 原発性高シユウ酸尿症 36 アルカブトン尿症 37 グリセロール尿症 38 先天性胆汁酸代謝異常症 39 23から38までに喝げるもののほかの、有機酸代謝異常症	南山堂	ICD10 E701 日本医学会 日本医学会 日本医学会 ICD10 E725 日本医学会 ICD10 E710 日本医学会 ICD10 E721 日本医学会 日本医学会 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E724 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E724 日本医学会 ICD10 E720 日本医学会 ICD10 E723 日本医学会 ICD10 E720 日本医学会 ICD10 E729 日本医学会 ICD10 E711 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本医学会 ICD10 E723 日本医学会 ICD10 E702 日本小儿科学会 日本小儿科学会 南山堂	ICD10 E701 日本医学会 日本医学会 日本医学会 ICD10 E725 日本医学会 ICD10 E710 日本医学会 ICD10 E721 日本医学会 日本医学会 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E724 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E724 日本医学会 ICD10 E720 日本医学会 ICD10 E723 日本医学会 ICD10 E720 日本医学会 ICD10 E729 日本医学会 ICD10 E711 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本医学会 ICD10 E723 日本医学会 ICD10 E702 日本小儿科学会 日本小儿科学会 南山堂
2	有機酸代謝異常症	ICD10 E729	1 フェニルケトン尿症(高フェニルアラニン血症) 2 高チロシン血症1型 3 高チロシン血症2型 4 高チロシン血症3型 5 高プロリン血症 6 フロリダーゼ欠損症 7 メーブルシロップ尿症 8 ホモシスチン尿症 9 高メチオニン血症 10 非クトーシス型高クリシン血症 11 N-アセチルグルタミン酸合成人酵素欠損症 12 カルバミルリン酸合成人酵素欠損症 13 オルニチントランスクカルボミマーゼ欠損症 14 アルギニノコハク酸合成人酵素欠損症(シトルリン血症) 15 アルギニノコハク酸尿症 16 高アルギニン血症 17 シトリン欠損症 18 高オルニチン血症 19 ハートナップ(Hartnup)病 20 リジン尿性蛋白不耐症 21 シスチン尿症 22 1から21までに喝げるもののほかの、アミノ酸代謝異常症 23 メチルマロン酸血症 24 プロピオン酸血症 25 β-ケトオラーゼ欠損症 26 イソ吉草酸血症 27 3-メチルクロロ-ニルCoAカルボキシラーゼ欠損症 28 メチルグリタコニ酸尿症 29 3-ヒドロキシ-3-メチルグリタル酸血症 30 3-ヒドロキシ-3-メチルグリタルCoA合成人酵素欠損症 31 スクシニル-CoA 3-ケト酸CoAトランスフェラーゼ(SCOT)欠損症 32 横合カルボキシラーゼ欠損症 33 グルタル酸血症1型 34 グルタル酸血症2型 35 原発性高シユウ酸尿症 36 アルカブトン尿症 37 グリセロール尿症 38 先天性胆汁酸代謝異常症 39 23から38までに喝げるもののほかの、有機酸代謝異常症	南山堂	ICD10 E701 日本医学会 日本医学会 日本医学会 ICD10 E725 日本医学会 ICD10 E710 日本医学会 ICD10 E721 日本医学会 日本医学会 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E724 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E722 日本医学会 ICD10 E724 日本医学会 ICD10 E720 日本医学会 ICD10 E723 日本医学会 ICD10 E720 日本医学会 ICD10 E729 日本医学会 ICD10 E711 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本小儿科学会 日本医学会 ICD10 E723 日本医学会 ICD10 E702 日本小儿科学会 日本小儿科学会 南山堂	

3	脂肪酸代謝異常症	日本小児科学会	40 全身性カルニチン欠損症 41 カルニチンパリミトイルトランスクフェラーゼ欠損症 42 カルニチンパリミトイルトランスクフェラーゼII欠損症 43 カルニチンアシルカルニチントrans-スロカーゼ欠損症 44 極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 45 中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 46 短鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 47 三頭酵素欠損症 48 3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症 49 40から48までに掲げるもののほかの、脂肪酸代謝異常症	南山堂	日本小児科学会
4	ミトコンドリア病	ICD10 E888	50 ピルビン酸脱水素酵素複合体欠損症 51 ピルビン酸カルボキシラーゼ欠損症 52 フマラーゼ欠損症 53 スクシニル-CoAリガーゼ欠損症 54 ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症 55 ミトコンドリアDNA枯渇症候群 56 ミトコンドリアDNA突然変異 (Leigh症候群, MELAS, MERRFを含む) 57 ミトコンドリアDNA欠失 (Kearns-Sare症候群を含む) 58 50から57までに掲げるもののほかの、ミトコンドリア病	日本小児科学会	日本小児科学会
5	糖質代謝異常症	南山堂	59 遺伝性フルクトース不耐症 60 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスクフェラーゼ欠損症 61 ガラクトキナーゼ欠損症 62 ウリジルニリン酸ガラクトース-4-エピメラーゼ欠損症 63 フルクトース-1, 6-ビスホスファターーゼ欠損症 64 ホスホエノールピルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症 65 グリコーゲン合成酵素欠損症(糖原病0型) 66 糖原病I型 67 糖原病III型 68 糖原病IV型 69 糖原病V型 70 糖原病VI型 71 糖原病VII型 72 糖原病IX型 73 グルコーストランスポーター1(GLUT1)欠損症 74 59から73までに掲げるもののほかの、糖質代謝異常症	南山堂	日本小児科学会
6	ライソゾーム病	日本小児科学会	75 ムコ多糖症I型 76 ムコ多糖症II型 77 ムコ多糖症III型 78 ムコ多糖症IV型 79 ムコ多糖症V型 80 ムコ多糖症VI型 81 フコシダーシス 82 マンノシダーシス 83 アスペルチュルグロコサミン尿症 84 シアリドーシス	南山堂	日本小児科学会

			85 ガラクトシリオジードーシス	ICD10 E751
			86 GM1-ガングリオジードーシス	ICD10 E751
			87 GM2-ガングリオジードーシス	ICD10 E750
			88 異染性白質ジストロフィー	ICD10 E752
			89 ニーマン・ピック(Niemann-Pick)病	ICD10 E752
			90 ゴーシエ(Gaucher)病	ICD10 E752
			91 ファブリー(Fabry)病	ICD10 E752
			92 クラッベ(Krabbe)病	ICD10 E752
			93 ファーバー(Farber)病	ICD10 E752
			94 マルチプレスルファーターゼ欠損症	ICD10 E752
			95 ムコビリドーシスⅢ型(1-cell病)	ICD10 E770
			96 ムコリピドーシスⅢ型	ICD10 E770
			97 ボンペ(Pompe)病	ICD10 E740
			98 酸性リパーゼ欠損症	日本小児科学会
			99 シスチン症	ICD10 E720
			100 遊離セロイドリボフスチン症	日本小児科学会
			101 神経セロイドリボフスチン症	ICD10 E754
			102 75から101までに掲げるもののほかの、ライソゾーム病	日本小児科学会
			103 ベルオキシゾーム形成異常症	南山堂
			104 副腎白質ジストロフィー	ICD10 E713
			105 レフサム(Refsum)病	南山堂
			106 103から105までに掲げるもののほかの、ペルオキシゾーム病	日本医学会
			107 ウィルソン(Wilson)病	ICD10 E830
			108 メンケス(Menkes)病	ICD10 E830
			109 オクシピタル・ホーン症候群	ICD10 E830
			110 無セルロプラスマシン血症	ICD10 E830
			111 亜硫酸酸化酵素欠損症	日本小児科学会
			112 先天性腸性肢端皮膚炎	日本小児科学会
			113 107から112までに掲げるもののほかの、金属代謝異常症	日本小児科学会
			114 ヒポキサンチングアニノヌトリボルトランスクフェアーゼ欠損症(レッシュ・ナイハーン)(Lesch-Nyhan)症候群	日本医学会
			115 アデニンヌトリボルトランスクフェアーゼ欠損症	日本小児科学会
			116 キサンチン尿症	ICD10 E798
			117 尿酸トランスクポーター異常症	日本小児科学会
			118 尿口酸尿症	南山堂
			119 114から118までに掲げるもののほかの、プリンピリミジン代謝異常症	日本小児科学会
			120 先天性葉酸吸收不全症	ICD10 D528
			121 120に掲げるもののほかの、ビタミン代謝異常症	日本小児科学会
			122 ビオブリン代謝異常症	日本小児科学会
			123 チロシン水酸化酵素欠損症	日本小児科学会
			124 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	日本小児科学会
			125 ドーピミニ β -水酸化酵素欠損症	日本小児科学会
			126 GABAアミノ基転移酵素欠損症	日本小児科学会
			127 コハク酸セミアルデヒド脱水素酵素欠損症	日本小児科学会
			128 122から127までに掲げるもののほかの、神経伝物質異常症	日本小児科学会

12	脂質代謝異常症	日本医学会	129 原発性高カロリミクロロン血症 130 家族性高コレステロール血症 131 家族性複合型高脂質血症 132 無 β -リボタンパク血症 133 高比重リボ蛋白(HDL)欠乏症	日本小児科学会 ICD10 E780 ICD10 E784 ICD10 E786 ICD10 E786
13	結合組織異常症	日本小児科学会	134 129から133までに渴(げるもののほかの)、脂質代謝異常症 135 エーラス・タンロス(Ehlers-Danlos)症候群 136 低ホスファターゼ症 137 大理石骨病	日本医学会 ICD10 Q796 ICD10 E833 ICD10 Q782
14	先天性ポルフィリン症	ICD10 E802	138 リボイドタンノイク症 139 135から138までに渴(げるもののほかの)、結合組織異常症	日本小児科学会 日本医学会 ICD10 E802
15	ファンコーニ(Fanconi)症候群	日本小児科学会	140 先天性ポルフィリン症 141 ファンコーニ(Fanconi)症候群	日本小児科学会 日本医学会 ICD10 E72.0
16	α -アンチトリプシン欠損症	南山堂	142 ロウ(Lowe)症候群 143 α -アンチトリプシン欠損症	南山堂 日本医学会 ICD10 Q803
17	白皮症	日本医学会	144 白皮症	日本医学会 ICD10 Q808
18	先天性魚鱗癖	日本医学会	145 水疱型先天性魚鱗癖様紅皮症 146 非水疱型先天性魚鱗癖様紅皮症 147 道化師様魚鱗癖	日本皮膚科学会 日本小児科学会 日本医学会
19	接合部型表皮水疱症	日本小児科学会	148 シェーレン・ラーション(Sjögren-Larsson)症候群 149 145から148までに渴(げるもののほかの)、先天性魚鱗癖 150 接合部型表皮水疱症	日本小児科学会 日本小児科学会

表 9-1：血友病等血液・免疫疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

現 行		第9表 血友病・免疫疾患(現行一改定案 対応表)	
番号	告示疾患名	番号	大分類疾患名
1	悪性貧血	1	巨赤芽球性貧血
2	イマースルンド・グレスベック(Imerslund-Grasbeck)症候群	1	巨赤芽球性貧血
3	巨赤芽球性貧血	1	巨赤芽球性貧血
4	葉酸欠乏性貧血	1	巨赤芽球性貧血
5	アンチトロンビンⅢ欠乏症	23	アンチトロンビン欠乏症
6	高分子キニノゲン欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
7	先天性血液凝固異常症	22	先天性血液凝固因子異常
8	第Ⅰ因子(ファイブリノゲン)欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
9	第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
10	第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
11	第四因子(安定因子)欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
12	第Ⅵ因子欠乏症(血友病A)	22	先天性血液凝固因子異常
13	第Ⅷ因子欠乏症(血友病B)	22	先天性血液凝固因子異常
14	第X因子(スチュアート・プラウアー(Stuart-Prower)因子)欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
15	第XI因子欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
16	第XII因子(ヘイグマン(Hageman)因子)欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
17	第XIII因子(ワイルブランド(von Willebrand)病)	22	先天性血液凝固因子異常
18	ファン・ヴィレブルンド(von Willebrand)病	22	先天性血液凝固因子異常
19	ブレクレイン欠乏症	22	先天性血液凝固因子異常
20	C蛋白(protein C)欠乏症	24	プロテインC欠乏症
21	S蛋白(protein S)欠乏症	25	プロテインS欠乏症
22	巨大血管腫(カサバッハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群)	19	カサバッハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群
23	血小板機能異常症(血小板異常症)	21	血小板機能異常症
24	血小板血症	21	血小板機能異常症
25	血小板無力症	20	本態性血小板血症
26	血小板無力症候群	21	血小板機能異常症
27	血栓性血小板減少性紫斑病	14	血栓性血小板減少性紫斑病
28	周期性血小板減少症	17	周期性血小板減少症
29	先天性無巨核球性血小板減少症(トロンボドエチン欠損症)	16	先天性骨髓不全症候群
30	貯蔵欠如症(strange pool 病)	21	血小板機能異常症
31	脾機能亢進性血小板減少症	15	血小板減少症(脾機能亢進症による)
32	脾形成不全性血小板增加症	20	本態性血小板血症
33	ベルナール・スーリー病(Bernard-Soulier)症候群	21	血小板機能異常症
34	放出機構異常症(Aspirin-like defect)	21	血小板機能異常症
35	本態性アトロンビニア(トロンビン欠乏症)	21	血小板機能異常症

36	免疫学的血小板減少症	13 血小板減少性紫斑病	23 免疫性血小板減少性紫斑病
37	寒冷凝集素症	13 血小板減少性紫斑病	24 23に掲げるもののほかの、血小板減少性紫斑病
38	自己免疫性溶血性貧血	6 自己免疫性溶血性貧血	7 寒冷凝集素症
		6 自己免疫性溶血性貧血	9 7及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血(AIHA含む)
39	新生児溶血性貧血(胎児赤芽球症)	【告示削除】	【告示削除】
40	脾機能亢進性溶血性貧血	9 溶血性貧血(脾機能亢進症による)	19 溶血性貧血(脾機能亢進症による)
41	微小血管障害性溶血性貧血	10 微小血管障害性溶血性貧血	20 微小血管障害性溶血性貧血
42	発作性寒冷血色素尿症	6 自己免疫性溶血性貧血	8 発作性寒冷尿へモグロビン尿症
43	発作性夜間血色素尿症	7 発作性夜間へモグロビン尿症	10 発作性夜間へモグロビン尿症
44	慢性寒冷赤芽球凝集素症	6 自己免疫性溶血性貧血	11 寒冷凝集素症
45	アデニレートキナーゼ欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	11 寒から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血
46	アルドーハゼクタ性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	12 寒から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血
47	異常ヘモグロビン(色素症)	2 赤芽球脢	13 先天性赤芽球脢(Blackfan-Diamond脢)
		8 遺伝性溶血性貧血	14 11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血
48	遺伝性球状赤血球症	8 遺伝性溶血性貧血	15 遺伝性球状赤血球症
49	遺伝性高ヘモグロビン症	8 遺伝性溶血性貧血	16 遺伝性高ヘモグロビン症
50	遺伝性脊円赤血球症	【告示削除】	17 遺伝性脊円赤血球症
51	遺伝性有口口脢状赤血球症	8 遺伝性溶血性貧血	18 口脢赤血球症
52	遺伝性脣血性非球状赤血球性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	19 11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血
53	遺伝性先天性溶血性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	20 11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血
54	家族性赤血球増加症	12 家族性赤血球増加症	21 家族性赤血球増加症
55	鐘状赤血球貧血	8 遺伝性溶血性貧血	22 鐘状赤血球症
56	カルボキシヘモグロビン血症	8 遺伝性溶血性貧血	23 鐘状赤血球症
57	ガンマグルタミルシスティン合成酵素欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	24 ガンマグルタミルシスティン合成酵素欠乏性貧血
58	グルコース-6-磷酸ジソメラーゼ欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	25 グルコース-6-磷酸ジソメラーゼ欠乏性貧血
59	グルコース-6-磷酸脱水素酵素(G-6-PD)欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	26 グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症
60	グルタチオン過酸化酵素欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	27 グルタチオン過酸化酵素欠乏性貧血
61	グルタチオン還元酵素欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	28 グルタチオン還元酵素欠乏性貧血
62	グルタチオン合成酵素欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	29 グルタチオン合成酵素欠乏性貧血
63	サラセミア(地中海貧血)	8 遺伝性溶血性貧血	30 サラセミア
64	サラセミア様症候群	8 遺伝性溶血性貧血	31 サラセミア
65	スルフヘモグロビン血症	8 遺伝性溶血性貧血	32 スルフヘモグロビン血症
66	赤血球アデノシンデアミナーゼ異常症	8 遺伝性溶血性貧血	33 赤血球アデノシンデアミナーゼ異常症
67	先天性ハイント小体性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	34 先天性ハイント小体性貧血
68	先天性メトヘモグロビン血症	8 遺伝性溶血性貧血	35 先天性メトヘモグロビン血症
69	NADH-メトヘモグロビン還元酵素欠乏症	8 遺伝性溶血性貧血	36 NADH-メトヘモグロビン還元酵素欠乏症
70	ビリミジン5'-ヌクレオチダーゼ欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	37 ビリミジン5'-ヌクレオチダーゼ欠乏性貧血
71	ビリビン酸キナーゼ欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	38 ビリビン酸キナーゼ欠乏性貧血
72	不安定ヘモグロビン症	8 遺伝性溶血性貧血	39 不安定ヘモグロビン症
73	ヘキソキナーゼ欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	40 不安定ヘモグロビン症
74	ヘモグロビンC症	8 遺伝性溶血性貧血	41 ヘモグロビンC症
75	ヘモグロビンD症	8 遺伝性溶血性貧血	42 ヘモグロビンD症
76	ヘモグロビンE症	8 遺伝性溶血性貧血	43 ヘモグロビンE症
77	ヘモグロビンS症	8 遺伝性溶血性貧血	44 ヘモグロビンS症
78	ホスホグリセリン酸キナーゼ欠乏性貧血	8 遺伝性溶血性貧血	45 ホスホグリセリン酸キナーゼ欠乏性貧血

79	ホスホフルクトキナーゼ欠乏性食血	8	遺伝性溶血性食血	18	11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性食血
80	磷酸三炭糖イソメラーゼ欠乏性食血	8	遺伝性溶血性食血	18	11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性食血
81	2,3-ジホスホグリセラ酸ムターーゼ欠乏性食血	8	遺伝性溶血性食血	18	11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性食血
82	エリスロポエチン分泌異常	12	家族性赤血球増加症	22	家族性赤血球増加症
83	原発性鉄芽球性貧血	4	鉄芽球性貧血	5	鉄芽球性貧血
84	ビタミンB6反応性(ピリドキシン欠乏性)貧血	4	鉄芽球性貧血	5	鉄芽球性貧血
85	ピリドキシン反応性食血	4	鉄芽球性貧血	5	鉄芽球性貧血
86	アルダー(Alder)異常(症候群)		【疾患群移動】		【疾患群移動】《悪性新生物》「17:骨髓異形成症候群」、「先天性代謝異常」「ムコ多糖症」などの原疾患で申請
87	遺伝性好中球減少症(家族性慢性好中球減少症)	32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	87	重症先天性好中球減少症
		32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	89	87及び88に掲げるもののほかの、慢性の経過をたどる好中球減少症
88	好酸球増加症	36	好酸球増加症	111	好酸球増加症
		32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	88	周期性好中球減少症
89	周期性好中球減少症	29	免疫不全を伴う特徴的な症候群	73	高IgE症候群
90	怠惰白血球症候群	32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	90	白血球接着不全症
		32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	91	シユワツマン・ダイアモンド(Shwachman-Diamond)症候群
		32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	95	90から94に掲げるもののほかの、白血球機能異常
91	不能白血球症	32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	94	メントル遺伝型マイコバクテリア易感染症
		32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	95	90から94に掲げるもののほかの、白血球機能異常
		35	先天性補体欠損症	108	先天性補体欠損症
		35	先天性補体欠損症	110	108及び109に掲げるもののほかの、先天性補体欠損症
92	ペルゲル・フエット(Pelger-Huet)異常(症候群)		【疾患群移動】		【疾患群移動】《悪性新生物》「白血病」、「骨髓異形成症候群」などの原疾患で申請
93	慢性再生不良性好中球減少症(シュペート・ダマシェク(Spat-Damischek)症候群)	32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	89	87及び88に掲げるもののほかの、慢性の経過をたどる好中球減少症
94	慢性本態性好中球減少症	32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	89	87及び88に掲げるもののほかの、慢性の経過をたどる好中球減少症
95	ミエロペリオキシダーゼ欠損症	32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	93	ミエロペリオキシダーゼ欠損症
96	メイ・ヘグリン(May-Heglin)異常(症候群)	18	メイ・ヘグリン症候群	29	メイ・ヘグリン(May-Heglin)症候群
97	異ガムマクロブリン血症	30	漸性免疫不全を中心とする疾患	83	76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を中心とする疾患
98	ウイスコット・アルドリッチ(Wiskott-Aldrich)症候群	29	免疫不全を伴う特徴的な症候群	63	ウイスコット・オルドリッチ(Wiskott-Aldrich)症候群
99	胸腺形成不全	29	免疫不全を伴う特徴的な症候群	72	胸腺低形成(D'George症候群、22q11.2欠失症候群)
100	グッド(Good)症候群	30	液性免疫不全を中心とする疾患	83	76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を中心とする疾患
101	高グロブリン血症性紫斑病		【疾患群移動】		【疾患群移動】《膠原病》「2:シェーレン(Sjögren)症候群」など
102	後天性免疫不全症候群(AIDS、HIV感染症)	38	後天性免疫不全症候群	113	後天性免疫不全症候群
103	シェディアック・東(Che diak-Higashi)異常(症候群)	31	免疫調節障害	84	シェディアック・東(Che diak-Higashi)症候群
104	重症複合免疫不全症(リンパ球減少症無ガムマグロブリン血症)	28	複合免疫不全症	53	X連鎖重複合免疫不全症
		28	複合免疫不全症	54	細網系異形成
		28	複合免疫不全症	55	アデノシンデアミナーゼ(ADA)欠損症
		28	複合免疫不全症	62	1から29までに掲げるもののほかの、複合免疫不全症
		31	免疫調節障害	85	X連鎖リンパ増殖症候群

	31 免疫調節障害	86 84及び95に掲げるもののほかの、汎性免疫不全を主とする疾患
105	スイス型無ガンマグロブリン血症	30 液性免疫不全を主とする疾患
106	選択的免疫グロブリン欠損症	30 液性免疫不全を主とする疾患
107	先天性細胞性免疫不全症	28 複合免疫機能不全症
		32 原発性食細胞機能不全症および欠損症
		33 自然免疫異常
		34 自己炎症性疾患
		28 複合免疫不全症
108	低ガンマグロブリン血症	30 液性免疫不全を主とする疾患
		30 液性免疫不全を主とする疾患
		30 液性免疫不全を主とする疾患
		29 免疫不全を伴う特徴的な症候群
		30 液性免疫不全を主とする疾患
		28 複合免疫不全症
		30 液性免疫不全を主とする疾患
109	ディジョージ(D'George)症候群	29 免疫不全を伴う特徴的な症候群
110	特定抗体産生不全症(specific unresponsiveness)	30 液性免疫不全を主とする疾患
111	ネロゼフ(Nezef)症候群	28 複合免疫不全症
112	バリアル・イムノデフィシエンシー(variable immunodeficiency)	30 液性免疫不全を主とする疾患
113	複合型免疫不全症	28 複合免疫不全症
		29 免疫不全を伴う特徴的な症候群
		30 液性免疫不全を主とする疾患
		30 液性免疫不全を主とする疾患
	【告示削除】	29 免疫不全を伴う特徴的な症候群
114	ブルトン(Bruton)型無ガンマグロブリン血症	83 76から82までに掲げるもののほかの、疾患
115	本態性高ガンマグロブリン血症	79 IgGサブクラス欠損症
116	末梢(毛細)血管拡張性運動失調症(Louis-Bar)症候群	62 90から94までに掲げるもののほかの、白血球機能異常
		95 免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症
		96 免疫不全を主とする疾患
		97 IRAK欠損症
		98 MyD88欠損症
		99 慢性皮膚粘膜力・ジダ症
		100 96から99に掲げるもののほかの、自然免疫異常
		102 TNF受容体間隔周期性症候群
		104 慢性再発性多発性骨髓炎
		105 化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群
		106 中條・西村症候群
		107 101から106に掲げるもののほかの、自己炎症性疾患
		56 オーメン(Omen)症候群
		76 X連鎖無ガンマグロブリン血症
		82 乳児一過性低ガンマグロブリン血症
		83 76から82までに掲げるもののほかの、汎性免疫不全を主とする疾患
		72 胸腺小体型形成(D'George)症候群, 22q11.2欠失症候群
		81 特異抗体産生不全症
		62 1から9までに掲げるもののほかの、複合免疫不全症
		77 分類不能型免疫不全症
		57 プリンスクレオソドホスホリーゼ欠損症
		58 CD8欠損症
		59 ZAP-70欠損症
		60 MHCクラスII欠損症
		61 MHCクラスII欠損症
		62 1から9までに掲げるもののほかの、複合免疫不全症
		65 ナイミー・ヘンチ症候群(Nijmegen breakage)症候群
		66 ブルーム(Bloom)症候群
		67 ICF症候群
		68 PMS2異常症
		69 RIDDLE症候群
		70 シムケ(Schimke)症候群
		71 ネザートン(Netherton)症候群
		74 肝中心静脈閉鎖症を伴う免疫不全症
		75 先天性角化異常症
		78 IgM症候群
		76 X連鎖無ガンマグロブリン血症
		64 毛細血管拡張性運動失調症
		【告示削除】

117	慢性活動性EBウイルス感染症	37	慢性活動性EBウイルス感染症	112	慢性活動性EBウイルス感染症
118	慢性肉芽腫症	32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	92	慢性肉芽腫症
119	慢性GVHD(Graft Versus Host disease、移植片対宿主病)	39	慢性移植片対宿主病	114	慢性移植片対宿主病
120	無ガンマグロブリン血症	30	漸性免疫不全を主とする疾患	83	76から82までに掲げるもののほかの、漸性免疫不全を主とする疾患
121	良性単クローニ性免疫グロブリン異常症(良性(本態性)M型)		【告示削除】		【告示削除】
122	IgA欠損症	30	漸性免疫不全を主とする疾患	80	選択的IgA欠損
123	IgM欠損症	30	漸性免疫不全を主とする疾患	83	76から82までに掲げるもののほかの、漸性免疫不全を主とする疾患
124	遺伝性出血性末梢血管拡張症(ランデュ・オスラー・ウェーバー(Fendu-Osler-Weber)症候群)	26	遺伝性出血性末梢血管拡張症	51	遺伝性出血性末梢血管拡張症
125	骨髄線維症骨髄硬化症、本態性骨髄様化生	27	骨髄線維症	52	骨髄線維症
126	真性多血症	11	真性多血症	21	真性多血症
127	赤芽球病	2	赤芽球病	2	後天性赤芽球病
128	先天性赤血球産生異常性貧血	3	先天性赤血球形成異常性貧血	4	先天性赤血球形成異常性貧血
代12	無トランスフェリン症	5	無トランスフェリン血症	6	無トランスフェリン血症
代13	無ハプトグロビン症	6	自己免疫性溶血性貧血	9	7及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血(AIHA含む)
代46	遺伝性脈管浮腫	35	先天性補体欠損症	109	遺伝性血管性浮腫(C1インヒビター欠損症)
代50	1から49までに掲げるもののほか、特定の欠損(後略)	34	自己炎症性疾病	101	高IgD症候群(メバロン酸キナーゼ欠損症)
膠5	自己免疫性腸炎	34	自己炎症性疾病	103	早期発症型炎症性腸疾患

表 9-2：血友病等血液・免疫疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表
整理する疾患とその対応方法、削除する疾患とその理由

現 行		第9表 血友病等血液・免疫疾患(現行－改定案 対応表)	
番号	告示疾患名	処 置	改定案 理 由
【整理する疾患と理由】			
1	悪性貧血	「1:巨赤芽球性貧血」で申請	「1:巨赤芽球性貧血」で申請
2	イマースルンド・グレスベック(Imerslund-Graesbeck)症候群	「1:巨赤芽球性貧血」で申請	「1:巨赤芽球性貧血」で申請
4	葉酸欠乏性貧血	「1:巨赤芽球性貧血」で申請	「1:巨赤芽球性貧血」で申請
6	高分子キニノゲン欠乏症	「47:36から46までに掲げるもののほかの、先天性血液凝固因子異常」で申請	「47:36から46までに掲げるもののほかの、先天性血液凝固因子異常」で申請
19	ブレカリクリエン欠乏症	「47:36から46までに掲げるもののほかの、先天性血液凝固因子異常」で申請	「47:36から46までに掲げるもののほかの、先天性血液凝固因子異常」で申請
26	血小板無力症症候群	「33:血小板無力症」で申請	「33:血小板無力症」で申請
30	貯蔵欠如症(storage pool病)	「35:32から34までに掲げるもののほかの、小板機能異常症」で申請	「35:32から34までに掲げるもののほかの、小板機能異常症」で申請
32	脾形成不全性小板増加症	「31:本態性血小板血症」で申請	「31:本態性血小板血症」で申請
35	本態性アトロンビニア(Atroventricularis nodus)欠乏症	「35:32から34までに掲げるもののほかの、血小板機能異常症」で申請	「35:32から34までに掲げるもののほかの、血小板機能異常症」で申請
44	慢性寒冷赤血球凝集素症	「7:寒冷凝集素症」で申請	「7:寒冷凝集素症」で申請
45	アデニレートキナーゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
46	アルドラーゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
47	異常ヘモグロビン(血色素)症	「3:先天性赤芽球病(Blackfan-Diamond貧血)」、「14:不安定ヘモグロビン症」、「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「3:先天性赤芽球病(Blackfan-Diamond貧血)」、「14:不安定ヘモグロビン症」、「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
49	遺伝性高ヘモグロビン症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
51	遺伝性有口(口唇状)赤血球症	「12:口唇赤血球症」で申請	「12:口唇赤血球症」で申請
52	遺伝性溶血性非球状赤血球性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
53	遺伝性(先天性)溶血性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
56	カルボキシヘモグロビン症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
57	ガンマグルタミルシスティン合成人酵素欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
58	グルコース燃焼イソメラーゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
60	グルタルチオニン還元酵素欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
61	グルタルチオニン還元酵素欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
62	グルタルチオニン合成人酵素欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
64	サラセミア様症候群	「15:サラセミア」で申請	「15:サラセミア」で申請
65	スルフヘモグロビン血症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
66	赤血球アデノシンデミナー-ゼ異常症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
67	先天性ハイニツリ体性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
68	先天性メトヘモグロビン血症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
69	先天性NADH・メトヘモグロビン還元酵素欠乏症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
70	ヒリミジン5' -ヌクレオチダーゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
73	ヘキソキナーゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
74	ヘモグロビンC症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
75	ヘモグロビンD症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請

76	ヘモグロビンE症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
77	ヘモグロビンS症	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
78	ホスホグリセリン酸キナーゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
79	ホスホフルクトキナーゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
80	磷酸三炭イソメラーゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
81	2,3-ジホスボグリセル酸ムターゼ欠乏性貧血	「18:11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血」で申請
82	エリスロポエチン分泌異常	「22:家族性赤血球増加症」で申請
84	ビタミンB6反応性ピリドキシン欠乏性貧血	「5:鉻芽球性貧血」で申請
85	ビリドキシン反応性貧血	「5:鉻芽球性貧血」で申請
86	アルダー(Alder)異常(症候群)	「91:シワツハマン・ダイアモンド(Shwachman-Diamond)症候群」で申請
87	遺伝性好中球減少症(家族性慢性好中球減少症)	「87:重症先天性好中球減少症」、「89:87及び88に掲げるもののほかの、慢性の経過をたどる好中球減少症」などで申請
90	怠惰白血球症候群	「73:高IgE症候群」、「90:白血球接着不全症」、「91:シワツハマン・ダイアモンド(Shwachman-Diamond)症候群」、「95:90から94に掲げるもののほかの、白血球機能異常」などで申請
91	不能白血球症	「94:モデル遺伝型マイコバクテリア易感染症」、「95:90から94に掲げるもののほかの、白血球機能異常」、「108:先天性補体欠損症」、「110:108及び109に掲げるもののほかの、先天性補体欠損症」などで申請
92	ペルゲル・フェット(Pelger-Huet)異常(症候群)	「《悪性新生物》「白血病」、「悪性新生物」17:骨髄異形成症候群などの原疾患で申請
93	慢性再生不良性好中球減少症(シュペート・ダマシェク(Sebat-Damashek)症候群)	「89:87及び88に掲げるもののほかの、慢性の経過をたどる好中球減少症」で申請
94	慢性本態性好中球減少症	「89:87及び88に掲げるもののほかの、慢性の経過をたどる好中球減少症」で申請
97	異ガンマクロブリン血症	「83:76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患」で申請
100	グッド(Good)症候群	「83:76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患」で申請
101	高グロブリン血症性紫斑病	「《膠原病》「2:シエーグレン(Sjögren)症候群」などで申請
103	シェディアック・東(Cnedak-Higashi)異常(症候群)	「84:チエディアック・東(Chédak-Higashi)症候群」で申請
104	重症複合免疫不全症(リンパ球減少性無ガンマグロブリン血症)	「53:X連鎖重症複合免疫不全症」、「54:細網系異形形成」、「55:アデノシンデミナーゼ(ADA)欠損症」、「62:53から61までに掲げるもののほかの、複合免疫不全症」、「85:X連鎖リンパ増殖症候群」、「86:84及び85に掲げるもののほかの、免疫調節障害」などで申請
105	スイス型無ガンマグロブリン血症	「83:76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患」で申請
106	選択性免疫グロブリン欠損症	「79:IgGサブクラス欠損症」で申請
107	先天性細胞性免疫不全症	「62:53から61までに掲げるもののほかの、複合免疫不全症」、「95:90から94に掲げるもののほかの、白血球機能異常」、「自然免疫異常」、「自己炎症状性疾患」の中の適切な細分類病名で申請
108	低ガンマグロブリン血症	「62:オーメン(Omen)症候群」、「76:X連鎖無ガンマグロブリン血症」、「82:乳児一過性低ガンマグロブリン血症」、「83:76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患」などで申請
109	ディジョージ(DiGeorge)症候群	「72:胸腺低形成(DiGeorge)症候群」で申請
110	特定抗体産生不全症(specific unresponsiveness)	「81:特異抗体産生不全症」で申請
111	ネゼロフ(Nezefot)症候群	「62:53から61までに掲げるもののほかの、複合免疫不全症」で申請
112	バリアブル・イムノデフィシエンシー(variable immunodeficiency)	「77:分類不能型免疫不全症」で申請
113	複合型免疫不全症	「複合免疫不全症」、「免疫不全を伴う特徴的な症候群」、「液性免疫不全を主とする疾患」の中の適切な細分類病名で申請
114	ブルトン(Brutton)型無ガンマグロブリン血症	「76:X連鎖無ガンマグロブリン血症」で申請
120	無ガンマグロブリン血症	「83:76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患」で申請
123	IgM欠損症	「83:76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患」で申請
127	赤芽球傍	「2:後天性赤芽球傍」で申請

【削除する疾患と理由】

39 新生児溶血性貧血(胎児赤芽球症)	『削除』	近年の治療成績の向上により、慢性経過をとすることがほとんどなくなったと考えられたため
50 遺伝性精円赤血球症	『削除』	近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになつたため
115 本態性高ガンマグロブリン血症	『削除』	近年は、使われなくなった疾患名・疾患概念のため
121 良性単クローニ性免疫グロブリン異常症(良性(本態性) 一蛋白血症)	『削除』	近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになつたため

表 9-3：血友病等血液・免疫疾患の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の包含関係および疾患名の表記の根拠

第9表 血友病等血液・免疫疾患(改定案)					
番号	大分類 疾患名(改定案)	表記の根拠 出典 番号	細分類 疾患名(改定案)	表記の根拠 出典 番号	
1	巨赤芽球性貧血	ICD10 D531	1 巨赤芽球性貧血	ICD10 D531	
2	赤芽球病	日本医師会	2 後天性赤芽球病	ICD10 D610	
3	先天性赤芽球形成異常性貧血	ICD10 D644	3 先天性赤芽球病(Blackfan-Diamond病)	日本医師会	
4	鉄芽球性貧血	ICD10 D643	4 先天性赤芽球形成異常性貧血	ICD10 D644	
5	無トランスフェリン血症	ICD10 E880	5 鉄芽球性貧血	ICD10 D643	
6	自己免疫性溶血性貧血	ICD10 D591	6 無トランスフェリン血症	ICD10 E880	
7	発作性夜間ヘモグロビン尿症	ICD10 D595	7 寒冷凝集素症へモグロビン尿症	ICD10 D591	
8	遺伝性溶血性貧血	南山堂	8 発作性寒冷へモグロビン尿症 7 及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血(AHIA含む)	ICD10 D595	
			9 発作性夜間へモグロビン尿症	ICD10 D591	
			10 発作性夜間へモグロビン尿症	ICD10 D595	
			11 遺伝性球状赤血球症	ICD10 D588	
			12 口唇赤血球症	ICD10 D588	
			13 鎌状赤血球症	ICD10 D571	
			14 不安定ヘモグロビン症	ICD10 D582	
			15 サラセミア	ICD10 D569	
			16 グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症	南山堂	
			17 ピルビン酸キナーゼ欠乏症	ICD10 D552	
			18 1から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血	南山堂	
9	溶血性貧血(脾機能亢進症による)	ICD10 D589	19 溶血性貧血(脾機能亢進症による)	ICD10 D589	
10	微小血管障害性溶血性貧血	ICD10 D594	20 微小血管障害性溶血性貧血	ICD10 D594	
11	真性多血症	文科省	21 真性多血症	文科省	
12	家族性赤芽球増加症	ICD10 D750	22 家族性赤芽球増加症	ICD10 D750	
13	血小板減少性紫斑病	ICD10 D694	23 免疫性血小板減少性紫斑病	日本小児科学会	
			24 23に掲げるもののほかの、血小板減少性紫斑病	日本医学会	
			25 血栓性血小板減少性紫斑病	ICD10 M311	
14	血栓性血小板減少性紫斑病	ICD10 D696	26 血小板減少症(脾機能亢進症による)	ICD10 D696	
15	血小板減少症(脾機能亢進症による)	日本小児科学会	27 先天性無巨核球性血小板減少症	日本小児科学会	
16	先天性骨髓不全症候群	ICD10 D696	28 周期性血小板減少症	ICD10 D696	
17	周期性血小板減少症	ICD10 D720	29 メイ・ヘギン(May-Hegglin)症候群	ICD10 D720	
18	メイ・ヘギン(May-Hegglin)症候群	ICD10 D694	30 カサバッハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群	ICD10 D694	
19	カサバッハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群	ICD10 D473	31 本態性血小板血症	ICD10 D473	
20	本態性血小板血症	ICD10 D691	32 ベルナール・スリエ(Bernard-Soulier)症候群	ICD10 D691	
21	血小板機能異常症		33 血小板無力症	ICD10 D691	
			34 血小板放出機構異常症	ICD10 D691	
			35 32から34までに掲げるもののほかの、血小板機能異常症	ICD10 D691	
22	先天性血漿凝固因子異常	ICD10 D689	36 先天性フィブリノゲン欠乏症	南山堂	
			37 先天性プロトロンビン欠乏症	日本小児科学会	
			38 第V因子欠乏症	ICD10 D682	
			39 第VII因子欠乏症	ICD10 D682	

			40 血友病A	ICD10 D66
			41 血友病B	ICD10 D67
			42 第X因子欠乏症	日本医学会
			43 第XI因子欠乏症	日本医学会
			44 第XII因子欠乏症	日本医学会
			45 第XIII因子欠乏症	日本医学会
			46 フォン・ヴィルブランド(von Willebrand)病	ICD10 D680
			47 36から46までに掲げるものの先天性血液凝固因子異常	日本小児科学会
			48 先天性アントロビン欠乏症	日本小児科学会
			49 先天性プロテインC欠乏症	日本小児科学会
			50 先天性プロテインS欠乏症	日本小児科学会
			51 遺伝性出血性末梢血管拡張症	ICD10 I780
			52 骨髄線維症	ICD10 D471
			53 X連鎖重症複合免疫不全症	ICD10 D821
			54 細網系異形成	日本医学会
			55 アデノシンアミナーゼ(ADA)欠損症	ICD10 D813
			56 オーメン(Omenn)症候群	ICD10 D818
			57 ブリンスクレオンドホスホリーゼ欠損症	ICD10 D815
			58 CD8次損症	日本小児科学会
			59 ZAP-70次損症	ICD10 D818
			60 MHCクラス欠損症	ICD10 D816
			61 MHCクラスII次損症	ICD10 D817
			62 53から61までに掲げるもののほかの複合免疫不全症	日本医学会
			63 ウィスコット・オルドリッヂ(Wiskott-Aldrich)症候群	ICD10 D820
			64 毛細血管拡張性運動失調症	ICD10 G113
			65 ナイミー・ヘン染色体不安定(Nijmegen breakage)症候群	ICD10 D828
			66 ブルーム(Bloom)症候群	ICD10 Q828
			67 ICF症候群	日本小児科学会
			68 PMS2異常症	日本小児科学会
			69 RIDDLE症候群	日本小児科学会
			70 シムケ(Schimke)症候群	日本小児科学会
			71 ネザートン(Netherton)症候群	ICD10 Q808/L6
			72 胸腺低形成(DiGeorge)症候群, 22q11.2欠損症候群	文部科学省
			73 高IgE症候群	ICD10 D824
			74 肝中心静脈閉鎖症を伴う免疫不全症	日本小児科学会
			75 先天性角化異常症	ICD10 Q828
			76 X連鎖無ガンマグロブリン血症	ICD10 D800
			77 分類不能型免疫不全症	日本医学会
			78 高IgM症候群	ICD10 D805
			79 IgGサブクラス欠損症	ICD10 D803
			80 選択的IgA欠損	日本医学会
			81 特異抗体産生不全症	日本小児科学会
			82 乳児一過性低ガンマグロブリン血症	ICD10 D807
			83 76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患	日本小児科学会
31	免疫調節障害	日本小児科学会	84 チエティック・東(Chédiak-Higashi)症候群	ICD10 E703

32	原発性食細胞機能不全症および欠損症	日本小児科学会	85 X連鎖リンパ増殖症候群	86 84及び85に掲げるもののほかの、免疫調節障害	ICD10 D823	ICD10 D848		
			87 重症先天性好中球減少症	87 重症先天性好中球減少症	ICD10 D70	ICD10 D70		
			88 周期性好中球減少症	88 周期性好中球減少症	ICD10 D70	ICD10 D70		
			89 87及び88に掲げるもののほかの、慢性的の経過をたどる好中球減少症	89 87及び88に掲げるもののほかの、慢性的の経過をたどる好中球減少症	ICD10 D70	ICD10 D70		
			90 白血球接着不全症	90 白血球接着不全症	ICD10 D71	ICD10 D71		
			91 シュワッハマン・ダイアモンド (Shwachman-Diamond) 症候群	91 シュワッハマン・ダイアモンド (Shwachman-Diamond) 症候群	日本医学会	日本医学会		
			92 慢性肉芽腫症	92 慢性肉芽腫症	ICD10 D71	ICD10 D71		
			93 ミエロペルオキシダーゼ欠損症	93 ミエロペルオキシダーゼ欠損症	ICD10 E803	ICD10 E803		
			94 メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症	94 メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症	ICD10 D71	ICD10 D71		
			95 90から94に掲げるもののほかの、白血球機能異常	95 90から94に掲げるもののほかの、白血球機能異常	日本小児科学会	日本小児科学会		
			96 免疫不全をう無汗性外胚葉形成異常症	96 免疫不全をう無汗性外胚葉形成異常症	日本小児科学会	日本小児科学会		
			97 IRAK4欠損症	97 IRAK4欠損症	日本小児科学会	日本小児科学会		
			98 MyD98欠損症	98 MyD98欠損症	日本小児科学会	日本小児科学会		
			99 慢性皮膚粘膜カンジダ症	99 慢性皮膚粘膜カンジダ症	ICD10 B372	ICD10 B372		
			100 96から99に掲げるもののほかの、自然免疫異常	100 96から99に掲げるもののほかの、自然免疫異常	日本小児科学会	日本小児科学会		
			101 高IgD症候群(メバロン酸キナーゼ欠損症)	101 高IgD症候群(メバロン酸キナーゼ欠損症)	ICD10 R771	ICD10 R771		
			102 TNF受容体関連周期性症候群	102 TNF受容体関連周期性症候群	日本小児科学会	日本小児科学会		
			103 早期発症型炎症状性腸疾患	103 早期発症型炎症状性腸疾患	日本小児科学会	日本小児科学会		
			104 慢性重発性多拳性骨髓炎	104 慢性重発性多拳性骨髓炎	日本小児科学会	日本小児科学会		
			105 化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	105 化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	日本小児科学会	日本小児科学会		
			106 中條・西村症候群	106 中條・西村症候群	日本小児科学会	日本小児科学会		
			107 101から106に掲げるもののほかの、自己炎症性疾患	107 101から106に掲げるもののほかの、自己炎症性疾患	日本小児科学会	日本小児科学会		
			108 先天性補体欠損症	108 先天性補体欠損症	ICD10 D841	ICD10 D841		
			109 遺伝性血管性浮腫(C1インヒビターオーナー欠損症)	109 遺伝性血管性浮腫(C1インヒビターオーナー欠損症)	ICD10 D841	ICD10 D841		
			110 108及び109に掲げるもののほかの、先天性補体欠損症	110 108及び109に掲げるもののほかの、先天性補体欠損症	ICD10 D841	ICD10 D841		
			111 好酸球増加症	111 好酸球増加症	ICD10 D721	ICD10 D721		
			112 慢性活動性EBウイルス感染症	112 慢性活動性EBウイルス感染症	日本小児科学会	日本小児科学会		
			113 後天性免疫不全症候群	113 後天性免疫不全症候群	ICD10 B24	ICD10 B24		
			114 慢性移植片対宿主病	114 慢性移植片対宿主病	ICD10 T860	ICD10 T860		
33	自然免疫異常	日本小児科学会						
34	自己炎症性疾患	日本小児科学会						
35	先天性補体欠損症	ICD10 D841						
36	好酸球増加症	ICD10 D721						
37	慢性活動性EBウイルス感染症	日本小児科学会						
38	後天性免疫不全症候群	ICD10 B24						
39	慢性移植片対宿主病	ICD10 T860						

表 10-1：神経・筋疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

第10表 神経・筋疾患（現行—改定案 対応表）			
現 行		改定案	
番号	告示疾患名	番号	大分類疾患名
1	ウエスト(West)症候群(点頭てんかん)	2	点頭てんかん(West症候群)
2	筋節性硬化症	4	筋節性硬化症
3	重症乳児ミオクロニーテンかん	1	乳児重症ミオクロニーテンかん
4	小児重症性硬化性全脳炎(SSPE)	5	垂急性硬化性全脳炎
5	先天性ミオパチー	11	先天性ミオパチー
		11	先天性ミオパチー
6	福山型先天性筋ジストロフィー(先天性遺伝性筋ジストロフィー)	12	先天性筋ジストロフィー
		12	先天性筋ジストロフィー
		12	先天性筋ジストロфиー
7	ミトコンドリア脳筋症(ミトコンドリア・ミオパチー)	12	【疾患群移動】
8	ミニコア病	11	先天性ミオパチー
9	無痛無汗症	6	先天性無痛無汗症
10	リー(Leigh)脳症		【疾患群移動】《先天性代謝異常》「4:ミトコンドリア病」で申請
11	レット(Rett)症候群	7	レット(Rett)症候群
12	レノックス・ガストー(Lennox-Gastaut)症候群	3	レノックス・ガストー(Lennox-Gastaut)症候群
内86	アシソン(Addison)病	14	ウェルナー(Werner)症候群
代28	色素性乾皮症	13	色素性乾皮症
代50	1から9までに掲げるもののほか、特定の欠損(後略)	8	カナバシン(Canavan)病
		9	アレキサンダー(Alexander)病
		10	ペリシアウス・メルツバッハル(Pelizaeus-Merzbacher)病
			ペリシアウス・メルツバッハル(Pelizaeus-Merzbacher)病

表 10-2：神経・筋疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表
整理する疾患とその対応方法、削除する疾患とその理由

第10表 神経・筋疾患(現行—改定案 対応表)			
番号	現 行	告 示 疾 患 名	改 定 案 理 由
【整理する疾患と理由】			
5	先天性ミオパチー	「11:ミオチューブラーミオパチー」、「12:先天性筋線維型不均等症」、「13:ネマリンミオノバチー」、「14:セントラルコア病」、「15:マルチコア病」、「17:11から16に掲げるもののほかの、先天性ミオパチー」で申請	《整理》
7	ミトコンドリア脳筋症(ミトコンドリア・ミオノパチー)	《先天代謝異常》「4:ミトコンドリア病」のうち、適切な細分類病名で申請	《整理》
10	リー(Leigh)脳症	《先天代謝異常》「4:ミトコンドリア病」のうち、適切な細分類病名で申請	《整理》

表 10-3:神経・筋疾患の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の包含関係および疾患名の表記の根拠

第10表 神経・筋疾患(改定案)					
番号	大分類	表記の根拠	細分類	表記の根拠	
	疾患名(改定案)	出典	番号	疾患名(改定案)	出典 番号
1	乳児重症ミオクロニー(てんかん)	ICD10	G404	1 乳児重症ミオクロニー(てんかん)	ICD10 G404
2	点頭てんかん(West症候群)	ICD10	G404	2 点頭てんかん(West症候群)	ICD10 G404
3	レノックス・ガストー(Lennox-Gastaut)症候群	ICD10	G404	3 レノックス・ガストー(Lennox-Gastaut)症候群	ICD10 G404
4	結節性硬化症	政令		4 結節性硬化症	政令
5	亜急性硬化性全脳炎	政令		5 亜急性硬化性全脳炎	政令
6	先天性無痛無汗症	ICD10	G608	6 先天性無痛無汗症	ICD10 G608
7	レット(Rett)症候群	ICD10	F842	7 レット(Rett)症候群	ICD10 F842
8	カナハン(Canavan)病	日本医学会		8 カナハン(Canavan)病	日本医学会
9	アレキサンダー(Alexander)病	ICD10	E752	9 アレキサンダー(Alexander)病	ICD10 E752
10	ペリツエウス・メルツバッヘル(Pelizaeus-Merzbacher)病	ICD10	E752	10 ペリツエウス・メルツバッヘル(Pelizaeus-Merzbacher)病	ICD10 E752
11	先天性ミオノパチー	ICD10	G712	11 ミオチューブラーミオノパチー	ICD10 G712
				12 先天性筋線維型不均等症	南山堂
				13 ネマリンミオノパチー	ICD10 G712
				14 セントラルコア病	ICD10 G712
				15 マルチコア病	ICD10 G712
				16 ミニコア病	日本小児神経学会
				17 11から16に掲げるもののほかの、先天性ミオノパチー	ICD10 G712
12	先天性筋ジストロフィー	ICD10	G712	18 福山型先天性筋ジストロフィー	ICD10 G712
				19 メロシン欠損型先天性筋ジストロフィー	日本小児神経学会
				20 ワルリ型先天性筋ジストロフィー	日本小児神経学会
13	色素性乾皮症	ICD10	Q821	21 色素性乾皮症	ICD10 Q821
14	ウェルナー(Werner)症候群	ICD10	E348	22 ウエルナー(Werner)症候群	ICD10 E348

表 11-1：慢性消化器疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表

第11表 慢性消化器疾患(現行—改定案対応表)			
番号	現 行 告 示 疾 患 名	番号	大 分 類 疾 患 名
1	アラジール(Alagille)症候群(動脈肝異形成 arterio hepatic dysplasia)	9	肝内胆汁うつ滯性疾患
2	肝硬変症	11	肝硬変症
3	肝内胆管異形成症候群	9	肝内胆汁うつ滯性疾患
4	肝内胆管拡張症	9	肝内胆汁うつ滯性疾患
5	肝内胆管低形成(形成不全)症	9	肝内胆汁うつ滯性疾患
6	肝内胆管閉鎖症	9	肝内胆汁うつ滯性疾患
7	原発性硬化性胆管炎	7	原発性硬化性胆管炎
8	ジルベル(Grilbert)症候群	【告示削除】	【告示削除】
9	進行性家族性胆汁うつ滯性肝硬変	9	肝内胆汁うつ滯性疾患
10	先天性肝線維症	10	先天性肝線維症
11	先天性胆道拡張症(先天性総胆管拡張症)	9	肝内胆汁うつ滯性疾患
12	胆道閉鎖症(先天性胆道閉鎖症)	9	肝内胆汁うつ滯性疾患
13	デュビン・ジョンソン(Dubin-Johnson)症候群	【告示削除】	【告示削除】
14	門脈圧亢進症	12	門脈圧亢進症
15	ローター(Rotor)型過ビリルビン血症	【告示削除】	【告示削除】
16	先天性微絨毛萎縮症	2	微絨毛封入体病
17	腸リンパ管拡張症	3	腸リンパ管拡張症
代35	蔗糖・イノ麦芽糖吸収不全症	1	先天性吸収不全症
代37	乳糖吸収不全症	1	先天性吸収不全症
代38	ぶどう糖・ガラクトース吸収不全症	1	先天性吸収不全症
代50	1から49までに掲げるもののほか、特定の欠損(後略)	1	先天性吸収不全症
		1	先天性吸収不全症
		8	体质性貧血
内93	周期性ACTH症候群	4	周期性嘔吐症
膠4	自己免疫性肝炎	6	自己免疫性肝炎
膠5	自己免疫性腸炎	5	自己免疫性腸炎
		15	アラジール(Alagille)症候群
		21	肝硬変症
		16	肝内胆管減少症
		18	先天性多拳肝内胆管拡張症(カロリ(Caroli)病)
		16	肝内胆管減少症
		16	肝内胆管減少症
		12	原発性硬化性胆管炎
		17	進行性家族性肝内胆汁うつ滯症
		20	先天性肝線維症
		19	先天性胆道拡張症
		14	胆道閉鎖症
		22	門脈圧亢進症(バニチ(Banti)症候群を含む)
		【告示削除】	【告示削除】
		7	微絨毛封入体病
		8	腸リンパ管拡張症
		2	シヨ糖イノ麦芽糖分解酵素欠損症
		1	乳糖不耐症
		3	先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症
		4	エンテロキナーゼ欠損症
		5	アミラーゼ欠損症
		6	リバーゼ欠損症
		13	クリグラー・ナジャール(Crigler-Najjar)症候群
		9	周期性嘔吐症
		11	自己免疫性肝炎
		10	自己免疫性腸炎

表 11-2: 慢性消化器疾患における現行告示疾患と改定案大分類疾患及び細分類疾患の対応表
整理する疾患とその対応方法、削除する疾患とその理由

第11表 慢性消化器疾患(現行—改定案 対応表)			
番号	現 行	改定案	理 由
	告示疾患名	処 置	
【整理する疾患と理由】			
3 肝内胆管異形成症候群	「整理」	「16:肝内胆管減少症」で申請	
4 肝内胆管拡張症	「整理」	「18:先天性多発肝内胆管拡張症(カロリ(Caroli)病)」で申請	
5 肝内胆管低形成(形成不全)症	「整理」	「16:肝内胆管減少症」で申請	
6 肝内胆管閉鎖症	「整理」	「16:肝内胆管減少症」で申請	
【削除する疾患と理由】			
8 シルベール(Gilbert)症候群	「削除」	近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになつたため	
13 デュビン・ジョンソン(Dubin-Johnson)症候群	「削除」	近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになつたため	
15 ローター(Rotor)症候群(ローター(Rotor)型過ビリルビン血症)	「削除」	近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになつたため	

表 11-3：慢性消化器疾患の改定案における大分類疾患及び細分類疾患の包含関係および疾患名の表記の根拠

第11表 慢性消化器疾患(改定案)					
番号	大分類 疾患名(改定案)	表記の根拠 出典 番号	細分類 疾患名(改定案) 日本小児科学会 番号	表記の根拠 出典 番号	
1	先天性吸収不全症	日本小児科学会	1 乳糖不耐症 2 ショ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症 3 先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症 4 エンテロキナーゼ欠損症 5 アミラーゼ欠損症 6 リパーゼ欠損症	ICD10 E739 日本小児科学会 日本小児科学会 日本小児科学会 日本小児科学会 日本小児科学会 日本小児科学会	
2	微絨毛封入体病	日本小児科学会	7 微絨毛封入体病	日本小児科学会	
3	腸リノバ管拡張症	日本医学会	8 腸リノバ管拡張症	日本医学会	
4	周期性嘔吐症	日本医学会	9 周期性嘔吐症	日本医学会	
5	自己免疫性腸症	日本小児科学会	10 自己免疫性腸症	日本小児科学会	
6	自己免疫性肝炎	ICD10 K754 ICD10 K830	11 自己免疫性肝炎 12 原発性硬化性胆管炎	ICD10 K754 ICD10 K830	
7	原発性硬化性胆管炎	ICD10 E806	13 クリグラー・ナジャー(Crigler-Najjar)症候群	ICD10 E805 日本医学会	
8	体质性黄疸	日本小児科学会	14 胆道閉鎖症 15 アラジール(Alagille)症候群	日本医学会 ICD10 Q447 日本小児科学会	
9	肝内胆汁うつ滞性疾患		16 肝内胆管減少症 17 進行性家族性肝内胆汁うつ滞症	南山堂 文科省	
			18 先天性多発肝内胆管拡張症(カロリ(Caroli)病)	ICD10 Q444	
10	先天性肝線維症	ICD10 Q447	19 先天性胆道拡張症	ICD10 Q447	
11	肝硬変症	ICD10 K746	20 先天性肝線維症	ICD10 K746	
12	門脈圧亢進症	ICD10 K766	21 肝硬変症 22 門脈圧亢進症(ハンチ(Banti)症候群を含む)	ICD10 K766	

表 12: 削除した告示疾患とその理由

番号	告示疾患名	疾患群
【削除理由1】近年は、使われなくなった疾患名・疾患概念のため		
33	赤血病	第1表: 悪性新生物
47	心内膜心筋線維症	第4表: 慢性心疾患
70	特発性肺動脈拡張症	第4表: 慢性心疾患
65	フレーリッヒ(Fröhlich)症候群(脂肪性器器異常症)	第5表: 内分泌疾患
1	ミノ酸異常症	第8表: 先天性代謝異常
2	家族性イミノグリシン尿症	第8表: 先天性代謝異常
115	本態性高ガンマグロブリン血症	第9表: 血友病等血液・免疫疾患
【削除理由2】近年の治療成績の向上により、慢性経過をとることがほとんどなくなったと考えられたため		
26	腎又は腎周囲腫瘍	第2表: 慢性腎疾患
39	新生兒溶血性貧血(胎児赤芽球症)	第9表: 血友病等血液・免疫疾患
【削除理由3】近年になり、長期にわたり生命を脅かす疾患ではないと考えられるようになったため		
18	中枢性思春期発症	第5表: 内分泌疾患
11	無アルブミン血症	第8表: 先天性代謝異常
50	遺伝性精円赤血球症	第9表: 血友病等血液・免疫疾患
121	良性單クローニ性免疫グロブリン異常症(良性(本態性)M—蛋白血症)	第9表: 血友病等血液・免疫疾患
8	ジルベルール(Gilbert)症候群	第11表: 慢性消化器疾患
13	デュビン・ジョンソン(Dubin-Johnson)症候群	第11表: 慢性消化器疾患
15	ローター(Rotor)症候群(ローター(Rotor)型過ビリルビン血症)	第11表: 慢性消化器疾患
【削除理由4】近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられたようになつたため		
5	悪性マクログロブリン血症	第1表: 悪性新生物
18	骨髓腫	第1表: 悪性新生物
54	H鎖病(α 鎖病、 γ 鎖病、 δ 鎖病、 μ 鎖病)	第1表: 悪性新生物

表 13: 検査や治療の進歩に関する最近の報告

疾患群	疾患名	治療法	文献
慢性心疾患		ハイブリッド手術の確立	Schmitz C, et al. Hybrid procedures can reduce the risk of congenital cardiovascular surgery. Eur. J. cardiothorac Surg. 2008;34:718-725
	先天性心疾患へのMRIの有用性		Chen SS, Et al:Cardiovascular magnetic resonance tagging of the right ventricular free wall for the assessment of long axis myocardial function in congenital heart disease. J Cardiovasc Magn Reson. 2011. 14: 1380.
	小児心筋疾患、特に急性心筋炎でのECMO(体外循環)の有効性と予後改善		Ibrahim AE, et al. Long-term follow-up of pediatric cardiac patients requiring mechanical circulatory support. Ann Thorac Surg. 2000 Jan;69(1):186-92.
内分泌疾患	下垂体機能低下症	成長ホルモン受容体拮抗薬(ペグビン)	「ヒューマトローブ」注射用6mg/ヒューマトローブ皮下注射用12mg/添付文書2009年11月改訂
	下垂体性巨人症	成長ホルモン受容体拮抗薬(ペグビンマント)の自己注射	ソマナバート皮下注射用10mg/ソマナバート皮下注射用20mg添付文書2012年1月改訂(第4版)
	高プロラクチン血症	カババール錠0.25mg/カババール錠1.0mg	カババール錠0.25mg/カババール錠1.0mg 添付文書2012年4月改訂(第16版)
ADH不適合分泌症候群	トルバタンの開発		Schrier RW, et al. Tolvaptan, a selective oral vasopressin V2-receptor antagonist, for hyponatremia. N Engl J Med 2007
高インスリン血性低血糖症	臍局所病変に対する手術療法		Otonkoski T, et al. Noninvasive diagnosis of focal hyperinsulinism of infancy with [18F]-DOPA positron emission tomography. Diabetes. 2006. 55:13-8.
膠原病	若年性特発性関節炎	トリズマブ、エタナーゼセプト、アダリムバズなど新しい治療の導入	Yokota S. Efficacy and safety of tocilizumab in patients with systemic-onset juvenile idiopathic arthritis: a randomised, double-blind, placebo-controlled withdrawal phase III trial. Lancet. 2008. 371(9617): 998-1006.
			Mori M. Etanercept in the treatment of disease-modifying anti-rheumatic drug(DMARD)-refractory polyarticular course juvenile idiopathic arthritis: experience from Japanese clinical trials. Mod Rheumatol 2011. 21: 572-578.
先天性代謝疾患	ファブリー病	アガルシダーゼアルファによる酵素補充療法	Imagawa T. Efficacy, pharmacokinetics, and safety of adalimumab in pediatric patients with juvenile idiopathic arthritis in Japan. Clin Rheumatol 2012, DOI 10.1007/s10067-012-2082-5
			Roland M. Enzyme Replacement Therapy for Fabry Disease A Systematic Review of Available Evidence Drugs 2009; 69(16): 2179-2205.
			Alegra T. Enzyme replacement therapy for Fabry disease:A systematic review and meta-analysis. Genet Mol Biol. 2012 Dec;35(4 (suppl)):947-54.
神経・筋疾患	乳児重症ミオクロニー	抗てんかん薬スチリペントール開発	Chiron C. Stiripentol in severe myoclonic epilepsy in infancy: a randomised placebo-controlled syndrome-dedicated trial. STICLO study group. Lancet. 2000 Nov 11; 356(9242): 1638-42.
	レノックス・ガストー症候群	抗てんかん薬ルフィナミドの開発	Glauser T. Rufinamide for generalized seizures associated with Lennox-Gastaut syndrome. Neurology. 2008 May 20;70(21):1950-8.
	結節性硬化症	合併する上衣下巨細胞性星細胞腫に対するエベロリムス	Bissler, Everolimus for angiomyolipoma associated with tuberous sclerosis complex or sporadic lymphangiomyomatosis (EXIST-2): a multicentre, randomised, double-blind, placebo-controlled trial. Lancet. 2013 Jan 10.
	亜急性硬化性全脳炎	イソブリノシン、リバビリン療法の開発	Gascon GG. Randomized treatment study of inosiplex versus combined inosiplex and intraventricular interferon- α in subacute sclerosing panencephalitis (SSPE): international multicenter study. J Child Neurol. 2003 Dec;18(12):819-27.
ミコシドリア脳筋症	MELASに対するL-アルギニン療法		Hosoya M. Pharmacokinetics and effects of ribavirin following intraventricular administration for treatment of subacute sclerosing panencephalitis. Antimicrob Agents Chemother. 2004 Dec;48(12):4631-5.
			Koga Y. L-arginine improves the symptoms of stroke-like episodes in MELAS. Neurology. 2005 Feb 22;64(4):710-2.

表 14-1：悪性新生物における起こり得る死因およびガイドラインの有無

「疾病、障害及び死亡の統計分類」改		研究班提案		学会公認・厚労研 班作成ガイドライン	
		備考			
1 白血病	(大分類)疾患名	(細分類)疾患名			
1.1 前駆B細胞リンパ芽球性白血病	1 前駆B細胞リンパ芽球性白血病	○	○	○	○
1.2 成熟B細胞リンパ芽球性白血病	2 成熟B細胞リンパ芽球性白血病	○	○	○	○
1.3 T細胞リンパ芽球性白血病	3 T細胞リンパ芽球性白血病	○	○	○	○
1.4 急性骨髓性白血病、最小分化	4 急性骨髓性白血病、最小分化	○	○	○	○
1.5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病	5 成熟を伴わぬ急性骨髓性白血病	○	○	○	○
1.6 成熟を伴う急性骨髓性白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病	○	○	○	○
1.7 急性前骨髓球性白血病	7 急性前骨髓球性白血病	○	○	○	○
1.8 急性骨髓単球性白血病	8 急性骨髓単球性白血病	○	○	○	○
1.9 急性單球性白血病	9 急性單球性白血病	○	○	○	○
1.10 急性赤白血病	10 急性赤白血病	○	○	○	○
1.11 急性巨核芽球性白血病	11 急性巨核芽球性白血病	○	○	○	○
1.12 NK(ナチュラルキラー)細胞白血病	12 NK(ナチュラルキラー)細胞白血病	○	○	○	○
1.13 慢性骨髓性白血病	13 慢性骨髓性白血病	○	○	○	○
1.14 慢性骨髓単球性白血病	14 慢性骨髓単球性白血病	○	○	○	○
1.15 若年性骨髓単球性白血病	15 若年性骨髓単球性白血病	○	○	○	○
1.16 1から15までに掲げるもののほかの、白血病	16 1から15までに掲げるもののほかの、白血病	○	○	○	○
2 骨髓異形成症候群	17 骨髓異形成症候群	○	○	○	○
3 悪性リンパ腫	18 成熟B細胞リンパ腫	○	○	○	○
	19 未分化大細胞リンパ腫	○	○	○	○
	20 B細胞リンパ腫	○	○	○	○
	21 Tリンパ芽球性リンパ腫	○	○	○	○
	22 ホジキンリノンパ腫	○	○	○	○
	23 18から22までに掲げるもののほかの、悪性リンパ腫	○	○	○	○
4 組織球症	24 ランゲルハンス(Langerhans)細胞組織球症	○	○	○	○
	25 血球食性リンパ組織球症	○	○	○	○
	26 24及び25に掲げるもののほかの、組織球症	○	○	○	○
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	27 神経芽腫	○	○	○	○
	28 神経節腫	○	○	○	○
	29 網膜芽細胞腫	○	○	○	○
	30 ウィルムス(Wilms)腫瘍・腎芽腫	○	○	○	○
	31 腎細胞肉腫	○	○	○	○
	32 腎細胞癌	○	○	○	○
	33 肝芽腫	○	○	○	○

34	肝細胞癌	あり	あり
35	骨肉腫	なし	あり
36	骨軟骨腫症	なし	なし
37	軟骨肉腫	なし	なし
38	軟骨芽腫	なし	なし
39	悪性骨巨細胞腫	なし	なし
40	ユーリング(Ewing)肉腫	あり	あり
41	未分化神経外胚葉性腫瘍(末梢性のもの)	あり	あり
42	横紋筋節肉腫	なし	なし
43	悪性ラドイド腫瘍	なし	なし
44	未分化肉腫	なし	なし
45	線維形成性小円形細胞腫瘍	なし	なし
46	線維肉腫	なし	なし
47	滑膜肉腫	なし	なし
48	明細胞肉腫(腎明細胞肉腫を除く)	なし	なし
49	胞巣状軟部肉腫	なし	なし
50	平滑筋肉腫	なし	なし
51	脂肪肉腫	なし	なし
52	未分化胚細胞腫	なし	なし
53	胎児性癌	なし	なし
54	多胎芽腫	なし	なし
55	卵黄囊腫	なし	あり
56	純毛癌	なし	なし
57	混合性胚細胞腫瘍	なし	あり
58	生素間質性腫瘍	なし	なし
59	副腎皮質癌	なし	なし
60	甲状腺癌	なし	なし
61	上咽頭癌	なし	なし
62	唾液腺癌	なし	なし
63	悪性黒色腫	なし	なし
64	褐色細胞腫	なし	なし
65	悪性胸腺腫	なし	なし
66	胸膜肺球腫	なし	なし
67	気管支腫瘍	なし	なし
68	陸芽腫	なし	なし
69	27から68に掲げるもののほかの、国形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	なし	なし
70	毛様細胞性星細胞腫	なし	なし
71	びまん性星細胞腫	なし	なし
72	退形成性星細胞腫	なし	なし
73	膠芽腫	なし	なし
74	上衣腫	なし	なし
75	乏癸起神経膠腫	なし	なし
76	70から75までに掲げるもののほかの、神経膠腫	なし	なし
77	皰芽腫	なし	なし
78	頭蓋・頸頭腫	なし	なし
79	管形腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る)	なし	なし
80	松果体腫	なし	なし

81	脈絡叢乳頭腫	なし
82	髓膜腫	なし
83	下垂体腺腫	なし
84	神経節膠腫	なし
85	神経節腫	なし
86	脊索腫	なし
87	未分化神経外胚葉性腫瘍(中枢性のもの)	なし
88	異型奇形腫瘍/ラブドイド腫瘍	なし
89	悪性神経鞘腫	なし
90	神経鞘腫	なし
91	頭蓋内胚細胞腫瘍	なし
92	生検による診断が困難な、あるいは70から91に掲げるものの(ほかの)中枢神経系腫瘍	なし

表 14-2：慢性腎疾患における起こり得る死因およびガイドラインの有無

「疾病、障害及び死亡の統計分類」改		研究班提案		参考	診断基準	治療指針
疾患名	(細分類)疾患名	疾患名	(細分類)疾患名			
1 ネフローゼ症候群	1 フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	○	高アンモニア血症	なし	なし	なし
	2 びまん性メサンギウム硬化症	○	代謝性アシドーシス	なし	なし	あり
	3 微小変化型ネフローゼ症候群	○	循環血液量減少性ショック	あり	あり	あり
	4 単状分節性糸球体硬化症	○	副腎不全	あり	あり	あり
	5 腹性腎症	○	低栄養	あり	あり	あり
	6 1から5までに掲げるもののほかの、ネフローゼ症候群	○	重篤な中枢神経障害	あり	あり	あり
2 慢性糸球体腎炎	7 IgA腎症	○	呼吸不全	あり	あり	あり
	8 メサンギウム増殖性糸球体腎炎(IgA腎症を除く)	○	けいれん	なし	なし	なし
	9 膨張性糸球体腎炎	○	肝不全	あり	あり	あり
	10 紫斑病性腎炎	○	大動脈瘤及び解離	なし	なし	なし
	11 抗糸球体底膜腎炎(Goodpasture症候群)	○	脳血管障害	あり	あり	あり
	12 慢性糸球体腎炎(Abort症候群による)	○	出血による死亡	なし	なし	なし
	13 エフスタイン(Efstein)症候群	○		なし	なし	なし
	14 ルーブス腎炎	○		なし	なし	なし
	15 急速進行性糸球体腎炎(顯微鏡的多発血管炎による)	○		あり	あり	あり
	16 急速進行性糸球体腎炎(多発血管炎性肉芽腫症による)	○		あり	あり	あり
	17 刈巻症候群(Nail-Patella症候群)	○		なし	なし	なし
	18 7から17までに掲げるもののほかの、慢性糸球体腎炎	○		なし	なし	なし
3 慢性尿細管間質性腎炎(尿路奇形が原因のもののは除外する)	19 慢性尿細管間質性腎炎(尿路奇形が原因のものは除外する)	○		なし	なし	なし
4 慢性腎孟腎炎	20 慢性腎孟腎炎	○		なし	なし	なし
5 アミロイド腎	21 アミロイド腎	○		あり	あり	あり
6 家族性若年性高尿酸血症性腎症	22 家族性若年性高尿酸血症性腎症	○		なし	なし	なし
7 ネフロン旁	23 ネフロン旁	○		なし	なし	なし
8 腎血管性高血圧	24 腎血管性高血圧	○		あり	あり	あり
9 胃静脈曲张症	25 胃静脈曲张症	○		なし	なし	なし
10 腎動静脉瘻	26 腎動静脉瘻	○		なし	なし	なし
11 尿細管性アシドーシス	27 尿細管性アシドーシス	○		なし	なし	なし
12 ギッヘルマン(Gitelman)症候群	28 ギッヘルマン(Gitelman)症候群	○		あり	あり	なし
13 バーチー(Bartter)症候群	29 バーチー(Bartter)症候群	○		あり	なし	なし
14 腎尿管結石	30 腎尿管結石	○		あり	あり	あり

第2表 慢性腎疾患（改定案）

15	慢性腎不全	31 慢性腎不全(腎腫瘍による)	なし	なし
16	腎奇形	32 慢性腎不全(急性尿細管壊死又は腎虚血による)	○	○
		33 多発性囊胞腎	○	○
		34 低形成腎	○	○
		35 腎無形成	○	○
		36 ポッター(Potter)症候群	○	○
		37 多囊胞性異形成腎	○	○
		38 突巨大糸球体症	○	○
		39 33から38に掲げるもののほかの、腎奇形	○	○
		40 尿路閉塞性尿路疾患	○	○
		41 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)	○	○
		42 40及び41に掲げるもののほかの、尿路奇形	○	○
17	尿路奇形	43 妊縮腎(尿路奇形が原因のものは除く)	○	○
18	萎縮腎(尿路奇形が原因のものは除く)		なし	なし

表 14-3：慢性呼吸器疾患における起こり得る死因およびガイドラインの有無

「疾病、障害及び死亡の統計分類」改 第3表 慢性呼吸器疾患（改定案）		研究班提案																			
		「疾病、障害及び死亡の統計分類」改 研究班提案					「疾病、障害及び死亡の統計分類」改 研究班提案					「疾病、障害及び死亡の統計分類」改 研究班提案					「疾病、障害及び死亡の統計分類」改 研究班提案				
		高アノニア血症	代謝性アシドーシス	循環血液量減少性ショック	副腎不全	低栄養	低血糖	重篤な中枢神経障害	呼吸不全	けいれん	肝不全	大動脈瘤及び解離	心不全	不整脈及び伝導障害	糖尿病	食血	悪性新生物	敗血症	備考	診断基準	治療指針
1	気道狭窄	1	気道狭窄	（細分類）疾患名																なし	なし
2	気管支喘息	2	気管支喘息																	あり	あり
3	先天性中枢性低換気症候群	3	先天性中枢性低換気症候群																	なし	なし
4	先天性肺胞蛋白症	4	先天性肺胞蛋白症																	なし	なし
5	線毛機能不全症候群	5	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む）																	なし	なし
6	囊胞性線維症	6	囊胞性線維症																	なし	なし
7	気管支拡張症	7	気管支拡張症																	なし	なし
8	特発性肺ヘモジデローネス	8	特発性肺ヘモジデローネス																	なし	なし
9	慢性肺疾患	9	慢性肺疾患																	なし	なし

表 14-4: 慢性心疾患における起こり得る死因およびガイドラインの有無

第4表 慢性心疾患 (改定案)

「疾病、障害及び死亡の統計分類」改		研究班提案	
		備考	
1 洞不全症候群	(大分類)疾患名	1 洞不全症候群	(細分類)疾患名
2 モビツツ(Mobitz)2型ブロック		2 モビツツ(Mobitz)2型ブロック	
3 完全房室ブロック		3 完全房室ブロック	
4 脚ブロック		4 脚ブロック	
5 多源性心室期外収縮		5 多源性心室期外収縮	
6 上室頻拍		6 上室頻拍 (WPW症候群による)	
		7 多源性心房頻拍	
		8 6及び7に掲げるもののほかの、上室性頻拍	
7 心室頻拍		9 ベラノミル感受性心室頻拍	
		10 カテコラミン誘発多形性心室頻拍	
		11 9及び10に掲げるもののほかの、心室頻拍	
8 心房粗動		12 心房粗動	
9 心房細動		13 心房細動	
10 心室細動		14 心室細動	
11 QT延長症候群		15 QT延長症候群	
12 肥大型心筋症		16 肥大型心筋症	
13 不整脈源性右室心筋症		17 不整脈源性右室心筋症	
14 心筋綻張化障害		18 心筋綻張化障害	
15 扩張型心筋症		19 扩張型心筋症	
16 拘束型心筋症		20 拘束型心筋症	
17 心室瘤		21 心室瘤	○
18 心内膜線維弾性症		22 心内膜線維弾性症	
19 心臓腫瘍		23 心臓腫瘍	
20 慢性心筋炎		24 慢性心筋炎	
21 慢性心膜炎		25 慢性心膜炎	
22 収縮性心膜炎		26 収縮性心膜炎	
23 先天性心膜欠損症		27 先天性心膜欠損症	
24 冠動脈起始異常		28 左冠動脈肺動脈起始症	
		29 右冠動脈肺動脈起始症	
		30 29及び30に掲げるもののほかの、冠動脈起始異常	
25 川崎病性冠動脈瘤		31 川崎病性冠動脈瘤	
26 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)		32 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く)	
27 虚血性心疾患		33 狹心症	

表 14-5：内分泌疾患における起こり得る死因およびガイドラインの有無

第5表 内分泌疾患(改定案)

29	自己免疫性多内分泌腺症候群 2型	なし	なし
30	偽性副甲状腺機能低下症	あり	なし
31	偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く)	あり	なし
32	クッシング(Cushing)症候群	なし	なし
33	異所性ACTH産生症候群	あり	あり
34	副腎腫瘍	なし	なし
35	副腎皮質結節性過形成	あり	あり
36	32から35に図げるもののほかの、クッシング(Cushing)症候群	なし	なし
37	副腎皮質剝離ホルモン(ACTH)単独欠損症	あり	あり
38	副腎皮質剝離ホルモン(ACTH)不応症	なし	なし
39	先天性副腎低形成症	なし	なし
40	37から39に図れるもののほかの、慢性副腎皮質機能低下症(アシソン(Addison)病を含む)	なし	なし
41	アルドステロン症	あり	なし
42	見かけ上の鉱質コルチコイド過剰症(候群)	なし	なし
43	リドリ(Liddle)症候群	あり	なし
44	低レニン性低アルドステロン症	なし	なし
45	アルドステロン合成酵素欠損症	あり	なし
46	44及び45に図れるもののほかの、低アルドステロン症	なし	なし
47	偽性低アルドステロン症	なし	なし
48	リポイド副腎過形成症	あり	なし
49	3 β -ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	あり	なし
50	11 β -水酸化酵素欠損症	あり	なし
51	17 α -水酸化酵素欠損症	あり	なし
52	21-水酸化酵素欠損症	あり	なし
53	R450酸化還元酵素欠損症	あり	なし
54	48から53に図れるもののほかの、先天性副腎過形成症	あり	なし
24	先天性副腎過形成	なし	なし
25	思春期早発症	あり	なし
55	ゴナドトロビン依存性思春期早発症	なし	なし
56	ゴナドトロビン非依存性思春期早発症	なし	なし
57	エストロゲン過剰症(ゴナドトロビン非依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)	なし	なし
58	アンドロゲン過剰症(ゴナドトロビン依存性思春期早発症及びゴナドトロビン非依存性思春期早発症を除く)	なし	なし
59	カルマン(Kallmann)症候群	あり	なし
60	低ゴナドトロビン性腺機能低下症(カルマン(Kallmann)症候群を除く)	なし	なし
61	糖糞形成不全	なし	なし
62	卵巣形成不全	なし	なし
63	61及び62に図れるもののほかの、高ゴナドトロビン性腺機能低下症	なし	なし
64	卵精巢性分化疾患	なし	なし
65	混合性性腺異形成症	なし	なし
66	5 α -還元酵素欠損症	なし	なし
67	17 β -ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	なし	なし
30	性分化疾患	なし	なし

68	アンドロゲン不応症	なし
69	66から68に掲げるもののほかの、46XX性分化疾患	なし
70	46XX性分化疾患	なし
71	VIP産生腫瘍	なし
31	消化管ホルモン産生腫瘍	○
32	グルカゴノーマ	○
33	高インスリン血性低血糖症	○
34	ビタミンD依存性くる病	○
35	ビタミンD抵抗性骨軟化症	○
36	原発性低リノン血症性くる病	○
37	軟骨無形成症	○
38	骨形成不全症	○
39	全身性脂防異常症(全身性脂肪萎縮症)	○
40	多発性内分泌腫瘍	○
41	多囊胞性卵巢症候群	○
42	内分泌疾患を伴う先天奇形症候群	○
83	多発性内分泌腫瘍1型(ウェルマー(Wermer)症候群)	○
84	多発性内分泌腫瘍2型(シップル(Sipple)症候群)	○
85	83及び84に掲げるもののほかの、多発性内分泌腫瘍	○
86	多囊胞性卵巢症候群	○
87	ターナー(Turner)症候群	○
88	ブライダル・ウイル(Prader-Willi)症候群	○
89	マッキユーン・オルブ赖特(McCune-Albright)症候群	○
90	ノナン(Nonan)症候群	○
91	バルデー・ビードル(Bardet-Biedl)症候群	○

表 14-6：膠原病における起こり得る死因およびガイドラインの有無

「疾病・障害及び死亡の統計分類」改		研究班提案		診断基準	
		参考		参考	参考
高アノミニア症	代謝性アシドーシス	高アノミニア症	循血流量減少性ショック	多臓器不全	あり
低栄養	副腎不全	低栄養			なし
重篤な中枢神経障害	呼吸不全	重篤な中中枢神經障害	呼吸不全		あり
肝不全	肝不全	肝不全	肝不全	多臓器不全	あり
腎不全	腎不全	腎不全	腎不全	多臓器不全	あり
腫瘍及び解離	脳血管障害	腫瘍及び解離	脳血管障害	多臓器不全	あり
心不全	心不全	心不全	心不全	多臓器不全	あり
及び伝導障害	糖尿病	及び伝導障害	糖尿病	多臓器不全	あり
貧血	悪性新生物	貧血	悪性新生物	多臓器不全	あり
敗血症		敗血症		多臓器不全	あり

表 14-7 糖尿病における起こり得る死因およびガイドラインの有無

表 14-8：先天性代謝異常における起こり得る死因およびガイドラインの有無

(大分類)疾患名	(細分類)疾患名	「疾病、障害及び死亡の統計分類」改						研究班提案 備考	診断基準 ありあり	治療指針 ありあり
		高アンモニア血症	代謝性アシドーシス	循環血液量減少性ショック	副腎不全	低栄養	低血糖			
1 アミノ酸代謝異常症	1 フェニルケトン尿症(高フェニルアラニン血症)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 高チロシン血症1型	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 高チロシン血症2型	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 高チロシン血症3型	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 高プロリン血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 プロリダーゼ欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 メーブルシロップ尿症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 ホモシスチン尿症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 高メチオニン血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 非ケトーシス型高グリシン血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 N-アセチルグルタミン酸合 成酵素欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12 カルノミルリン酸合 成酵素欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13 オルニチントランスカルノミラーゼ欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14 アルギニノコハク酸合 成酵素欠損症(シトルリン血症)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15 アルギニノコハク酸尿症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16 高アルギニン血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	17 シトリン欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18 高オルニチン血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19 ハートナップ(Hartnup)病	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20 リジン尿性蛋白不耐症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21 シスチン尿症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22 から21までに掲げるもののほかの、アミノ酸代謝異常症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 有機酸代謝異常症	23 メチラマロン酸血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	24 プロピオン酸血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	25 β-ケトオラーゼ欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	26 インヒビターゼ欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	27 3-メチルクロロトリルCoAカルボキシラーゼ欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	28 メチルグルタルコーン酵素症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	29 3-ヒドロキシ-3-メチルグルタル酸血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	30 3-ヒドロキシ-3-メチルグルタルCoA合成酵素欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	31 スクシニール-CoA-3-ケト酸CoAトランスフェラーゼ(SCOT)欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	32 複合カルボキシラーゼ欠損症	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第8表 先天性代謝異常 (改定案)

33	グルタル酸血症1型	あり	あり
34	グルタル酸血症2型	あり	あり
35	原発性高シユウ酸尿症	なし	なし
36	アルカブトン尿症	なし	なし
37	グリセロール尿症	なし	なし
38	先天性胆汁酸代謝異常症	なし	なし
39	23から38までに掲げるもののほかの、有機酸代謝異常症	なし	なし
40	全身性カルニチン欠損症	なし	なし
41	カルニチンハイドロキシルトランスフェラーゼ欠損症	あり	あり
42	カルニチンハイドロキシルトランスフェラーゼII欠損症	あり	あり
43	カルニチンアントラニルカルニゼオニターゼ欠損症	あり	あり
44	極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	あり	あり
45	中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	あり	あり
46	短鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	なし	なし
47	三頭酵素欠損症	あり	あり
48	3ヒドロキシジエンCoA脱水素酵素欠損症	なし	なし
49	40から48までに掲げるもののほかの、脂肪酸代謝異常症	なし	なし
50	ビルピン酸脱水素酵素複合体欠損症	あり	なし
51	ビルピン酸カルボキシラーゼ欠損症	あり	なし
52	スマラニル-CoAリガーゼ欠損症	あり	なし
53	ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症	あり	なし
54	ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症群	あり	なし
55	ミトコンドリアDNA突然変異(Leigh症候群、MELAS、MERRFを含む)	あり	なし
56	ミトコンドリアDNA欠失(Kearns-Sayre症候群を含む)	あり	なし
57	50から57までに掲げるもののほかの、ミトコンドリア病	なし	なし
58	遺伝性フルクトース不耐症	なし	なし
59	ガラクトース-4-リン酸ガラクトース-4-エピメラーゼ欠損症	あり	なし
60	ガラクトース-4-リン酸ガラクトース-4-エピメラーゼ欠損症	あり	なし
61	ウリジルニリン酸ガラクトース-4-エピメラーゼ欠損症	あり	なし
62	フルクトース-1,6-ビスホスファターーゼ欠損症	あり	なし
63	ホスホエノールピルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症	あり	なし
64	グリコーゲン合成酵素欠損症(糖原病0型)	なし	なし
65	糖原病I型	あり	なし
66	糖原病II型	あり	なし
67	糖原病III型	あり	なし
68	糖原病IV型	あり	なし
69	糖原病V型	なし	なし
70	糖原病VI型	なし	なし
71	糖原病VII型	なし	なし
72	糖原病VIII型	あり	なし
73	グルコーストランスポーター-1(GLUT1)欠損症	なし	なし
74	59から73までに掲げるもののほかの、糖質代謝異常症	なし	なし
75	ムコ多糖症型	なし	なし
76	ムコ多糖症II型	なし	なし
77	ムコ多糖症III型	なし	なし
78	ムコ多糖症IV型	なし	なし
79	ムコ多糖症V型	なし	なし
80	ムコ多糖症VI型	なし	なし

81	フコシドーヌス	なし	なし
82	マンノシドーヌス	なし	なし
83	アヌパルチルグルコサミン尿症	なし	なし
84	シリドーヌス	なし	なし
85	ガラクトシリドーヌス	なし	なし
86	GMI-ガングリオシドーヌス	なし	なし
87	GMM2-ガングリオシドーヌス	なし	なし
88	異染性白質ストロフィー	なし	なし
89	ニーマン・ピック(Niemann-Pick)病	なし	なし
90	ゴーシエ(Gaucher)病	あり	あり
91	ファブリー(Fabry)病	なし	なし
92	クラッベ(Krabbe)病	なし	なし
93	ファーバー(Farber)病	なし	なし
94	マルチブルスルファターゼ欠損症	なし	なし
95	ムコビドーヌスⅡ型(1-cell病)	なし	なし
96	ムコビドーヌスⅢ型	なし	なし
97	ボンペ(Pompe)病	あり	なし
98	酸性リバーゼ欠損症	なし	なし
99	シスチン症	なし	なし
100	遊離シアル酸蓄積症	なし	なし
101	神経セロイドリポフルスタン症	なし	なし
102	75から101までに掲げるもののほかの、ライゾーム病	なし	なし
103	ベルオキシゾーム形成長異常症	○	○
104	副腎白質ストロフィー	○	○
105	レフサム(Refsum)病	○	○
106	103から105までに掲げるもののほかの、ペルオキシーム病	○	○
7	ベルオキシゾーム病	○	○
8	金属代謝異常症	○	○
9	プリンピリミジン代謝異常症	○	○
10	ビタミン代謝異常症	○	○
11	神經伝達物質異常症	○	○

表 14-9：血友病等血液・免疫疾患における起こり得る死因およびガイドラインの有無

		研究班提案											
		「疾病、障害及び死亡の統計分類」改											
		「疾患名											
(大分類)	疾患名	(細分類)疾患名											
1	巨赤芽球性貧血	1	巨赤芽球性貧血	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	赤芽球病	2	先天性赤芽球病 (Blackfan-Diamond貧血)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	先天性赤芽球形成異常性貧血	3	先天性赤芽球形成異常性貧血	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	鉄芽球性貧血	4	先天性赤芽球性貧血	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	無トランスフェリン血症	5	無トランスフェリン血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	自己免疫性溶血性貧血	6	自己免疫性溶血性貧血	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		7	発作性寒冷ヘモグロビン尿症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		9	7及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血 (AIHA含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	発作性夜間ヘモグロビン尿症	10	発作性夜間ヘモグロビン尿症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	遺伝性溶血性貧血	11	遺伝性球状赤血球症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		12	口唇赤血球症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		13	鎌状赤血球症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		14	不安定ヘモグロビン症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		15	サラセミア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		16	グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		17	ビルビン酸キナーゼ欠乏性貧血	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	溶血性貧血(脾機能亢進症による)	18	11から17までに掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	微小血管障害性溶血性貧血	19	溶血性貧血脾機能亢進症による)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	真性多血症	20	微小血管障害性溶血性貧血	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	家族性赤芽球増加症	21	真性多血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	血小板減少性紫斑病	22	家族性赤芽球増加症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	血栓性血小板減少性紫斑病	23	免疫性血小板減少性紫斑病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	血小板減少症(脾機能亢進症による)	24	23に掲げるもののほかの、特発性血小板減少性紫斑病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	先天性骨髓不全症候群	25	血栓性血小板減少性紫斑病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	周期性血小板減少症	26	血小板減少症(脾機能亢進症による)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	メイ・ヘグリン(May-Hegglin)症候群	27	先天性無巨核球性血小板減少症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	カサバッハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群	28	周期性血小板減少症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	本態性血小板血症	29	メイ・ヘグリン(May-Hegglin)症候群	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		30	カサバッハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		31	本態性血小板血症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

学会公認・厚労研
班作成ガイドライン

備考

第9表 血友病等血液・免疫疾患 (改定案)

21	血小板機能異常症	32 ベルナール・スリエ(Bernard-Soulier)症候群	各臓器の出血 なし
		33 血小板無力症	各臓器の出血 なし
		34 血小板放出機構異常症	各臓器の出血 なし
		35 32から34までに掲げるもののほかの、血小板機能異常症	各臓器の出血 なし
22	先天性血液凝固因子異常	36 先天性フィブリノーゲン欠乏症	各臓器の出血 なし
		37 先天性プロトロンビン欠乏症	各臓器の出血 なし
		38 第V因子欠乏症	各臓器の出血 なし
		39 第VII因子欠乏症	各臓器の出血 なし
		40 血友病A	各臓器の出血 あり
		41 血友病B	各臓器の出血 あり
		42 第X因子欠乏症	各臓器の出血 なし
		43 第XI因子欠乏症	各臓器の出血 なし
		44 第XII因子欠乏症	各臓器の出血 なし
		45 第XIII因子欠乏症	各臓器の出血 なし
		46 フォン・ヴィルフレンド(von Willebrand)病	各臓器の出血 あり
		47 36から46までに掲げるもののほかの、先天性血液凝固因子異常	各臓器の出血 なし
23	アンチトロンビン欠乏症	48 先天性アンチトロンビン欠乏症	血栓症 なし
		49 先天性プロテインC欠乏症	血栓症 なし
		50 先天性プロテインS欠乏症	血栓症 なし
		51 遺伝性出血性末梢血管拡張症	あり なし
		52 骨髄線維症	あり なし
		53 血漿蛋白複合免疫不全症	あり なし
		54 細胞系異形成	なし なし
		55 アーノンデアミナーゼ(ADA)欠損症	なし なし
		56 オーメン(Omen)症候群	なし なし
		57 ブリンクレオジドホスホリーゼ欠損症	なし なし
		58 CD8細胞症	なし なし
		59 ZAP-70欠損症	なし なし
		60 MHCクラスI欠損症	なし なし
		61 MHCクラスII欠損症	なし なし
		62 53から61までに掲げるもののほかの、複合免疫不全症	なし なし
		63 ウィスコット・オルドリッチ(Wiskott-Aldrich)症候群	あり なし
		64 毛細血管拡張性運動失調症	あり なし
		65 ナイミー・ヘン染色体不安定(Niiringen breakage)症候群	なし なし
		66 ブルーム(Bloom)症候群	なし なし
		67 ICF症候群	なし なし
		68 PMS2異常症	なし なし
		69 RIDDLE症候群	なし なし
		70 シムケ(Schimke)症候群	なし なし
		71 ネザートン(Netherton)症候群	なし なし
		72 胸膜低形成(DiGeorge)症候群'22q11.2欠失症候群)	なし なし
		73 高IgE症候群	あり なし
		74 肝中心静脈門脈症を伴う免疫不全症	なし なし
		75 先天性角化異常症	なし なし
		76 X連鎖無ガニマグロブリン血症	あり なし
		77 分類不能型免疫不全症	なし なし
		78 高IgM症候群	あり なし
		79 IgGサルコバチニ症候群	なし なし
30	液性免疫不全を中心とする疾患		○

		80 遺伝的IgA欠損	なし	なし
		81 特異抗体産生不全症	なし	なし
		82 乳児一過性低ガンマグロブリン血症	なし	なし
		83 76から82までに掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患	なし	なし
31	免疫調節障害	84 チエティック・東(Chédiak-Higashi)症候群	なし	なし
		85 X連鎖リノバ増殖症候群	なし	なし
		86 84及び85に掲げるもののほかの、免疫調節障害	なし	なし
		87 重症先天性好中球減少症	なし	なし
		88 周期性好中球減少症	なし	なし
		89 87及び88に掲げるもののほかの、慢性の経過をたどる好中球減少症	なし	なし
		90 白血球接着不全症	なし	なし
		91 シュワツハマン・ダイアモンド(Shwachman-Diamond)症候群	なし	なし
		92 慢性肉芽腫症	あり	あり
		93 ミエロペルオキシダーゼ欠損症	なし	なし
		94 メンデル遺伝型マイコバクテリア感染症	なし	なし
		95 90から94に掲げるもののほかの、白血球機能異常	なし	なし
33	自然免疫異常	96 免疫不全を伴う無汗性外耳葉形成異常症	なし	なし
		97 IRAK4欠損症	なし	なし
		98 MyD88欠損症	なし	なし
		99 慢性皮膚粘膜カンジダ症	なし	なし
		100 96から99に掲げるもののほかの、自然免疫異常	急性クリーピ	なし
		101 高IgD症候群(メハロン酸チナーゼ欠損症)	なし	なし
		102 受容体関連周期性症候群	なし	なし
		103 早期発症型炎症性腸疾患	なし	なし
		104 慢性再発性多発性骨髓炎	なし	なし
		105 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	なし	なし
		106 中條・西村症候群	なし	なし
		107 10から106に掲げるもののほかの、自己炎症性疾患	なし	なし
35	先天性補体欠損症	108 先天性補体欠損症	なし	なし
		109 慢伝性血管性浮腫(C1インヒビターアミダ症)	なし	なし
		110 108及び109に掲げるもののほかの、先天性補体欠損症	なし	なし
		111 好酸球増加症	あり	あり
		112 慢性活動性EBウイルス感染症	あり	あり
		113 後天性免疫不全症候群	あり	あり
39	慢性移植片対宿主病	114 慢性移植片対宿主病	あり	あり

表 14-10：神経・筋疾患における起こり得る死因およびガイドラインの有無

「疾病、障害及び死亡の統計分類」改		研究班提案										診断基準・治療指針	
		参考											
1 乳児重症ミオクロニーーんかん	1 乳児重症ミオクロニーーんかん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
2 点頭てんかん(West症候群)	2 点頭てんかん(West症候群)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	あり
3 レノックス・ガストー(Lennox-Gastaut)症候群	3 レノックス・ガストー(Lennox-Gastaut)症候群	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
4 結節性硬化症	4 結節性硬化症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	あり
5 亜急性硬化性全脳炎	5 亜急性硬化性全脳炎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	あり
6 先天性無痛無汗症	6 先天性無痛無汗症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	あり
7 レット(Rett)症候群	7 レット(Rett)症候群	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	なし
8 カナバ(Canavan)病	8 カナバ(Canavan)病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	なし
9 アレキサンダー(Alexander)病	9 アレキサンダー(Alexander)病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	なし
10 ペリツェウス・メルツバッヘル(Pelizaeus-Merzbacher)病	10 ペリツェウス・メルツバッヘル(Pelizaeus-Merzbacher)病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	なし
11 先天性ミオバチー	11 ミオチューブラーミオバチー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
	12 先天性筋線維型不均等症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
	13 ネマリンミオバチー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
	14 セントラルコア病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
	15 マルチコア病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
	16 ミニコア病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
	17 11から16に擧げるもののほかの、先天性ミオバチー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
12 先天性筋ジストロフィー	18 福山型先天性筋ジストロフィー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	なし
	19 メロシン欠損型先天性筋ジストロフィー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
	20 ウルリヒ型先天性筋ジストロフィー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	あり	なし
13 色素性乾皮症	21 色素性乾皮症	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
14 ウエルナー(Werner)症候群	22 ウエルナー(Werner)症候群	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし

第10表 神経・筋疾患 (改定案)

表 14-11：慢性消化器疾患における起こり得る死因およびガイドラインの有無

「疾病、障害及び死亡の統計分類」改 研究班提案		学会公認・厚労科研 班作成ガイドライン	
		診断基準	治療指針
高アノモニア血症	参考		
代謝性アシドーシス			
循環血液量減少性ショック			
副腎不全			
低栄養			
低血糖			
重篤な中枢神経障害			
呼吸不全			
けいれん			
肝不全			
腎不全			
大動脈瘤及び解離			
脳血管障害			
心不全			
不整脈及び伝導障害			
糖尿病			
悪性貧血			
悪性新生物			
敗血症			
(大分類)疾患名		(細分類)疾患名	
1 先天性吸収不全症		1 乳糖不耐症	
		2 ショ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症	
		3 先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症	
		4 エンテロキナーゼ欠損症	
		5 アミラーゼ欠損症	
		6 リバーゼ欠損症	
2 微絨毛封入体病		7 微絨毛封入体病	
3 腸リンパ管拡張症		8 腸リンパ管拡張症	
4 周期性嘔吐症		9 周期性嘔吐症	
5 自己免疫性腸炎		10 自己免疫性腸炎	
6 原発性硬性胆管炎		11 自己免疫性肝炎	
8 体質性黄疸		12 原発性硬性胆管炎	
9 肝内胆汁つつ滞症性疾患		13 クリグラー・ナジャー(Crigler-Najjar)症候群	
		14 胆道閉鎖症	
		15 アラジール(Alagille)症候群	
		16 肝内胆管減少症	
		17 進行性家族性肝内胆汁うつ滞症	
		18 先天性多発肝内胆管拡張症(カロリ(Caroli)病)	
		19 先天性胆道拡張症	
10 先天性肝線維症		20 先天性肝線維症	
11 肝硬変症		21 肝硬変症	
12 門脈亢進症		22 門脈亢進症(Banti)症候群を含む)	
			消化管出血

第11表 慢性消化器疾患（改定案）

【資料 1】小児慢性特定疾患の医療費助成の対象疾患及び対象者の考え方

(平成 24 年 11 月 5 日開催 専門委員会資料より)

小児慢性特定疾患の医療費助成の対象疾患及び対象者の考え方

○医療費助成の対象疾患については、医学的知見に基づき、

- ① 慢性に経過する疾患であるか
- ② 生命を長期にわたって脅かす疾患であるか
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか

を考慮して選定。

○医療費助成の対象者については、

対象者は、上記対象疾患に罹患している児童のうち、症状の程度が一定以上である児童。

14

【資料 2】小児慢性特定疾患児の一人当たり医療費

(平成 24 年 11 月 5 日開催 専門委員会資料より)

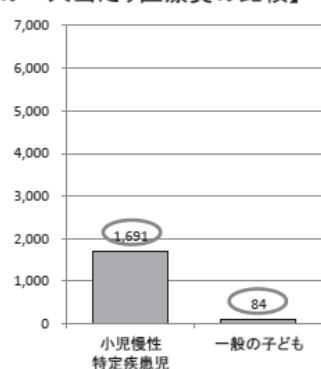
【④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか】

小児慢性特定疾患児の一人当たり医療費

子ども全体(0~19才)の一人当たり平均年額医療費(約8万円)と比べ、小児慢性特定疾患児の一人当たり平均年間医療費は約169万円と約20倍である。

また、悪性新生物の入院(約659万円)など、非常に多額の医療費がかかる疾患もある。

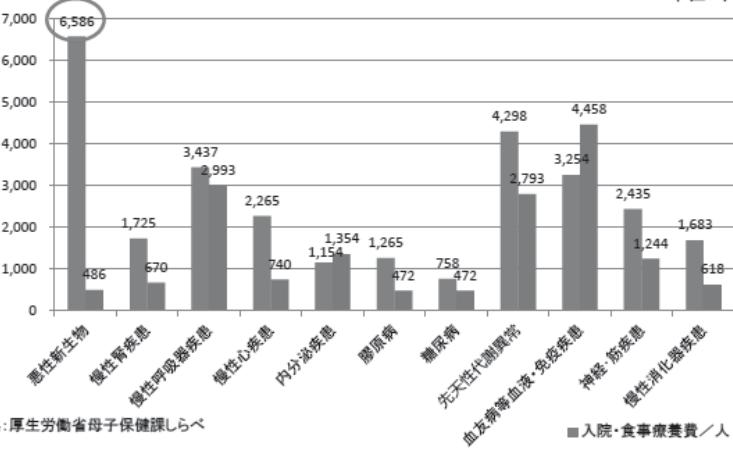
【小児慢性特定疾患児と子ども全体の一人当たり医療費の比較】



出典:平成21年度国民医療費
厚生労働省母子保健課しらべ
平成23年 人口動態調査

【入院・通院、疾患群別一人当たり医療費】

単位:千円



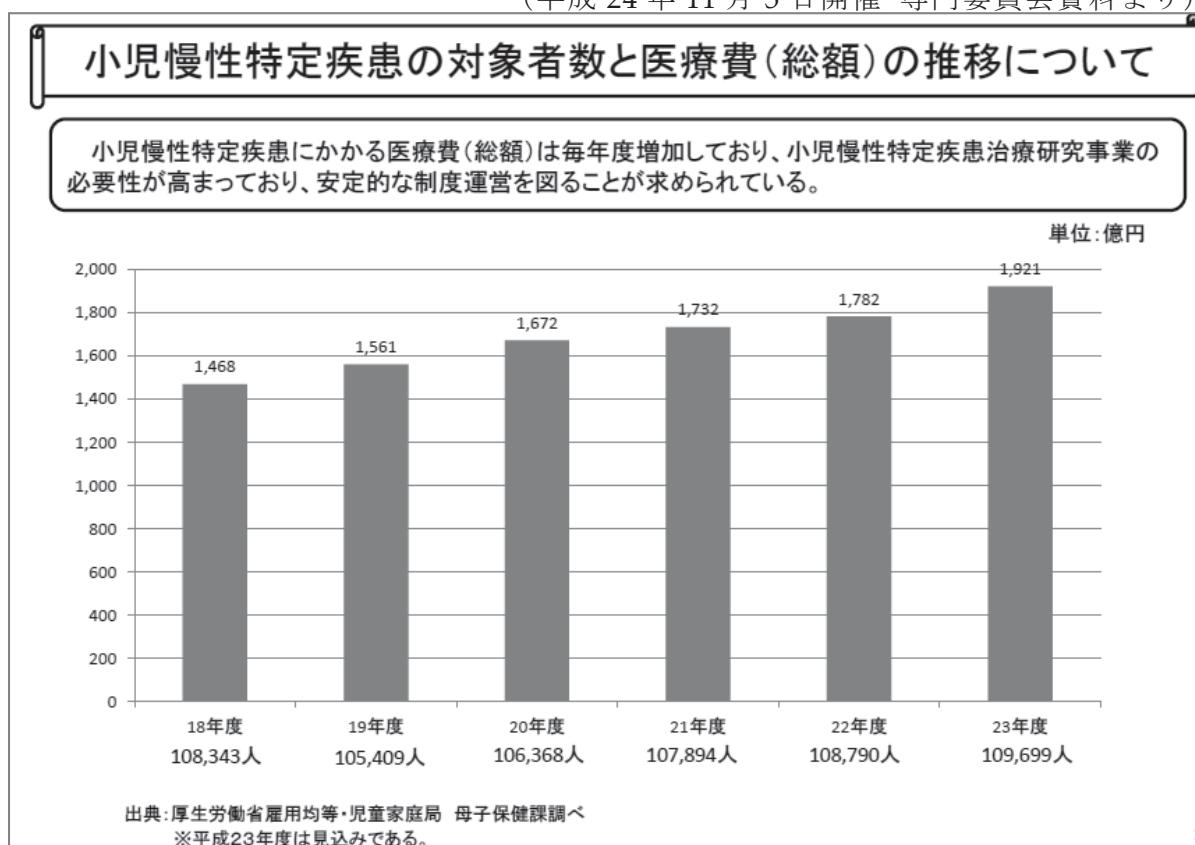
出典:厚生労働省母子保健課しらべ

※入院とは1年間のうちに入院したことのある者の通院を含めた医療費、通院とは入院

のなかった者の医療費である

22

【資料3】小児慢性特定疾患の対象者数と医療費（総額）の推移について
(平成24年11月5日開催 専門委員会資料より)



【第1表：悪性新生物】

平成17年の法制化時に、一部の小児がんが悪性新生物疾患群の対象疾患に定められた。これらの疾患について、法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件を満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

① 慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降7年の経過で、画期的な治療法の開発などの医療の進歩により、慢性経過をとどらなくなった疾患はない。小児がんの長期の予後や有害事象に関しては、現在厚生労働科学研究班や日本小児血液・がん学会の悉皆登録などを通じて研究が進んでおり、治療終了後30年の二次がん発症など、慢性期の病態に関する知見が集積されつつある。しかしながら法制化以降の医学の進歩や新知見の発見による有意な慢性経過の改善はみられていない。

② 生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

腫瘍の晚期再発、治療後遠隔期の心肺機能不全の発症、内分泌障害、さらには二次がん発症など、致死的な経過に関するデータなども集積されており、小児がんが長期にわたって生命を脅かす疾患であることは明らかである。また、法制化以降7年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

小児がんで治療を受けた児は、心不全の進行や、肺機能障害、原発病巣の切除に伴う臓器機能不全、内分泌障害などの有害事象が多くの症例でみられ、これらの治療と管理のために定期的に医療機関を受診する必要があったり、運動制限をはじめとして、学校行事への参加の制限なども余儀なくされることが少なくない。法制化以降7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上がみられた疾患はない。

④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

小児がんの一次治療終了後も、再発防止のために長期にわたる薬物療法や定期的な画像診断による再発、転移の評価を必要とし、高額の医療費負担を要する。これらの問題は、法制化後の医療レベル、診療技術の進歩などにより改善された疾患はない。

以上より、悪性新生物疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き4要件を満たすと考えられた。

(悪性新生物 担当：黒田 達夫)

【第2表：慢性腎疾患】

平成17年の法制化時に、次の疾患群が慢性腎疾患群の対象疾患に定められた。

腎炎・ネフローゼ：

遺伝性腎炎、急速進行性糸球体腎炎の病変を示す慢性腎炎、紫斑病性腎炎、巢状糸球体硬化症、ネフローゼ症候群、微少変化型ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性増殖性糸球体腎炎、IgA腎症など

腎又は尿路の異常：

アミロイド腎、萎縮腎、家族性若年性ネフロン癆、ギテルマン(Gitelman)症候群、巨大水尿管症、グッドパスチャー(Goodpasture)症候群、腎血管性高血圧、腎静脈血栓症、腎動脈瘤、腎動脈狭窄症、腎尿細管性アンドーシス、腎囊胞、腎の奇形等による腎機能障害、腎の無発生、低形成、無形性又は異形成、腎又は腎周囲膿瘍、腎又は尿路結石、水腎症、多発性囊胞腎、尿路の奇形、位置異常又は腫瘍による腎機能障害、尿路閉塞性腎機能障害、バーター(Batter)症候群、慢性間質性腎炎、慢性腎孟腎炎

これらの疾患について、法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩と合せ、現在もなお小児慢性特定疾患の要件を満たしているか、満たしているとすればどのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患に対しては、法制化以降7年の経過で、画期的な治療法の開発など医療の著明な進歩はなく、依然、慢性の経過をたどり得る疾患ばかりである。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

腎炎・ネフローゼは、微少変化型ネフローゼ症候群を除き、いずれも「腎不全」が起こり得る、いわば生命を長期にわたって脅かす疾患である。微少変化型ネフローゼ症候群は腎死の恐れはないが、再発を繰り返し、電解質・体液バランスの異常をきたし、死に至る恐れがある。腎又は尿路の異常のうち、腎又は尿路の奇形は軽症例もあるため、「腎機能低下がみられるもの」という基準が明確にされている。腎又は尿路の異常のうち、腎又は尿路の奇形以外は、いずれも「腎不全」が起こり得る、いわば生命を長期にわたって脅かす疾患である。法制化以降7年の経過で、いずれの疾患においても劇的に予後が改善した治療法の開発はない。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

腎不全への進行を予防するために腎機能の推移を的確に把握し、同時に起こり得る電解質・体液バランスの補正も含め、適切な薬物の種類や量を設定する必要があり、定期的に医療機関を受診することが余儀なくされる。微少変化型ネフローゼ症候群は再発の予防や治療のために定期的な受診が必要であり、治療に用いる副腎皮質ステロイド薬や免疫抑制薬の副作用（高血圧、低身長、易感染性、肥満など）により、特に学校生活の質が低下する。また、疾患そのものの進行や薬物の副作用により運動制限をはじめとして、学校行事への参加が制限されることもある。法制化以降7年の経過で、治療法の進歩により生活の質が向上した疾患はない。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

微少変化型ネフローゼ症候群以外の腎炎・ネフローゼに対しては、腎組織検査（腎生検）のほか、副腎皮質ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、抗血小板薬、降圧薬など種々の薬物療法が行われる。微少変化型ネフローゼ症候群では腎生検は行わないが、頻回再発例に対しては副腎皮質ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬などの薬物療法が長期にわたり使われる。腎又は尿路の異常は、様々な画像検査を繰り返し行う機会が多く、さらに電解質・体液バランスの異常や腎不全に対する薬物療法も必須で、継続した薬物療法が不可欠である。すべてにおいて、通常の医療より高額な医療費の負担を強いられる疾患ばかりである。

以上より、慢性腎疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き 4 要件を満たすと考えられる。

(慢性腎疾患 担当：内山 聖)

【第3表：慢性呼吸器疾患】

慢性呼吸器疾患群の対象疾患としては、旧制度においては喘息と気管支拡張症であったが、平成17年の法制化時に、気管狭窄、先天性中枢性低換気症候群、先天性肺胞蛋白症、線毛機能不全症候群（カータジエナー(Kartagener)症候群）、囊胞性線維症、本態性（特発性）肺ヘモジデローシス（血鉄症）、慢性肺疾患が追加された。

疾患の状態の程度として、喘息に関しては、①3ヶ月3回以上の大発作がある場合、②1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合、③治療で、人工呼吸管理または挿管を行う場合、さらに、平成18年4月に④概ね1ヶ月以上長期入院療法を行う場合が追加された。また、新規に追加された慢性呼吸器疾患では、治療で人工呼吸管理、酸素療法、気管切開、挿管、中心静脈栄養のうち1つ以上を行う場合（気管狭窄、先天性中枢性低換気症候群、慢性肺疾患）、疾患による症状がある場合（線毛機能不全症候群、先天性肺胞蛋白症、囊胞性線維症、本態性肺ヘモジデロージス）、気管支炎や肺炎を繰り返す場合（気管支拡張症）の対象基準が設けられた。

これらの疾患について、法制化後の診断基準・治療指針に関するガイドライン、ネルソン小児科学や学術論文等を確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件を満たしているかどうか、満たしているとすればどのように満たされているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

喘息に関しては、治療・管理ガイドラインが発刊され、吸入ステロイドなど抗炎症療法が広く用いられるようになり、症状のコントロールは良好になってきた。しかしながら、これらは、あくまでも症状をコントロールする治療であり、治癒に至るものではなく、治療を中断すれば症状が再燃するよう慢性の経過をたどり得る疾患である。一方、法制化時に追加された疾患においては、人工呼吸器や在宅酸素機器の進歩やその管理法の発展、診断技術の向上は見られるものの、法制化以降7年の経過で慢性経過をたどらなくなつた疾患はない。現在もなお、いずれも慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

喘息および法制化時に追加された疾患は、「急性あるいは慢性気道閉塞や換気障害による呼吸不全」、「大量出血や右心不全」が起こり得る。いわば死に直結する可能性のある疾患である。喘息に関しては、ガイドラインの普及により喘息死は著減しているものの軽症であっても急激な喘息発作にて死亡にいたる症例も見られる（喘息死委員会調査）。それ以外の疾患においては、酸素飽和度モニターの普及、抗菌薬や呼吸管理法の進歩により予後は改善しているが、経過中の突然死や進行する呼吸不全で死亡する疾患もあり、法制化以降7年の経過で、治療法の改善により劇的に治癒する疾患はない。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患有する児は、気道狭窄や換気障害による呼吸不全を予防するために、適切な薬物量の設定や、気管カニューレの管理、人工呼吸器の設定のために定期的に医療機関を受診する必要がある。また、気道感染により急激な呼吸不全に陥ることがあり、定期外の救急受診も頻繁に必要となることが多い。気道狭窄や換気障害の持続や、進行する呼

吸不全に加えて、基礎疾患を有することも多く、運動制限をはじめとして学校行事への参加制限、さらには日常生活の介助なども余儀なくされることがある。法制化以降7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上が見られた疾患はない。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

薬物療法、ネブライザーなどの吸入機器、酸素飽和度モニター機器、在宅酸素療や人工呼吸器などの治療、呼吸不全の進行の有無を評価するために必要な種々の呼吸機能検査や画像評価については高額を要する。また、呼吸器感染症によりしばしば急性発作や呼吸不全を来たし定期外救急受診や入院治療を必要とすることも多い。このように、小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費助成を受けている慢性呼吸器疾患患者にかかる医療費は健常児に比べて高額である。

以上より、慢性呼吸器疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き4要件を満たすと考えられた。

(慢性呼吸器疾患 担当：荒川 浩一)

【第4表：慢性心疾患】

平成17年の法制化時に、心臓および血管の形態異常（冠動脈の異常、心臓球又は心中隔の異常、大血管の転位等形態異常、弁及び血管の異常）、不整脈（刺激伝導系異常）、狭心症、心筋梗塞、心膜炎・心臓腫瘍、特発性心筋症、慢性心不全（慢性肺性心を含む）などが慢性心疾患群の対象疾患に定められた。

これらの疾患の治療、予後にインパクトを与えた近年の進歩としては、ハイブリッド手術の有効性、先天性心疾患へのMRIの有効性、小児心筋疾患、特に急性心筋炎でのECMO（体外循環）の有効性と予後改善が挙げられる。また、多くの疾患において、診断・治療に関するガイドラインも日本循環器学会や日本小児循環器学会により作成され診断・治療の標準化が進んだ。法制化以降のこれらの進歩に照らして、告示疾患等を「技術的整理」した小児慢性特定疾患治療研究班案に掲載されている疾患について、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件を満たしているかどうか、満たしているとすればどのように満たしているかを、以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降7年の経過で、小児の慢性心疾患においては、画期的な治療法の開発などの医療の進歩はなく、慢性経過をたどらなくなつた疾患はない。現在もなお、いずれも慢性の経過をたどる疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

慢性心疾患は、いずれにおいても、「致死性不整脈」「心不全の進行による心停止」が起こり得る、いわば死に直結する可能性のある疾患である。しかし、法制化以降7年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

最も強調したいのは、心臓手術によって心疾患が「完全に治癒する」ということはないことがある。人工心肺を装着して、体温を低下させ、心停止を行い、心房切開をして、最後に心房切開個所の縫合を行い、人工心肺から離脱する過程で、心臓になんらかの「異常」が残る。特に心房切開と切開部の縫合による心房心筋の障害部位が、心房頻拍の基質となって、頻拍発作を起こすことが判明している。血行動態の異常が残存する場合、この頻拍発作は死因となり得る。また、ファロー四徴の術後では肺動脈弁不全による右室拡大、心室頻拍、両心室不全がおこる。特に、心室頻拍は突然死の原因が注目されている。

手術適応のない心房中隔欠損、心室中隔欠損も、長いスパンで考えると、大きな問題が残されている。心房中隔欠損では、加齢とともに欠損孔の増大と肺高血圧頻度の増加、若年者の奇異性血栓による脳梗塞の問題がある。心室中隔欠損では、動脈硬化が及ぼす短絡率增加の可能性が残っている。

これらのように、手術した心疾患でも治癒になっていないこと、手術適応でなかつた疾患でも新たな問題の発現があるため、生命を長期にわたって脅かす疾患であることは明らかである。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患有する児は、心不全の進行や、頻脈性不整脈による急性心不全、心停止を予防するため、適正な薬物量の設定のために定期的に医療機関を受診する必要があり、手術後も心不全が改善しきれないこともあります、運動制限をはじめとして、学校行事へ

の参加の制限なども余儀なくされる。法制化以降 7 年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上がみられた疾患はない。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

薬物療法、手術後心不全の進行の有無を評価するために必要な心臓超音波検査、心臓カテーテル検査、心臓 CT、心臓 MRI、致死性不整脈の有無を評価するためのホルタ一心電図検査については高額を要するものである。このため、慢性心疾患により小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常人に比べて高額である。

以上より、慢性心疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き 4 要件を満たすと考えられた。

(慢性心疾患 担当：賀藤 均)

【第5表：内分泌疾患】

小児慢性特定疾患の以下の4要件について検討した結果を疾患別に示す（疾患名の後の（ ）内は担当者名）。

その結果、法制化された平成17年以降の医学の進歩にもかかわらず、検討したすべての疾患は、引き続き4要件を満たすと考えられた。

調査した4項目（4要件）

- ① 慢性に経過する疾患であるか
- ② 生命を長期にわたって脅かす疾患であるか
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか

○下垂体機能低下症（田中 敏章）

成人身長に達してからも、成長ホルモンは蛋白・脂質・糖代謝に働いているため、下垂体機能低下症で重症の成長ホルモン分泌不全がある場合には、一般成人死亡率の2倍であると報告されていた。従って成長ホルモンの補充が世界的には行われていたが、わが国では平成17年の時には、まだ成長ホルモン治療が認められていなかった。しかし、平成18年4月に、成人身長に達してのちも成長ホルモン治療が認められた（成人成長ホルモン分泌不全（重症に限る）への効能・効果追加）。

- ① 特発性でも器質性でも、下垂体ホルモンの分泌低下になると回復しないので、一生涯のホルモン補充が必要である。
- ② ACTH 分泌不全による副腎皮質ホルモン分泌低下は、適切な補充療法およびストレス時の増量が行われなければ、副腎不全によるショック状態に陥り、生命を脅かす。
- ③ TSH 分泌不全による甲状腺機能低下症は、寒がり、便秘、動作緩慢などの症状、gonadotropin 分泌不全による性腺機能低下症は、二次性徴の成熟不全、性欲低下などの症状、ACTH 分泌不全による副腎機能低下症は、ショックなどの重篤な症状、成長ホルモン分泌不全は、易疲労性、活動意欲低下、動脈硬化促進など、いずれも生活の質を低下させる。
- ④ 障害ホルモン補充療法が必要なので負担が継続し、特に成長ホルモン、リコンビナント FSH は高額で、負担が大きい。

○下垂体性巨人症（異所性成長ホルモン(GH)産生腫瘍）（田中 敏章）

下垂体性巨人症の薬物療法は、ソマトスタチン誘導体の注射またはドパミン作動薬の経口投与であったが、平成19年3月に成長ホルモン受容体拮抗薬（ペグビソマント）の毎日の自己注射が認められた。それによって難治例でのコントロールに改善が期待できるようになったが、診療が一変したわけではない。

- ① 下垂体腫瘍によるもので、手術が第一選択であるが、完全に取りきれない場合も多く、その場合には、生涯の内科的治療が必要となる。
- ② 下垂体巨人症の症状として、頭痛・発汗・視野狭窄・耐糖能異常などが知られており、また腫瘍による圧迫や、手術後に下垂体機能低下症に陥ることも稀でない。その場合には、副腎不全などの生命を脅かす状態に陥ることもある。また腫瘍の増大

により、頭蓋内圧亢進などを引き起こすこともある。

- ③ 頭痛・発汗・視野狭窄などの症状は、生活の質を低下させる。また二次性の下垂体機能低下症による症状（下垂体機能低下症の項参照）も、生活の質の低下を招く。
- ④ 完璧に手術で除去できなかった場合の薬物療法は高価で、長期の治療による経済的負担は大きい。

○先端巨大症（末端肥大症）（田中 敏章）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。症状および治療効果としては、下垂体性巨人症と同様なので、同項目を参照されたい。

○成長ホルモン分泌不全性低身長症（田中 敏章）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 低身長は、成長ホルモン治療によっても容易には改善されない。成長科学協会の集計でも、治療終了後の平均成人身長は男子 160.3cm (N=649, 平均治療期間 5.3 年)、女子 147.8cm (N=552, 平均治療期間 5.1 年) である。長期の継続的な治療か、必要である。
- ② 重症の成長ホルモン分泌不全症では、乳幼児期に低血糖症を引き起こす可能性があり、適切に治療されないと、痙攣・知能障害などが起こる。他の下垂体ホルモンの分泌不全を伴っている場合には、副腎不全によるショック死も起こり得る。
- ③ 低身長はいじめなどの原因になり得る。低身長による QOL の低下および治療による改善も、報告されている。また低身長と共に思春期の遅れなども、QOL を低下させる場合も多い。
- ④ 成長ホルモンは、世界的な比較でも日本では薬価が高く、長期にわたって経済的負担が大きい。

○成長ホルモン不応症候群（ラロン(Laron)型小人症）（田中 敏章）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 低身長の程度は、成長ホルモン分泌不全性低身長症よりももっと重症で、早期に治療を開始しても治療によってもなかなか改善されない。
- ② 乳幼児期に低血糖を呈する可能性があり、またソマゾン (IGF-I) による治療においてもその薬理作用により低血糖発作を引き起こす可能性がある。
- ③ 低身長の程度は重篤なので、QOL の低下も著しい。
- ④ ソマゾンも高価な治療で、長期に渡る治療が必要で、経済的負担が大きい。

○高プロラクチン血症（異所性プロラクチン(PRL)産生腫瘍／プロラクチン分泌過剰症）

法制化以降の7年の経過で、内科治療薬の開発（カベルゴリンなど）、外科手術法の進歩（内視鏡的手術）がみられるが、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① プロラクチン分泌過剰症は、脳下垂体腫瘍によるものや視床下部障害によるもの、薬剤性などがあり、手術や原因薬剤除去によって治癒が果たせない場合は、長期にわたり内服治療が必要である。
- ② 下垂体卒中を伴ったり他の下垂体ホルモン分泌不全を伴った場合、生命予後が不良となり得る。下垂体ホルモン分泌不全では、ACTH 分泌不全による副腎皮質ホルモ

ン分泌低下は、適切な補充療法およびストレス時の增量が行われなければ、副腎不全によるショック状態に陥り、生命を脅かす。

- ③ 乳汁漏出が続く他、性腺機能低下を併発し、生活の質を低下させ、不妊の原因となる。脳下垂体腫瘍の伸展によっては失明の危険もある。外科的治療により治癒しなかった場合は、長期にわたり内科治療が必要となる。
- ④ 内科的治療が継続する場合、医療費負担が長期に継続する。

○ADH 不適合分泌症候群（抗利尿ホルモン(ADH)分泌異常症(SIADH)）（有阪 治）

法制化以降の7年の経過で、ホルモン拮抗薬の開発 (Schrier RW, et al. Tolvaptan, a selective oral vasopressin V2-receptor antagonist, for hyponatremia. N Engl J Med 2007) が行われているものの、小児での効果と安全性はまだ確認されておらず、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 原疾患の改善とともに軽快する例もあるが、再発する例や、中枢神経系の先天異常などを原因とする場合には、新生児期から一生涯の慢性経過をとる。
- ② 電解質異常の悪化や、治療に伴う合併症により、重篤な脳障害をきたすことがあり、ときには致死的となる。
- ③ 食欲不振、頭痛、嘔気、脱力感などの本疾患の症状により生活の質が低下する。治療の基本である水分制限は患児の負担になり、また電解質異常の程度が強い場合には入院での水分管理が必要となるので、本疾患は長期にわたって生活の質を低下させることになる。
- ④ 重症例や再発例では、外来治療以外に入院治療も必要となり、また、本疾患の原因疾患に対する治療も必要となることから、長期にわたって高額な医療費の負担が続く。

○中枢性尿崩症（有阪 治）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症年齢はさまざまであるが、発症後に根治、軽快することではなく慢性の経過をとる。
- ② 多飲、多尿のため食欲減退、全身倦怠感がみられる。何らかの原因で水分摂取が不可能になると急速に高張性脱水に至り、意識障害やけいれんをきたし、ときに致死的な経過をとる。下垂体性尿崩症の原因となる脳腫瘍などの原疾患も生命予後に影響する。
- ③ 多尿症状に対して、薬物（抗利尿ホルモン）を用いた毎日の厳格な水分管理は患者に負担になり、また不適切な治療により水中毒の危険性もあり、生活の質は低下する。脳腫瘍などの原疾患に対する治療およびその後遺症は、長期にわたって生活の質を低下させる。
- ④ 薬物療法による厳格な水分管理を継続的に行い、電解質異常による合併症を予防し、さらに下垂体性尿崩症をきたす脳腫瘍などの原疾患に対する治療を行うためには、長期にわたって高額な医療費の負担が必要である。

○腎性尿崩症（有阪 治）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 多くは新生児期に発症し、根治、軽快することなく、一生涯の経過をとる。

- ② 多尿による高度な高張性脱水は脳障害の原因となり、重篤な神経学的後遺症を残すことがある。また、尿量増加を原因とする水腎症から腎機能荒廃をきたすことがあり、生命を長期にわたって脅かす疾患である。
- ③ 持続する多尿は成長障害の原因となり、治療の基本である塩分・蛋白制限も不適切に行われれば成長障害をきたす。治療不良の場合は多飲・多尿となり、生活の質を著しく低下させる。
- ④ 適切な水分管理を行い、合併症・後遺症を予防しながら正常な成長発育を保つためには、長期間にわたって、外来あるいは入院での検査・治療が必要であり、高額な医療費の負担が必要となる。

○甲状腺機能亢進症（バセドウ(Basedow)病)

法制化以降の7年間で、診断、治療、予後が劇的に変わった疾患とはいえない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。本邦では小児には薬物治療が第一選択とされることが多いが、副作用の多い薬剤であり、継続困難になった場合には手術による切除や放射性ヨード（本邦では小児に使用される例は著しく希であるが）による治療を実施する。薬物療法は数年の継続のうちに中止可能な例もあるが、小児では再発も多く、大部分は長期にわたる治療を必要とする。
- ② 「甲状腺クリーゼ」という致死率の高い状態になることがあり、長期にわたって生命を脅かす疾患である。また致命的な不整脈をきたすこともある。
- ③ 甲状腺ホルモン過剰の状態においては運動制限が必要である。薬物治療を行っている場合、毎日の確実な服薬を必要とする。薬物療法に用いる抗甲状腺薬は無顆粒球症や劇症肝炎を起こすことがあるため、発熱時には必ず受診し血液検査をしないといけないなどの生活の質を低下させる事象をきたしやすい。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○甲状腺機能低下症（甲状腺刺激ホルモン(TSH)欠乏(欠損)症／甲状腺刺激ホルモン分泌低下症）

法制化以降の7年間で、診断、治療、予後が劇的に変わった疾患とはいえない。

- ① 原因は先天性と後天性があるが、いずれも慢性に経過する疾患である。原則として治癒しない。
- ② 甲状腺刺激ホルモン分泌低下症による甲状腺ホルモンの不足状態は適切な補充治療を実施されなければ心機能の低下をきたし生命を脅かす。
- ③ 甲状腺刺激ホルモン分泌低下症に対する甲状腺ホルモンの補充療法は原発性甲状腺機能低下症に対してのそれと比べ適量を設定することが難しく、ホルモンの不足による症状（浮腫、寒がり、不活発、便秘症など）や過剰による症状（心悸亢進、精神症状、暑がり、発汗過多、下痢など）をみることがあり生活の質を低下させる。
- ④ 治癒は見込めないため長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○先天性甲状腺機能低下症

法制化以降の7年間で、診断、治療、予後が劇的に変わった疾患とはいえない。

- ① 慢性に経過する疾患である。先天性であり治癒しない。
- ② 甲状腺刺激ホルモン分泌低下症による甲状腺ホルモンの不足状態は適切な治療を実施されなければ心機能の低下をきたし生命を脅かす。

- ③ ホルモンの不足による症状（浮腫、寒がり、不活発、便秘症など）や過剰による症状（心悸亢進、精神症状、暑がり、発汗過多、下痢など）をみることがあり生活の質を低下させる。また3歳までの治療が十分でないと永続的な知的障がいを残すことと、小児の治療不適切例は低身長の原因となる。毎日の確実な服薬を必要とする。投与量の調節のために頻回の血液検査を必要とする。
- ④ 治癒は見込めないため長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○先天性甲状腺ホルモン不応症

- 法制化以降の7年間で、診断、治療、予後が劇的に変わった疾患とはいえない。
- ① 慢性に経過する疾患である。先天性であり治癒しない。
 - ② 小児期から診断される患者は、甲状腺ホルモンに対する不応性の強い症例であり、甲状腺ホルモン作用不足状態は適切な治療を実施されなければ心機能の低下をきたし生命を脅かす。また、本疾患では血中甲状腺ホルモンレベルが上昇しているにも関わらず末梢組織での甲状腺ホルモン作用は減弱しているのが特徴であるが、心筋に対しては甲状腺ホルモン作用がむしろ強く感じる患者さんもおり、こうした患者さんでは高拍出性の心不全をきたすことがある。
 - ③ 有効な治療方法と治療の目安については確立されていない。ホルモンの不足による症状（浮腫、寒がり、不活発、便秘症など）や過剰による症状（心悸亢進、精神症状、暑がり、発汗過多、下痢など）をみることがあり生活の質を低下させる。
 - ④ 治癒は見込めないため長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○腺腫様甲状腺腫

- 法制化以降の7年間で、診断、治療、予後が劇的に変わった疾患とはいえない。
- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。外科的に切除されなければ原則として治癒しない。外科的に切除した場合、術後甲状腺機能低下症および副甲状腺機能低下症となるおそれがあり、リスクベネフィットを考慮した手術適応となる。
 - ② 良性腫瘍であり腫瘍の浸潤、遠隔転移をきたすことはないが、巨大になったものは気管の圧迫をきたし窒息による生命を脅かすこととなる。
 - ③ 手術以外の手段により症状が改善することがなく気道圧迫するほど巨大化したものでなくとも頸部の違和感が持続する。また悪性腫瘍との鑑別が困難な場合には繰り返しの穿刺吸引細胞診などの侵襲的な検査を行う必要があり、生活の質を低下させる原因となる。
 - ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○副甲状腺機能亢進症（大蔵 恵一）

- 法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。
- ① 外科的処置等がなければ、自然軽快はしない疾患である。ほとんど治療を要しない軽症例から、腫瘍性の進行をきたすものまで重症度の幅は大きい。
 - ② 有症状期に適切に医療が行われなければ、骨折、肺炎、消化管潰瘍などのリスクが上昇し、生命を脅かす。
 - ③ 重症例では、高カルシウム血症から、尿路結石、骨粗鬆症を合併する。重症例では、手術により副甲状腺腫が摘出され、治癒させ得る場合もある。
 - ④ 病型により、長期にわたって高額な医療費の負担が続く場合がある。

○副甲状腺機能低下症（大菌 恵一）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。根治は望めず、ビタミンDの服用が必要である。
- ② 低カルシウム血症が重度となると、痙攣がおき、適切に対処しなければ予後不良となる。
- ③ 低カルシウム血症が重度で、点滴治療が必要な場合があり、入院が必要となることがある。痙攣を反復して、てんかんを合併する事もあり、生活の質を低下させ得る。
- ④ 長期にわたって医療費の負担が続く疾患である。今後、PTH製剤が標準治療となれば、医療費はさらに高額となる。

○自己免疫性多内分泌腺症候群（シュミット(Schmidt)症候群）（長谷川 奉延）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患であり、根治しない。
- ② 本症候群による副腎皮質機能低下は副腎クリーゼを、また1型糖尿病は糖尿病性ケトアシドーシスをきたすことがあり、生命を脅かす疾患である。
- ③ 糖尿病に対し生涯インスリン治療を必要とする。また月一回の定期的外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 副腎皮質機能低下、1型糖尿病、甲状腺機能低下症に対して生涯補充療法を必要とし、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○偽性副甲状腺機能低下症（大菌 恵一）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。根治は望めず、ビタミンDの服用が必要である。
- ② 低カルシウム血症が重度となると、痙攣がおき、適切に対処しなければ予後不良となる。
- ③ 低カルシウム血症が重度で、点滴治療が必要な場合があり、入院が必要となることがある。痙攣を反復して、てんかんを合併する事もあり、生活の質を低下させ得る。低身長や発達遅滞を合併する場合もあり、この事も生活の質の低下につながる。
- ④ 長期にわたって医療費の負担が続く疾患である。

○クッシング(Cushing)症候群（長谷川 行洋）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、数年、慢性に経過する疾患である。一部の症例では手術による根治が数年後に得られるが、多くは、根治しないあるいは、手術の合併症を生涯にわたって認める。
- ② 血圧が高値、電解質異常が重度の場合、生命を脅かす疾患となる。
- ③ 手術による入院が必要となることがある。手術を要さない症例でも、肥満、骨粗鬆症を合併しやすく、重症例では月一回以上の外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○慢性副腎皮質機能低下症(副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)欠乏(欠損)症)(長谷川 行洋)

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。原則として根治しない。
- ② ストレス下に適切な時期に、的確な治療がされない場合は、ショックとなり、生命を脅かす状態となる。
- ③ 日常生活内で易疲労性、発熱を月1-2回以上認め、自宅での経口薬をもちいた治療で改善しない場合は外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○アルドステロン症(原発性アルドステロン症(コン(Conn)症候群))(長谷川 行洋)

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。一部の症例では手術による根治が数年後に得られるが、手術療法が選択とならない症例では内服治療が終生、必要となる。
- ② 血圧が高値、電解質異常が重度の場合、生命を脅かす疾患となる。
- ③ 手術による入院が必要となることがある。手術を要さない症例でも、重症例では月一回以上の外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○リドル(Liddle)症候群(田島 敏広)

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、原則として根治することなく、根本的な治療は現在まで知られていない。
- ② 血圧が高値、電解質異常が重度の場合、頭蓋内出血など生命を脅かす疾患となる。
- ③ 高血圧コントロール不良、高血圧合併症により入院が必要となることがある。重症例では月一回以上の外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○低アルドステロン症(レニン分泌異常)(長谷川 行洋)

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。一部の症例では症状の改善がみられる。
- ② 乳幼児期には、脱水に陥りやすく、適切な時期に、的確な治療がされない場合は、ショックとなり、生命を脅かす状態となる。
- ③ 重症例、特にでは、脱水、電解質異常のため、外来通院、入院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○偽性低アルドステロン症(田島 敏広)

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 軽症型は小学生以降に軽快することがあるが、重症例では原則として根治することなく、根本的な治療は現在まで知られていない。
- ② 長期にわたって塩喪失症状、呼吸器症状を反復し、有症状期に適切に医療が行われなければ生命を脅かす。
- ③ 重症例では嘔吐、脱水、栄養障害、呼吸障害により、年に数回の1-2週の入院が必要となる。重症こうした症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾

患である。

- ④ 外来、入院治療は重症例では年数回におよび、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○先天性副腎皮質過形成症（田島 敏広）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。原則として根治しない。一部の症例では手術による外性器・内性器の矯正、性腺の摘出も必要になり、精神的負担が重なる。
- ② ストレス下に適切な時期に、的確なステロイド治療がされない場合は、ショックとなり、生命を脅かす状態となる。また血圧が高値、電解質異常が重度の場合、頭蓋内出血など生命を脅かす疾患となる。
- ③ 日常生活内で易疲労性、発熱を月1-2回以上認め、自宅での経口薬をもちいた治療で改善しない場合は外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。また高血圧を示す型の場合には高血圧コントロール不良、高血圧合併症により入院が必要となることがある。重症例では月一回以上の外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○ゴナドトロピン依存性思春期早発症

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 思春期年齢・思春期開始に十分な身長が獲得できた年齢まで治療が継続するため、発病年齢によっては、治療期間が長期となる。
- ② 脳内器質性疾患によるものが珍しくなく、そのような場合は、原疾患により生命予後が脅かされることがある。
- ③ 身体発育と社会心理的発達のアンバランスが長期に継続する可能性、身長予後が低下する可能性があり、生活の質が障害される。
- ④ 有効な治療はLHRHアナログによる4週に一回の注射を継続することであり、薬剤が比較的高額であるため医療費の負担が大きい。

○ゴナドトロピン非依存性思春期早発症（緒方 勤、深見 真紀、西 美和）

- ① 本疾患は、法制化以降7年の経過で画期的な新規治療法の開発がなく、引き続き慢性経過をたどる疾患である。
- ② 本症の原因は悪性腫瘍を含む腫瘍によることが多く、それにより生命に危険を生じる。
- ③ 本症は、低年齢での二次性徴の出現、骨年齢促進に起因する最終身長の低下などにより、長期にわたる身体的・心理的問題を生じる疾患である。法制化以降7年の経過で劇的な予後の改善はない。
- ④ 本疾患では、しばしば定期的内分泌学的検査、画像検査および薬物投与が必要となり、長期にわたる医療費負担が発生する。

○エストロゲン過剰症（高エストロゲン症）（長谷川 奉延）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 慢性に経過する疾患である。根本的な治療は現在まで知られていない。

- ② 女性においては子宮がんの合併が知られており、生命を脅かす疾患である。
- ③ 男性に乳房の高度発育、低身長・性欲の低下などをきたし、さらに男性の乳房の腫大は身体的問題だけでなく、精神的問題を引き起こし生活の質を低下させる疾患である。女性においても巨大乳房・不正性器出血・子宮癌などを来たし生活の質を低下させる疾患である。
- ④ 外来における内科的治療は終了することではなく、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。女性における子宮がん発症はさらに長期にわたって高額な医療費の負担が続く。

○アンドロゲン過剰症（睾丸機能亢進症）（長谷川 奉延）

- 法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。
- ① 慢性に経過する疾患である。根本的な治療は現在まで知られていない。
 - ② 子宮内膜がんの発症リスクが高いことが知られており、生命を脅かす疾患である。
 - ③ 女性における男性化多毛、月経異常、肥満、不妊などを引き個々し、生活の質を低下させる疾患である。
 - ④ アンドロゲン作用を抑制する治療、不妊治療のために長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○低ゴナドトロピン性性腺機能低下症（ゴナドトロピン欠乏(欠損)症）

- 法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。
- ① 先天性、後天性のいずれもが治癒を期待できず、生涯にわたり改善は見込めない。
 - ② 慢性的に持続することにより、蛋白・脂質代謝を障害し、非アルコール性脂肪性肝炎から肝硬変へと進行する肝機能不全や、動脈硬化の進行を促進し、生命予後を脅かす可能性がある。
 - ③ 無治療では、二次性徴の進行不全、性生活の障害、不妊、筋量の減少や合併症を来すことにより、生活の質が低下する。治療は、内服、注射治療を長期にわたり継続する必要がある他、妊娠性を獲得するために高額な不妊治療が必要となる。
 - ④ 治療は内服・注射があるが、注射薬は比較的高額であり、不妊治療も含めると高額な医療費負担が必要となる。

○高ゴナドトロピン性性腺機能低下症（睾丸機能低下症／卵巣機能低下症）（緒方 勤、深見 真紀、西 美和）

- ① 本疾患は、法制化以降7年の経過で画期的な治療法の開発がなく、引き続き慢性経過をたどる疾患である。
- ② 原因疾患がさまざまに生命予後に関与し、クライインフェルター症候群などでは循環器疾患等による死亡率が一般集団より高いことが知られている。
- ③ 本症は、二次性徴の出現遅延、不妊などにより、長期にわたる身体的・心理的問題を生じる疾患である。法制化以降7年の経過で劇的な予後の改善はない。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：本疾患では、しばしば定期的内分泌学的検査および薬物投与が必要となり、長期にわたる高額な医療費負担が発生する。

○性分化疾患（真性半陰陽（卵精巢性性分化疾患、混合性性腺異形成症）／男性仮性半陰陽（46,XY 性分化疾患）／女性仮性半陰陽（46,XX 性分化疾患））（緒方 勤、深見 真紀）
上記疾患の調査結果は類似するため、まとめて述べる。

- ① これらの疾患は、法制化以降 7 年の経過で画期的な新規治療法の開発がなく、引き続き慢性経過をたどる疾患である。
- ② 本症は、性腺腫瘍などにより生命に危険を生じることがある。
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：本症は、外性器異常、二次性徵出現遅延、不妊、性同一性障害などにより、長期にわたる重大な身体的・心理的問題を生じる疾患である。法制化以降 7 年の経過で劇的な予後の改善はない。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：本疾患では、しばしば定期的内分泌学的検査、画像検査および薬物投与、外科的介入が必要となり、長期にわたる高額な医療費負担が発生する。

○ガストリノーマ（ガストリン分泌異常）（依藤 亨）

小児では極めてまれな疾患であり、法制化以降の 7 年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 悪性であることも多く、外科治療ないし長期の内科的治療が必要である。
- ② 悪性疾患として生命にかかるほか、難治性の消化性潰瘍がおこる。
- ③ 長期の加療が必要である。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○VIP 產生腫瘍（依藤 亨）

小児では極めてまれな疾患であり、法制化以降の 7 年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 高度の下痢をきたし、外科的に治療する。困難な場合はオクトレオチドが有効であるが対症療法である。有効に治療されなければ、慢性に経過する。
- ② 長期にわたって症状を反復し、有症状期に適切に医療が行われなければ生命を脅かす。すなわち、莫大な量の水と電解質の喪失により、体液の保持が困難になり、ショックをきたす危険がある。
- ③ 入院加療のほか、長期に渡る内科的治療が必要となることもある。こうした症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患である。
- ④ 外来、入院治療が長引き、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○カルチノイド症候群（セロトニン分泌異常）（依藤 亨）

小児には極めてまれな疾患である。法制化以降の 7 年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えないが。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。長期に渡る治療が必要である。
- ② 原疾患は悪性のふるまいをすることも多く、長期に渡る紅潮、腹痛と下痢、気管支収縮などをきたし生命にかかることがある。
- ③ 重症例では、繰り返す外来通院、入院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○グルカゴノーマ（グルカゴン分泌異常）（依藤 亨）

小児には極めてまれな疾患である。法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えないが、化学療法、分子標的薬などの組み合わせで予後は改善しつつある。

- ① 悪性の場合は比較的急性に経過し、良性の場合は慢性に経過する疾患である。一部の症例では手術による根治が得られるが、手術療法が選択とならない症例では長期に渡る内科的必要となる。
- ② 外科治療不能な場合は、悪性腫瘍として生命予後にかかわったり、慢性的に体重減少、耐糖能異常が続きQOLが低下する。
- ③ 外科治療で根治しない場合は長期に渡る外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○グルカゴン分泌異常（グルカゴン欠損症）（依藤 亨）

小児では極めてまれな疾患であり、法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。存在そのものが疑問視されることもある。

- ① 発症後、慢性的に低血糖をきたす疾患である。内科治療は長期に及び、時に重症の低血糖をきたす。
- ② 慢性的なくりかえす低血糖によりQOLが低下する。
- ③ 長期に渡る外来通院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○高インスリン血性低血糖症（特発性低血糖症）（依藤 亨）

平成12年（2000年）前後に海外で始まった膵局所性病変の治療が徐々に浸透して平成17年当時とは診療状況は一変した。しかし、手術療法が著効するのは、膵局所病変の場合に限られる。

- ① 発症後、慢性的に経過する疾患である。一部の症例では症状の改善がみられる。
- ② 低血糖発作をきたし、適切に治療しないと中枢神経後遺症を残す。
- ③ 重症例では、長期の外来通院、入院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○ビタミンD依存性くる病（大菌 恵一）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性的に経過する疾患である。根治は望めず、大量のビタミンDの服用が必要である。
- ② くる病は根治せず、骨の矯正術を要することがある。胸郭の強度の変形は呼吸不全により生命の予後に係わる。
- ③ 低身長、禿頭などを合併し、生活の質の低下につながる。
- ④ 長期にわたって医療費の負担が続く疾患である。

○原発性低リン血症性くる病（大菌 恵一）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。根治は望めず、ビタミンD、リン製剤の服用が必要である。
- ② くる病は根治せず、骨の矯正術を要することが多い。胸郭の強度の変形は呼吸不全により生命の予後に係わる。
- ③ くる病は根治せず、骨の矯正術を要することが多い。小児では低身長、成人では後縦靭帯骨化症もみられ、生活の質の低下につながる。
- ④ 長期にわたって医療費の負担が続く疾患である。

○軟骨異栄養症（軟骨無形成症／軟骨低形成症）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。
- ② 長管骨の長径成長が障害される疾患で、水頭症を合併し、大後頭孔の狭窄により突然死をきたすことや顔面骨の低形成、胸郭の狭小化などによる呼吸障害をきたすことがあり、生命が長期にわたって脅かされる疾患である。
- ③ 低身長のため日常生活に支障が多く、また治療や水頭症、大後頭孔狭窄の有無の検索のための頭部CTやMRI検査を定期的に行うために医療機関を受診する必要があり、健常人に比して生活の質の低下がみられる。
- ④ 側弯症に対する装具装着や水頭症、大後頭孔狭窄の有無の検索のための頭部CTやMRI検査のために定期的な医療機関の受診が必要であり、これらの合併症が起った場合の治療など、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○骨形成不全症

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。
- ② 全身骨の脆弱性による頻回の骨折を特長とし、歯牙形成不全や関節の弛緩性を認める場合もある。重症型では頭蓋内出血や呼吸障害などで死に至ることもある。易骨折性が生涯にわたってみられるため、骨折により生命が脅かされる可能性が長期にわたってみられる。
- ③ 骨の脆弱性のために容易に頻回に骨折がみられるため、日常生活の活動が制限されるため、生涯にわたって健常人に比して生活の質の低下がみられる。
- ④ 頻回の骨折に対する治療や生活指導などのために頻回に医療機関を受診する必要があり、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○全身性脂肪異栄養症（依藤 亨）

法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えないが、レプチニンの臨床試験が進行中で、近日中に診療状況が大きく変わる可能性がある。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。自然経過で改善はしない。
- ② 年齢が進むとともに脂質異常、肝機能障害、糖尿病などを合併し、メタボリック症候群と同様の病態の進行により、心血管死の危険が増大する。

- ③ 重症例では、脂質異常、肝機能障害、糖尿病のため、外来通院、入院が必要となる。こうしたことが生活の質を低下させる。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○多発性内分泌腫瘍症（長谷川 奉延）

- 法制化以降の 7 年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。
- ① 発症後、慢性に経過する疾患であり、根治しない。
 - ② 膵悪性腫瘍、カルチノイド腫瘍、あるいは甲状腺髓様癌を合併するため、生命を脅かす疾患である。
 - ③ 複数の内分泌臓器の機能亢進症状、および悪性腫瘍による症状が生活の質を低下させる疾患である
 - ④ 複数の内分泌臓器の機能亢進、腺腫、悪性腫瘍に対する治療に加え、未罹患内分泌臓器に対する血液検査、画像検査を行うため長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○多嚢胞性卵巣症候群

- 法制化以降の 7 年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。
- ① 多彩な症状を呈し、有効な治療法が確立されていないため、慢性的に経過する。
 - ② 50% に肥満を伴い、耐糖能異常、性腺機能低下と不妊、高プロラクチン血症、男性化（多毛等）などを呈する症候群であり、肥満・耐糖能異常が進行すると、生命予後が悪化する。
 - ③ 主たる症状（上記）が持続することにより、生活の質は長期にわたり低下する。
 - ④ 内科的治療（メトフォルミン等）を長期に継続する可能性があること、腹部超音波検査や MRI、血液検査を定期的に行う必要性があることから、医療費負担は長期にわたり継続する。

○ターナー(Turner)症候群（緒方 勤、深見 真紀、西 美和）

- ① 本疾患は、法制化以降 7 年の経過で画期的な新規治療法の開発がなく、引き続き慢性経過をたどる疾患である。
- ② 本症は、先天性心疾患、甲状腺疾患などにより生命に危険を生じることがある。大動脈破裂の頻度が高いことも知られている。
- ③ 本症は、性腺機能不全、成長障害、内臓奇形などにより、長期にわたる身体的・心理的問題を生じる疾患である。法制化以降 7 年の経過で劇的な予後の改善はない。
- ④ 本疾患では、しばしば定期的内分泌学的検査、画像検査および薬物投与が必要となり、長期にわたる高額な医療費負担が発生する。

以上より、ターナー症候群の告示整理案の疾患については、引き続き 4 要件を満たすと考えられる。

○プラダー・ウィリ(Prader-Willi)症候群（緒方 勤、深見 真紀、西 美和）

- ① 本疾患は、法制化以降 7 年の経過で画期的な新規治療法の開発がなく、引き続き慢性経過をたどる疾患である。
- ② 本症は、無呼吸、糖尿病などにより生命に危険を生じる疾患である。突然死を生じることもある。

- ③ 本症は、性腺機能不全、成長障害、過食、発達遅滞、行動異常などにより、長期にわたる QOL 低下を招く疾患である。法制化以降 7 年の経過で劇的な予後の改善はない。
- ④ 本疾患では、定期的血液検査、画像検査および薬物投与、心理的サポートなどが必要となり、長期にわたる高額な医療費負担が発生する。

○マッキューン・オルブライト(McCune-Albright)症候群（長谷川 奉延）

法制化以降の 7 年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

- ① 発症後、慢性に経過する疾患である。根治しない。
- ② 本症候群の重症型は、新生児・乳児期早期に死亡することがある。合併するクッシング症候群はコントロールが困難なことが多く、高血圧合併症により生命を脅かす疾患である。
- ③ 本症候群による思春期早発症は心理社会的问题を、線維性骨異形成は頻回の骨折を引き起こす。このようなことが生活の質を低下させる。
- ④ 思春期早発症に対する長期内科的治療、線維性骨異形成に対する複数回の外科的治療を必要とし、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患である。

○ヌーナン(Noonan)症候群（緒方 勤、深見 真紀、西 美和）

- ① 本疾患は、法制化以降 7 年の経過で画期的な新規治療法の開発がなく、引き続き慢性経過をたどる疾患である。
- ② 本症は、先天性心疾患、悪性腫瘍などにより生命に危険を生じる疾患である。
- ③ 本症は、性腺機能不全、成長障害、心奇形、悪性腫瘍などにより、長期にわたる QOL 低下を招く疾患である。法制化以降 7 年の経過で劇的な予後の改善はない。
- ④ 本疾患では、しばしば定期的内分泌学的検査、画像検査および薬物投与、外科的介入が必要となり、長期にわたる高額な医療費負担が発生する。

以上より、内分泌疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き 4 要件を満たしているものと考えられる。

(内分泌疾患 担当：横谷 進)

【第6表：膠原病】

平成17年に法制化された小児慢性特定疾患治療研究事業では、膠原病疾患群として、若年性特発性関節炎（JIA、旧称：若年性関節リウマチ）、シェーグレン症候群（SS）、スチーブンス・ジョンソン症候群（SJS）などが対象疾患に定められた。

これらの疾患では法制化後の7年間に、診断ガイドライン（JIA, SS, SJS）や治療ガイドライン（JIA, SJS）が策定されるなどして診療環境は整備されつつあるが、それでもなお小児慢性特定疾患の対象疾患の要件を満たしているか、満たしているとすればどのように満たしているか、以下のように検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

生物学的製剤など新しい治療が導入された疾患もあるが、原因療法ではないため、現在においても慢性に経過する疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

炎症を中心核病態とする慢性疾患であるため、急性期には高サイトカイン血症による多臓器不全、慢性期には急性期病態の再燃を反復するだけでなく、アミロイド沈着による臓器障害が進行する。また、ステロイド薬や免疫抑制薬の副作用である重症感染症の併発など、長期にわたって生命を脅かしており、法制化後の7年間に生命予後に関する劇的な改善はない。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

関節破壊や臓器の機能障害による生活の質の低下がみられる。また、長期投与によるステロイド薬の副作用は必発で、骨粗しょう症による骨折やその予防のための生活制限、白内障や緑内障による視力障害など、生活の質を著しく低下させ、思春期の患者では成長障害、肥満、多毛などの容姿変容が心理面でストレスを与える。また法制化後の7年間で、患者の生活の質が大きく向上した疾患はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

高額な生物学的製剤は根本的な原因治療薬ではないため、関節破壊抑止のためには長期にわたる治療継続が必須である。また、免疫抑制薬も高額であり、継続的な投与が必要で治療を終了することは困難である。また、病態評価のための定期的な検査に対する医療費負担は重く、毎回の血液検査のみならず、関節評価のMRI検査や関節エコー検査など高額な検査を反復する必要がある。

以上より、膠原病疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き4要件を満たしているものと考えられる。

(膠原病 担当：武井 修治)

【第7表：糖尿病】

糖尿病は、1型糖尿病、2型糖尿病、若年発症成人型糖尿病（maturity-onset diabetes of the young, MODY）、インスリン受容体異常による糖尿病、脂肪萎縮性糖尿病などに分類されるが、平成17年の法制化以降の7年の経過で、劇的に診断、治療、予後が変わった疾患とは言えない。

法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお小児慢性特定疾患の対象疾患の要件を満たしているかどうか、満たしているとすればどのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

1型糖尿病、2型糖尿病、若年発症成人型糖尿病（maturity-onset diabetes of the young, MODY）、インスリン受容体異常による糖尿病、脂肪萎縮性糖尿病は、発症後、インスリン治療、経口血糖降下薬などの薬物治療を開始した場合、慢性に経過する疾患である。新生児糖尿病の一部は、一過性であるが、年長になって再発することがある。糖尿病の治療を怠れば、慢性合併症が出現する。薬物などの治療により血糖コントロールを良好に維持することは可能であるが、根治する疾患ではない。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

1型糖尿病は、適切なインスリン治療を行わない限り、糖尿病ケトアシドーシスを発症し、意識障害を呈し、死に至る。2型糖尿病やその他の糖尿病においても、経過中にインスリン依存状態となれば、適切なインスリン治療を行わない限り、糖尿病ケトアシドーシスを発症し、意識障害を呈し、死に至ることがある。また、インスリン治療や経口血糖降下薬により、低血糖を起こすことがあり、重症の低血糖によっても死に至ることがある。即ち、これらは死に直結する可能性のある疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

1型糖尿病では全例でインスリン治療が必要である。1日に4～5回のインスリン注射や持続皮下注を必要とする。2型糖尿病では約半数の症例でインスリン治療が必要となる。これら療養行動により、生活の質が低下する可能性がある。

インスリン治療中に重症低血糖による意識障害がときに起こる。重症低血糖が起これば、生活の質は極端に低下する。また、血糖コントロール不良例では、糖尿病性腎症による高血圧や浮腫、網膜症による視力低下、神経障害による疼痛、なども若年期からときに起こる。これら慢性合併症が発症すれば、生活の質が極端に低下する。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

1～2ヶ月毎の定期的な受診と検査が必要であり、医療費の負担が続く。インスリン治療や経口血糖降下薬にかかる経済的負担が大きい。また、慢性合併症が発症した時には、長期にわたって高額な医療費の負担が続く。

以上より、糖尿病疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き4要件を満たすと考えられる。

（糖尿病 担当：杉原 茂孝）

【第8表：先天性代謝異常】

小児慢性特定疾患の以下の4要件について検討した結果を、疾患別に示す。

その結果、法制化された平成17年以降の医学の進歩にもかかわらず、検討したすべての疾患は、引き続き4要件を満たすと考えられた。

調査した4項目（4要件）

- ① 慢性に経過する疾患であるか
- ② 生命を長期にわたって脅かす疾患であるか
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか

○アミノ酸代謝異常症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

フェニルケトン尿症：現在新生児マス・スクリーニングによる早期発見・早期治療により予後は改善しているが、生涯にわたる治療継続が必要であり治療中断により、知的障害やけいれん発作などの中枢神経症状が出現する。けいれん重積発作となり生命を脅かす危険性が長期にわたつてある。

高チロシン血症I型：現在わが国では肝臓移植が唯一の有効な治療法であり、移植を行わない場合には肝硬変・肝癌を発症し死に至る。肝臓移植後においても免疫抑制剤等の治療を継続する必要があり、この場合には長期にわたつて感染症などにより生命が脅かされる危険性がある。

高チロシン血症II型：生涯にわたつて治療が必要な疾患であり、食事療法が不十分であつたり中断した場合には角膜びらんや角膜潰瘍が起つて失明にいたる危険性がある。

高チロシン血症III型：失調、けいれん、精神発達遅延をきたす疾患であり、食事療法が不十分であつたり中断された場合には、前期症状が出現し、けいれん重積となり死に至る可能性がある。

ホモシスチン尿症：現在新生児マス・スクリーニングによる早期発見・早期治療が行われているが、食餌療法単独での治療基準を維持することは難しいが、生涯にわたつて治療継続することが必要である。治療が不十分であつたり中断されると、本症の主要症状である血液凝固系が亢進し、動静脈血栓症により生命が脅かせたり、脳梗塞などをきたす。

高メチオニン血症（メチオニンアデノシルトランスフェラーゼ欠損症）：治療を必要としない症例も多いが、けいれんや精神発達遅滞を示す症例もある。現在薬物療法日必要な薬剤はわが国においては認められてはおらず、けいれん発作や精神発達遅延を示す症例では、けいれん重積状態となり生命が脅かされる可能性が長期にわたつてある。

ホモシスチン尿症：知的障害やけいれんなどの症状がみられ、治療が中止された場合には、長期にわたつてけいれん発作が重積状態となり生命が脅かされる可能性がある。

メープルシロップ尿症：現在新生児マス・スクリーニングにより早期発見・早期治療が

行われているが、生涯にわたっての治療が必要であり、治療中でも感染症などのストレス時に代謝性アシドーシス発作をおこし、死に至ることも多く、長期にわたって生命が脅かさる。

高プロリン血症：現在有効な治療法はなく対症療法が行われているが、生涯にわたって精神発達遅滞やけいれん発作、急性脳症などの中枢神経症状を示す危険性があり、けいれん重積状態や急性脳症症状が出現した場合には生命が脅かされる可能性がある。

尿素サイクル異常症（カルバミルリン酸酵素欠損症、N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症、オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症、シトルリン血症、アルギニノコハク酸尿症、高アルギニン血症）：生涯にわたって治療が必要な疾患である。治療中においても感染症などのストレス時や蛋白摂取量が多い場合には、高アンモニア血症を来たし意識障害、けいれん発作などの症状がみられ生命が脅かされる危険性が高い。

高オルニチン血症：生涯にわたって治療が必要な疾患である。治療が不十分か中断された場合には、失明にいたる危険性が高い。また、知的障害やてんかんなどの中枢神経症状が合併することが多く、けいれん重積状態となり生命が脅かされる危険性がある。

オロット酸尿症：生涯にわたって治療が必要な疾患であり、治療が不十分であったり中断された場合には重度の貧血や中枢神経症状を示し、このために生命が脅かされる危険性が高い。

先天性リジン尿症：無症状の症例が多いが、精神運動発達遅滞、けいれん、痙攣四肢麻痺などの症状がみられる症例があるが、一般的には予後良好な疾患であり長期にわたって生命を脅かす疾患とは考えにくい。報告されている本症の死亡例は肺炎などの感染症によるものである。

プロリダーゼ欠損症：高プロリン血症をきたす疾患であり、生涯にわたって治療が必要である。精神発達遅滞や急性脳症などを呈するため、長期にわたって生命が脅かされる危険性がある。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患における主要な治療法は、特定のアミノ酸および蛋白質の摂取を制限した食餌療法であり、本治療においては生涯にわたって健常者と同じ食事を摂取することはできず、また学校生活において給食も食べることが出来ないことや治療経過の評価のために定期的に医療機関を受診する必要があったりと健常者に比して生活の質の低下が認められ、法制化以後の7年間においても治療法の向上による生活の質の向上は認められていない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

食餌療法に必要な食材は、特殊な食材が必要であり、これらの食品は一般の食品に比べて高額であり、薬物療法に用いられる医薬品もオーファンドラッグが多く高額である。また、経過観察や治療効果判定に実施される検査もアミノ酸分析など特殊な検査であり高額である。これらのことから、アミノ酸代謝異常症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○非ケトーシス型高グリシン血症

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患は、新生児期からけいれん、意識障害、筋緊張低下、不随意運動、無呼吸発作を呈し、重度の脳障害を残す。治療はいずれも対症療法である。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はない。現在においてなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患は、難治性てんかんと重度精神運動発達遅滞がみられ、新生児期の死亡率も高いが、長期生存した場合や遅発型でも重度の脳障害を残すため呼吸障害、摂食障害による死亡のリスクが常に存在する。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はなく、現在においてもなお、生命を脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、難治性てんかんに対する長期的な薬物治療や外科治療を要する。本疾患群のてんかんは通常薬剤抵抗性であり、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることが多い。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

てんかんの治療のための薬物療法、副作用の確認が定期的に必要。運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

○ハートナップ病

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

腎尿細管および腸管上皮細胞での中性アミノ酸転送機構の障害により、日光暴露により増悪する皮膚症状、軽度の知的障害、発作性の小脳失調などが認められるが、生命的予後に関しては良好である。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

薬物療法により皮膚症状や失調は改善するが、発作性の小脳失調、日光暴露により皮膚症状の悪化が認められることや、治療・検査のために定期的な医療機関の受診が必要であることから、健常人に比して生活の質の低下が認められる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

治療・経過観察のために定期的な医療機関の受診が必要であり、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○有機酸代謝異常症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

アルカブトン尿症：本症では大血管の石灰化や弁膜症などの心合併症をきたすため長期にわたって生命が脅かされる危険性がある。

イソ吉草酸血症、複合カルボキシラーゼ欠損症、 β -メチルクロトニルグリシン尿症、メチルグルタコン酸尿症、3-ヒドロキシ-3-メチルグルタル酸尿症、プロピオン酸尿症、メチルマロン酸血症、グルタル酸血症1型：これらは、生涯にわたって治療が必要な疾患であ

り、感染症罹患時などのストレスにより、代謝性アシドーシス発作をきたすために生涯にわたって生命が脅かされる。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患においては、食餌療法と薬物療法が行われているが、食餌療法ではアミノ酸代謝異常症と同様、健常人と同じ食事を摂取することはできず、また感染症などの流行時には、感染予防のために外出を控えるなど生活の制限がある。また、経過観察や治療効果の評価などのために定期的に医療機関を受診する必要があり、健常者に比して生活の質の低下が認められる。法制化以後の7年間においても治療法の向上による生活の質の向上は認められていない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

これらの疾患において、薬物療法に使用される薬剤には高額なオーファンドラッグが多く、また、食餌療法においても高額な特殊な食材が必要である。また、経過観察や治療効果判定には、尿中有機酸分析など高額な特殊検査が必要である。これらのことから、有機酸投射異常症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○グリセロールキナーゼ欠損症

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患は、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

低脂肪食による食餌療法が、急性発作のエピソードの改善に効果があるとされているが、代謝性アシドーシス発作、ケトン性低血糖発作、低血糖による傾眠・意識障害やライ症候群を来たし死に至る可能性があり、長期にわたって生命が脅かされる疾患である。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

低脂肪食餌療法を生涯にわたって継続する必要があり、また、運動発達遅滞や食餌療法により運動発達遅滞が改善しても注意力低下や共調運動障害・失調が残存するため、また治療効果の判定や経過観察のために定期的に医療機関を受診しなければならず、健常者に比して生活の質の低下が認められる。法制化以後の7年間においても治療法の向上による生活の質の向上は認められていない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

食餌療法の効果判定のため、また経過観察のために定期的に医療機関を受診し、尿中グリセロール測定の測定などの検査が必要であるために、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○脂肪酸代謝異常症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

生涯にわたって治療が必要な疾患であり、空腹時の低血糖発作により生命が脅かされる

状態が生涯続く。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患有する患者においては、低血糖発作を予防するために、健常者とは異なった少量頻回食事摂取が必要であり、低血糖発作予防のために激しい運動の制限が必要になる場合がある。さらに、感染症罹患時などでは、ストレスによる消費エネルギーの増大や食事摂取量の減少などにより容易に低血糖発作をおこしやすくなるため、感染症流行時には感染予防のために外出を控えることが必要となる場合がある。また、経過観察や治療効果の評価のために定期的な医療機関の受診が必要であり、健常者に比して生活の質の低下が認めらる。法制化以後の7年間においても治療法の向上による生活の質の向上は認められていない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

これらの患者における薬物療で用いられる医薬品は高額なオーファンドラッグが多い。また、治療効果や経過観察のために、高額なカルニチン分析などの検査が必要である。これらのことから、脂肪酸代謝異常症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○ミトコンドリア脳筋症（ミトコンドリアミオパチー）

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては重症度、発症年齢の違いはあるが、いずれも代謝性アシドーシスを呈し、中枢神経、網膜、筋肉を障害する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化以降7年の経過で、ミトコンドリア脳筋症の一部であるMELASに対するL-アルギニン療法の報告（Koga Y. Neurology. 2005）がなされたが、画期的な予後の改善には至っていない。現在なお、いずれも慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

これらの疾患は、いずれにおいても代謝性アシドーシスの発作や呼吸障害等により致死的となる可能性が常に存在する。法制化以降7年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患有する患者は、精神運動発達遅滞や筋力の低下による運動障害、摂食障害、呼吸障害等により定期的に医療機関を受診する必要がある。また知的障害、眼症状、運動制限等により学校行事への参加が制限される。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上がみられた疾患はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

代謝性アシドーシスの治療、運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

○糖原病

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

糖原病Ⅰ型：生涯にわたって、空腹時に乳酸性アシドーシスを伴う低血糖発作をおこし、生命が脅かされることがある。また、年齢とともに肝線腫や肝癌・腎不全をきたすが、これらにより生命が脅かされる。肺高血圧症を呈するばあいもあり、これにより死に至ることがある。

糖原病Ⅲ型：生涯にわたって、空腹時に乳酸性アシドーシスを伴う低血糖発作をおこし、生命が脅かされることがある。また、学童期以降になると肝線腫が生じ、肝癌を発生することがあり、これにより死に至ることがある。また、筋症状が出現し、特に心筋障害が認められ、これにより死に至ることもある。

糖原病Ⅳ型：筋緊張低下などの筋症状が認められ、学童期になると心筋肥厚・心筋障害・心嚢液貯留がみられ、これにより心不全となり死に至る。また、肝機能障害が進行し肝硬変となり、これにより死に至ることもある。

糖原病Ⅴ型・VII型：合併症として横紋筋融解症を起こすことがあり、この場合には腎不全・呼吸不全を起こして死に至ることがあり、このため生涯にわたって生命を脅かす疾患である。

糖原病Ⅵ型：空腹時の低血糖発作はⅠ型・Ⅲ型に比べて軽度であるが、けいれん発作を反復して起こすことがあり、この場合には生命が脅かされることがある。また、肝線維腫や肝癌が発生し、これにより死に至ることもある。

糖原病Ⅸ型：空腹時低血糖発作と肝機能障害を主体とする場合には、低血糖発作により死に至ることもあるが、一般には年齢とともに症状は軽減し消失する場合もある。しかし肝線維腫やかんせんいしうが生じ、これにより生命が脅かされることがある。また、筋症状を主体とする場合には、運動不耐を示すが、生命的予後は良好である。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

空腹時低血糖と肝機能障害を主体とする肝型糖原病では、少量頻回食の食餌療法や生コンスター療法などが必要であり、また、治療効果の評価と肝腫瘍の発生を確認するための画像検査などのために定期的に医療機関を受診する必要があり、健常人に比して生活の質の低下がみられる。筋症状を主体とする筋型では、運動制限を行う必要があり、このため健常人に比して生活の質の低下がみられる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

肝型糖原病では、少量頻回食の食餌療法や生コンスター療法などが必要であり、また、治療効果の評価と肝腫瘍の発生を確認するための画像検査などのために定期的に医療機関を受診する必要があるため、また、筋型でも経過観察や生活指導のために定期的に医療機関を受診する必要があり、これらの疾患により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○ライソゾーム病

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

ムコ多糖症Ⅰ型・Ⅱ型：現在酵素補充療法が行われているが、中枢神経症状への効果は、芳しくなく、神経症状の進行とともに寝たつきりとなり、呼吸器感染症などの重症感染症により死に至る。また、治療を行っていてもムコ多糖の蓄積による呼吸障害、心弁膜症や

心筋肥大も徐々に進行することも多く、呼吸障害や心機能障害により死亡に至る。

ムコ多糖症 III型：中枢神経症状の進行とともに寝たつきりの状態となり、呼吸不全や呼吸器感染症などの重篤な感染症により死に至る。

ムコ多糖症 IV型：中枢神経症状は認めないが、骨の変形が徐々に強くなり、脊髄圧迫や頸椎脱臼により死に至ることがある。また、骨変形による呼吸障害により死に至ることもある。

ムコ多糖症 VI型：酵素補充療法が行われて予後はかいぜんしているが、反復する気道感染症や徐々に進行する心弁膜障害による心不全で死に至る。

ムコ多糖症 VII型：酵素補充療法を行わない場合の I型・II型と同様の経過をとり、死に至る。

ポンペ病：重症型では心肥大による心不全により死に至る。また、呼吸障害や歩行障害が進行し、呼吸障害、呼吸器感染症などを合併して死に至ることもある。酵素補充療法が既往となり、これらの症状の改善が認められるが、症状の進行は緩やかになるも、最終的には呼吸障害や呼吸器感染症などにより死に至る。

ゴーシェ病：神経症状を伴わない場合は、酵素補充療法により生命的予後は良好となっているが、中枢神経症状を伴う場合には酵素補充療法によっても神経症状の改善は認められず、中秋神経症状の進行により死に至る。また、中枢神経症状の進行が緩徐な場合でも最終的には寝たきりとなり、呼吸器感染症などの重症感染症により死に至る。

ファブリー病：心肥大や不整脈などの心症状を伴う場合には、心症状の進行とともに心不全となり死に至る。腎障害を伴い腎不全となる症例では、血液透析が行われているが、最終的には腎不全により死亡する。酵素補充療法により、これらの予後の改善が期待されている。

シスチン症：腎障害により腎不全となり死に至るが、腎移植が行われた場合は予後の改善が認められる。

その他のライソゾーム病：中秋神経症状の進行で寝たきりになり、また呼吸障害の進行がみられ、最終的には呼吸障害や呼吸器感染症などの重篤な感染症で死に至る。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

ライソゾーム病では、中枢神経症状、骨の変形、呼吸障害、心機能障害などがみられるため、健常人に比して生活の質は低下している。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

ライソゾーム病において認可されている酵素補充療法は、高額な治療法である。治療・経過観察のために定期的に医療機関を受診する必要があり、寝たきりとなった場合には人工呼吸器の装着が必要となる場合が多く、これらの疾患により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○シリドーシス（シリアル酸蓄積病）

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患は、乳児期より発育不全、精神運動発達遅滞、運動障害、骨の変形等を呈する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はない。現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患は、進行性かつ不可逆性の精神運動障害が必発であり、呼吸障害や摂食障害のために死にいたる場合がある。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はなく、

現在においてもなお、致死的な経過をたどり得る疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、運動障害、呼吸障害、摂食障害に対して薬物治療や外科治療を要する。運動障害、呼吸障害は通常進行性かつ不可逆性であり、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることがある。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

○ペルオキシゾーム病

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

ペルオキシゾーム形成異常症（脳・肝・腎症候群）：中枢神経症状の進行により死に至る疾患であり、重症な場合には乳児期に死に至るが、軽症型の場合には長期にわたって経過し、呼吸器感染症などを契機に死に至るなど、生命を長期にわたって脅かす疾患である。

シュウ酸尿症：腎結石、腎不全を呈する疾患で、血液透析が行われるが、腎機能不全により長期間にわたって生命を脅かす疾患である。

副腎白質ジストロフィー：発症後急激な進行性神経障害をへて植物状態となり、呼吸器感染症などにより生命が脅かされる疾患である。

レフスム病：心伝導障害、心筋症などの心症状により長期にわたって生命を脅かす疾患であり、突然死となることもある。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

ペルオキシゾーム形成異常症、副腎白質ジストロフィーでは、中枢神経症状の進行により寝たつきりとなり、健常者に比して生活の質の低下が認めらる。シュウ酸尿症では腎不全となり血液透析などの治療が必要となるため、健常者に比して生活の質の低下が認めらる。また、レフスム病では、多発ニューロパチーによる筋力低下、小脳失調症や心症状などにより健常者に比して生活の質の低下が認めらる。法制化以後の7年間においても治療法の向上による生活の質の向上は認められていない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

ペルオキシゾーム形成異常症、副腎白質ジストロフィーでは、中枢神経症状の進行により寝たつきりとなりるため、医療機関での長期の治療が必要であり、シュウ酸尿症では腎機能障害が進行して腎不全となり血液透析が必要となるため、また、レフスム病では、食餌療法の治療効果判定や経過観察のために定期的な医療機関の受診と検査が必要となるため、これらの疾患により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○銅代謝異常症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、

治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患はなく、原則として生涯にわたつての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたつて脅かす疾患であるか：

　ウイルソン病：良好な服薬コンプライアンスが得られなければ、肝機能障害から肝不全や劇症肝炎となり死に至る危険性が高い。また、構音障害や歩行障害などの神経症状が出現することもある。

　メンケス病：難治性けいれん、重度の運動発達障害を呈し、神経症状が進行して寝たきりとなる。けいれん重積発作、呼吸器感染症・尿路感染症・敗血症などの重症感染症、硬膜下出血などにより死に至る。ヒスチジン銅の皮下注射では、神経症状の進行が緩徐にはなるが、最終的には、上記の原因により死に至る。

　無セルロプラスミン血症：鉄剤不応性の鉄欠乏性貧血が主要症状であり、糖尿病、不隨運動や小脳失調などの神経症状がみられ、その後次第に抑うつ状態となる場合があるが、生命的予後は良好である。

③症状や治療が、長期にわたつて生活の質を低下させる疾患であるか：

　ウイルソン病では、薬物療法とともに低銅食による食餌療法が併用され、治療効果の判定や服薬コンプライアンスの状態の評価のための経過観察などのために定期的に医療機関を受診する必要があり、健常人に比して生活の質は低下している。

　メンケス病では、けいれん発作や運動発達障害などの中枢神経症状の進行により寝たきりとなるため、健常人に比して生活の質は低下している。

　無セルロプラスミン血症では、神経症状が出現し、抑うつ状態となった場合には、健常人に比して生活の質の低下がみられる。

④長期にわたつて高額な医療の負担が続く疾患であるか：

　これらの疾患では、治療経過の評価や経過観察のために定期的に医療機関を受診する必要があり、また、メンケス病では長期の入院加療が必要となるため、これらの疾患で小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○亜硫酸酸化酵素欠損症

①慢性に経過する疾患であるか：

　本疾患はまれな遺伝性疾患で、小児期に難治性けいれん、筋緊張低下または亢進、摂食困難、重度精神発育遅延、水晶体脱臼などを発症する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はない。現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたつて脅かす疾患であるか：

　本疾患は、小児期にけいれん、筋緊張低下、ミオクローヌスを呈し、早期死亡へと至る。長期生存した場合や軽症型の患者も、本疾患は、進行性かつ不可逆性の精神運動障害が必発であり、しばしば呼吸障害、摂食困難から致死的となる。法制化以降7年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

③症状や治療が長期にわたつて生活の質を低下させる疾患であるか：

　本疾患有する患者は、難治性けいれん、筋緊張低下または亢進、摂食困難、重度精神発育遅延に対して薬物治療や外科治療を要し、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることがある。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

○プリン・ピリミジン代謝異常症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

レッシュ・ナイハン症候群：生涯における治療が必要であり、腎不全や尿路結石を来たし、生涯にわたって腎不全や腎結石、尿路感染症、敗血症により生命が脅かされる。

キサンチン尿症：尿路結石や腎機能低下の進行が認められ、腎機能低下による腎不全により生命が脅かされる可能性がある。また、呼吸器系の異常による突然死をきたすこともある。

アデニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症：尿路結石から尿閉・急性腎不全となり、その後慢性腎不全による血液透析・腎移植が必要となる場合があり、長期間にわたって慢性腎不全により生命が脅かされる可能性がある。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

レッシュ・ナイハン症候群では、治療によっても筋硬直や運動遅滞などの神経症状や自傷行為などの行動異常の改善は難しく、健常者に比して生活の質の低下が認められる。法制化以後の7年間においても治療法の向上による生活の質の向上は認められていない。

キサンチン尿症とアデニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症では、腎機能障害により慢性腎不全となり、血液透析が必要となるため健常者に比して生活の質の低下が認められる。法制化以後の7年間においても療法の向上による生活の質の向上は認められていない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

生涯にわたる薬物療法が必要であり、自傷行為を伴う行動異常に關しては物理的拘束が必要であり、長期間の入院加療が必要となる。また、キサンチン尿症とアデニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症では慢性腎不全に対して血液透析療法が必要となるなど、プリン・ピリミジン代謝異常症患者により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○ビタミン代謝異常症（先天性葉酸吸收不全症）

①慢性に経過する疾患であるか：

本症は、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

巨赤芽球性貧血、易感染性、精神発達遅滞、けいれん発作、不隨運動などの中枢神経症状を呈する疾患で、生涯にわたる非経口的葉酸の補充が必要であるが、中枢神経症状は改善しにくい。このため、けいれん発作時における重積状態となる可能性や易感染性による重症感染症罹患などのために、長期にわたって生命が脅かされる可能性がある。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

中枢神経症状や貧血による運動制限が必要となることがあり、また治療のために定期的に医療機関を受診する必要もあり、健常人と比して生活の質は長期にわたって低下する。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

非経口的葉酸の補充療法のために、頻回に医療機関を受診する必要があり、また治療効果判定のために定期的な検査が必要であるため、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○神経伝達物質異常症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては重症度、発症年齢の違いはあるが、いずれも精神運動発達遅滞、けいれん、運動障害、精神症状などを呈する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化以降7年の経過で、画期的な治療法の開発などの医療の進歩により、慢性の経過をたどらなくなつた疾患はない。現在なお、いずれも慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

これらの疾患は、いずれにおいても呼吸障害や摂食障害が起こり得る、感染等の合併により致死的となる可能性が常に存在する疾患である。法制化以降7年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患有する患者は、てんかんや運動障害、摂食障害、呼吸障害等により定期的に医療機関を受診する必要がある。また運動制限や知的障害により学校行事への参加が制限される。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上がみられた疾患はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

てんかんやジストニア等の薬物調整、運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

○脂質代謝異常症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

家族性高コレステロール血症（ヘテロ接合体、ホモ接合体）：ホモ接合体では幼児期後半以降から狭心症、心筋梗塞、突然死などの虚血性心疾患により死亡することがあり、生涯にわたって生命が脅かされる。ヘテロ接合体でも、年齢とともに動脈硬化病変が進行し、若年から虚血性心疾患により死亡することがあり、生涯にわたって生命が脅かされる。

家族性リポタンパクリパーゼ欠損症：急性膵炎が合併すれば致死的であり、このため生涯にわたって生命が脅かされる。

アポリボ蛋白C-II欠損症：家族性リポタンパクリパーゼ欠損症と同様、合併症である急性膵炎の発症は致命的であり、このため生涯にわたって生命が脅かされる。

家族性複合型高脂血症：動脈硬化性心血管障害により死に至ることがあり、生涯にわたって生命が脅かされる。

タンジエール病：動脈硬化性心血管病変により死に至ることがあり、生涯にわたって生命が脅かされる。

レチシン-コレステロール-アシルトランスフェラーゼ欠損症：腎機能障害が進行し腎不全となり死に至ることがあるため、生涯にわたって生命が脅かされる。

無ベータリポ蛋白血症：脂肪肝から肝硬変となり死に至ることがあり。生涯にわたって生命が脅かされる。また、脂溶性ビタミンの吸収障害による脊髄小脳変性症などの神経症状も出現する。

家族性低ベータリポ蛋白血症：非アルコール性脂肪肝を呈する場合があるが、生命的予後は良好である。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

脂質異常症では、脂肪摂取制限などの食餌療法が主体であり、また、食事指導や治療効果の判定、経過観察のために定期的に医療機関を受診する必要があるため、健常人に比して生活の質の低下がみられる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

治療は生涯にわたって継続する必要があり、また食事指導や治療効果の判定、経過観察のために定期的に医療機関を受診する必要があるため、これらの疾患により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○エーラス・ダンロス症候群

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

血管型をのぞき一般に生命的予後は良好であるが、血管型では動脈や中腔臓器が突然破裂し死に至ることがある。また、救命できたとしてもその後も破裂を繰り返すため、長期にわたって生命を脅かす疾患である。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

経過観察のために定期的に医療機関を受診する必要があるため健常人に比して生活の質の低下が認められる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

定期的に経過観察のために医療機関を受診し、血管型では血管や中腔臓器の拡張の由無の検査が必要するために、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○低フォスファーゼ症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

アルカリホスファターゼの欠損により骨の低石灰化、くる病様変化を特徴とするが、肺の低形成による呼吸障害や肺炎に伴う呼吸障害により死亡するが多く、長期にわたって生命を脅かす疾患である。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

肺の低形成がある場合には呼吸障害が認められ、骨の低石灰化による病的骨折や骨痛、筋力の低下が認められることもあり、健常人に比して生活の質は低下する。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

骨の低石灰化による病的骨折、呼吸障害に対する治療などにより、定期的に医療機関での治療・経過観察が必要であり、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○大理石（骨）病

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

全身の骨硬化像、造血機能障害、易骨折性を特長とする疾患で、重症型では出血や重篤な感染症により死に至ることが多く、生命が長期にわたって脅かされる。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

造血機能障害による易出血性や易感染性が認められるとともに骨硬化による易骨折性があるため、健常人に比して生活の質の低下が長期にわたって認められる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

易骨折性による頻回の骨折や易感染性による感染症の罹患、易出血性による出血に対する治療で医療機関を受診しなければならず、また原疾患に対する治療として薬物療法も試みられており、これらのことから本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○先天性ポルフィリン症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

皮膚型ポルフィリン症（先天性赤芽球性ポルフィリン症、赤芽球性プロトポルフィリン症）：光線過敏症状がみられ、皮膚症状を繰り返し肝障害が進展して致死的となることがあり、長期にわたって生命が脅かされる。また、胆汁うつ滞により感染症にかかりやすくなり、敗血症となり死に至ることがある。

肝型ポルフィリン血症（急性間欠性ポルフィリン症、遺伝性コプロポルフィリン症）：嘔吐・腹痛などの消化器症状で発症し、末梢神経障害、意識障害・けいれんなどの中枢神経症状やうつ病・譫妄などの精神症状をきたすことがあり、けいれん重積発作や球麻痺症状により死に至ることがあるため、長期にわたって生命が脅かされる。

異型ポルフィリン症：肝型と皮膚型両方の症状を示すため、上記と同様長期にわたって

生命が脅かされる。

肝赤芽球性ポルフィリン症：重篤な光線過敏性皮膚炎で発症し、溶血性貧血、肝障害、神経症状がみられ、溶血性貧血や肝障害の進展により致死的になることがあり、長期にわたって生命が脅かされる。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

治療としては、光線過敏性皮膚炎の予防であり、このため紫外線の遮断が重要であり、衣服や日やけ止めクリームの塗布、生活環境の調整が必要となるため、健常人に比して日常生活の質の低下がみられる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

紫外線からの皮膚の保護などの日常生活における指導や肝機能障害の評価のために、定期的に医療機関を受診する必要があり、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○ファンコニー(Fanconi)症候群

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

腎近位尿細管障害により、ビタミンD抵抗性のくる病、腎尿細管性アシドーシス、低K血症などを呈し、最終的には腎不全となり、透析治療や腎移植が必要となるため、生命は長期にわたって脅かされる。また、本症をきたす原疾患によつても長期にわたって、生命が脅かされる可能性が高い。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

治療・経過観察のために定期的な医療機関の受診が必要であり、また腎不全に至り透析療法が必要になるなど、健常人に比して生活の質の低下がみられる。また、原疾患によりさらなる生活の質が低下する。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

定期的に治療・経過観察のために医療機関を受診する必要があり、また腎不全状態にいたつて透析治療や腎移植が必要となるため、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○ロウ症候群

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患はなく、原則として生涯にわたつての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

腎尿細管障害の進行により腎不全にいたり、またけいれん発作を含む中枢神経症状もみられ、腎不全、けいれん重積や重篤な感染症の合併などにより死に至るため、長期にわたつて生命が脅かされる疾患である。

③症状や治療が、長期にわたつて生活の質を低下させる疾患であるか：

白内障や緑内障などの眼症状、腎障害の進行による腎不全、けいれん発作、行動障害、

知的障害などの中枢神経症状や定期的な医療機関の受診が必要であることなどから健常人に比して、生活の質の低下がみられる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

生涯にわたって、治療および治療効果の評価のために定期的に医療機関を受診し、診察・検査を受ける必要がある疾患で、腎障害が進行し腎不全を対するようになれば透析治療が必要となるため、本疾患により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○アルファ 1-アンチトリプシン欠乏症

①慢性に経過する疾患であるか：

本症は、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患ではなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか；

肝機能障害の進行により肝不全となり死に至るが、肝移植の適応疾患であり、肝移植が行われれば、本症は改善するが、その後の免疫抑制剤の投与が行われている間は、感染症により生命が脅かされる危険性がある。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか；

肝機能障害が進行し肝不全となるため、また唯一の治療法である肝移植が行われた場合には、免疫抑制剤が使用されるため、感染予防が必要となるため、健常人に比して生活の質が長期にわたって低下する。法制化以後の7年間においても治療法の向上による生活の質の向上は認められていない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

唯一の治療法である肝移植が実施されるまでは、経過観察のために定期的に医療機関を受診し、肝機能検査等が必要であり、また、肝移植およびその後の治療において高額な医療費が必要であり、本疾患により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○白皮症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなつた疾患ではなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

メラニン色素の欠如または減少により紫外線により皮膚の損傷を受けやすいため、皮膚癌になる可能性があり、皮膚癌により死に至ることがあるため、長期にわたって生命が脅かされる可能性が高い。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

生涯にわたって、紫外線による皮膚障害や発癌予防のために衣服の工夫や日焼け止めクリームの塗布などによる皮膚の保護が必要であり、また紫外線からの眼球保護のためにサングラスの着用が必要となるなど、健常人に比して生活の質の低下がみられる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

紫外線からの皮膚・眼球の保護などの日常生活における指導や弱視の治療のために、定期的に医療機関を受診する必要があり、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○先天性魚鱗癬

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

水疱型先天性魚鱗癬：皮膚症状は難治性であるが、生命的予後は良い

非水疱型先天性魚鱗癬：皮膚症状は出生時より認められ、成長とともに改善するが、障害にわたって存在する。性酩酊予後は良好である。

道化師様魚鱗癬：生後数週間以内に死亡することが多いが、薬物療法により長期生存することもあるが、最終的には死に至る。

シェーグレン・ラーソン症候群：出生直後から皮膚症状が認められ、その後神経症状が出現し、知能低下も認められるが、生命的予後は良好である。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

治療・経過観察のために定期的に医療機関を受診する必要があることや、皮膚症状ために外出を嫌うなど、健常人に比して、生活の質の低下がみられる。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

定期的に治療・経過観察のために医療機関を受診する必要があり、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○接合部型表皮水疱症

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

皮膚への刺激により容易に水疱、びらん、潰瘍を形成し、その部位からの細菌の侵入により敗血症が死の原因となることが多く、生涯にわたって生命が脅かされる疾患である。

また、粘膜障害も重篤で、呼吸器、腸管、泌尿器系での潰瘍形成もよく見られ、低栄養や循環不全により死に至ることもある。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

生涯にわたって、皮膚への機械的刺激や外傷より容易に水疱、びらん、潰瘍が形成され、この部位での細菌感染症から敗血症に至ることが多いため、極力皮膚への機械的刺激を避ける必要があり、これにより健常人に比して生活の質が低下する。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

皮膚のびらん、潰瘍部位での細菌感染症を極力予防する必要があり、このため頻回の医療機関を受診しなければならず、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

以上より、先天性代謝異常疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き 4 要件を満たしているものと考えられる。

(先天性代謝異常 担当：伊藤 道徳)

【第9表：血友病等血液疾患】

小児慢性特定疾患の以下の4要件について検討した結果を、疾患別に示す。

その結果、法制化された平成17年以降の医学の進歩にもかかわらず、検討したすべての疾患は、引き続き4要件を満たすと考えられた。

調査した4項目（4要件）

- ① 慢性に経過する疾患であるか
- ② 生命を長期にわたって脅かす疾患であるか
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか

○貧血

①慢性に経過する疾患であるか：

輸血を長期にわたって必要とするなど、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

輸血依存性の貧血の場合、鉄過剰症によって肝機能傷害、糖尿病、甲状腺機能低下症、心筋症等を合併する。治療をしなければ重症貧血による心血管系虚脱と低酸素血症による致命的状況に陥る（自己免疫性溶血性貧血等）。また、発作性夜間血色素尿症では血栓症をきたすことから長期にわたって脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

貧血は軽度であっても激しい運動（長距離走など）は負荷となる。脾摘の適応年齢は5歳以上となっていることから、これよりも低年齢では頻回の輸血等に頼らざるをえない。副腎ステロイドを長期にわたって服用しなければならない場合（自己免疫性溶血性貧血等）は骨粗しょう症等の副作用により、長期にわたって生活の質が低下する。また、酵素異常による溶血性貧血では溶血を誘発するような薬剤や食品を避けなければならない。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

頻回の輸血、ビタミンB12等の定期的補充（巨赤芽球性貧血）、副腎ステロイド等の免疫抑制療法・大量ガンマグロブリン療法・血漿交換（自己免疫性溶血性貧血）、鉄過剰に対する鉄キレート剤などの費用などのため、医療費の負担が続く。発作性夜間ヘモグロビン尿症に対して補体第5成分に対する抗体薬（エクリズマブ）が新たに開発され、劇的な溶血抑制効果を発揮するため対象患者にとって福音であると同時に医療費負担はきわめて大きい。また、赤芽球瘍等に対しては造血幹細胞移植が施行されるが、一部の症例は拒絶、移植片対宿主病とそれに対する副腎ステロイド、プログラフ等による免疫抑制療法、種々の移植合併症に対する治療が必要となる。

○無トランスフェリン症

①慢性に経過する疾患であるか：

本症は、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

鉄不応性の低色素性貧血をきたす疾患であり、生涯にわたってトランスフェリンの補充療法が必要であるが、貧血が進行した場合には心不全となり死に至る可能性が高く、長期にわたって生命を脅かす疾患である。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

貧血の程度により運動制限が必要であり、また定期的にトランスフェリン筋注あるいはアポトランスフェリンの静注をおこなうために医療機関を受診する必要があるため、健常人に比して生活の質が低下する。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

定期的に治療および治療効果の判定のために医療機関を受診する必要があり、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

○多血症

①慢性に経過する疾患であるか：

瀉血を長期にわたって必要とするなど、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

血栓を作り、脳梗塞や心筋梗塞を起こすなど生命を長期にわたって脅かす疾患である。また、長期的な転帰として、真性多血症は急性骨髄性白血病や骨髄線維症に進行することがある。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

入浴後に全身がかゆくなる、血圧が高くなる、頭痛、耳鳴り、めまい、視界のゆがみ、手や足の冷感や痛みなどの症状が現れることがあり、長期にわたって生活の質を低下させる疾患である。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

瀉血を頻回に必要としたり、血栓症が出現した場合には抗血栓療法が必要になる等、医療費の負担が続く疾患である。

○血小板減少、機能異常症

①慢性に経過する疾患であるか：

最も多い急性型の免疫性（特発性）血小板減少症を除き、血小板減少は慢性の経過を辿る。また、血小板機能異常症は先天的な血小板機能の障害である。このため、血小板減少、機能異常症は出血傾向の持続や継続的な生活制限を要する疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

高度の血小板減少や機能異常では頭蓋内出血等を起こす危険があることから長期にわたって脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

3万/ μ l以下の血小板減少や副腎ステロイドの長期投与を受けている場合、体育や課外活動の制限が必要となる。また、副腎ステロイドを長期にわたって服用しなければならない場合（免疫性血小板減少症等）は骨粗しょう症等の副作用により、長期にわたって生活の質が低下し、就学に支障をきたし得る。また、出血を助長する薬剤も禁止される。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

先天性無巨核球性血小板減少症や血小板機能異常症等には頻回の血小板輸血や赤血球輸血を必要とする。免疫性血小板減少症患者には副腎ステロイド等の免疫抑制療法や大量ガ

ンマグロブリン療法が必要なため、医療費の負担が続く。現在の 小児慢性特定疾患 医療意見書の治療薬の中に記載は無いが、トロンボポエチン受容体作動薬の対象となる免疫性血小板減少症患者の増加が今後予想される。また、ピロリ菌が原因による慢性血小板減少症に対しては除菌療法が必要となる。血栓性血小板減少性紫斑病には抗血栓療法も必要となる。

○血小板血症

①慢性に経過する疾患であるか：

血小板が増えすぎることで、逆にその機能が低下し、出血傾向がみられるなど慢性の経過をたどる疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

長期的な転帰として、急性骨髓性白血病や骨髓線維症に進行し得るなど、長期にわたって脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

出血症状が強い場合や、抗血小板薬を服用している場合には外傷に気をつける必要があるなど、長期にわたって生活の質を低下させる疾患である。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

アスピリンなどの抗血小板薬が必要になる等、医療費の負担が続く疾患である。

○先天性血液凝固異常症（血友病など）

①慢性に経過する疾患であるか：

血液凝固因子の先天的産生低下で、凝固因子の補充が唯一の治療法である。このため、生涯にわたって慢性の経過をたどる疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

凝固因子製剤の補充を行なわなければ重大出血（頭蓋内出血、脊髄出血、消化管出血、腹腔・胸腔内出血）を起こす危険がある。また、インヒビターが出現した例では凝固因子製剤の効果が極端に低下するなど、長期にわたって脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

足、膝、肘関節内出血などにより体育や課外活動に支障をきたすことがあり（身体接触の激しいスポーツは勧められない）、長期にわたって生活の質を低下させ得る疾患である。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

頻回の凝固因子の補充、特に、手術に際しては大量の凝固因子が必要となり、長期にわたって医療費の負担が大きい。フォン・ウィレブランド病にはデスマプレシンの補充が必要となる。

○先天性アンチトロンビン欠乏症等

①慢性に経過する疾患であるか：

抗血栓療法を長期にわたって必要とするなど、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

血栓を作り、脳梗塞や心筋梗塞を起こすなど生命を長期にわたって脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

抗血栓療法は体育や課外活動の制限を必要とするため、長期にわたって生活の質を低下させる疾患である。下肢深部静脈血栓症、肺塞栓症等血栓症の合併は、さらに生活の質を

低下させる。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

経口抗凝固薬（ヘパリン、ワルファリン、ATIII濃縮製剤、活性化プロテインC製剤）や抗血小板薬の投与の継続が必要になるなど、医療費の負担が続く疾患である。

○遺伝性出血性末梢血管拡張症

①慢性に経過する疾患であるか：

皮膚・粘膜や内臓の多発性末梢血管拡張、および反復する出血など、慢性の経過を辿る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

肺、脳、肝臓などの動脈奇形が破裂すれば致命的な経過をとることがある。その他、脳膜瘻、喀血、敗血症、肝性脳症、消化管出血、粘膜出血、心不全など重篤な合併症も起こし得る。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

鼻出血、消化管出血などが多いが、その他、腹痛、口腔内出血、全身倦怠感、痙攣、頭痛、心不全、喀血など長期にわたって生活の質を低下させる疾患である。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

動脈奇形に対する経カテーテル塞栓術療法、外科的摘出術、放射線照射療法など、消化管出血に対する内視鏡的レーザー照射など高額な医療費の負担が必要な疾患である。

○骨髄線維症

①慢性に経過する疾患であるか：

遺伝子変異により巨核球から線維芽細胞増殖を促す因子が産生・放出される結果、貧血、血小板減少、脾腫をきたす慢性に経過する疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

感染症、出血、白血病化、食道静脈瘤破裂など、長期にわたって脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

貧血や血小板減少などが生じるため、長期にわたって生活の質を低下させる疾患である。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか：

輸血、蛋白同化ホルモンや抗腫瘍剤、さらに同種造血幹細胞移植の適応となる疾患で医療費の負担が続く疾患である。

以上より、血友病等血液疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き4要件を満たしているものと考えられる。

(血液疾患 担当：小池 健一)

○免疫疾患（免疫不全症など）

①慢性に経過する疾患であるか：

免疫疾患の多くは遺伝性疾患であり、原則としてその病態は終生変わらずに継続する。また、経過とともに新たな合併症の発症頻度も増加してくる傾向にある。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

これらの疾患の多くは易感染性を基盤とした重症感染症のリクスのみならず、発癌の危険性のリスクも高い疾患である。また、生命を脅かす可能性のある自己免疫疾患の発症リスクも高い。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

多くの疾患では、入院を必要とする感染症のエピソードが多い。また、慢性の感染の結果、慢性気管支炎や、気管支拡張症などで酸素治療が必要となり、生活に支障をきたす事例もある。症例によっては定期的な γ グロブリンが終生必要であり、就職した後も定期的な通院が必要である事も生活の質を低下させている。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

前述の様に免疫疾患の多くは終生病態が変わらないため、定期的な治療、定期的な検査が必須である。定期的治療の中には γ グロブリン療法など高額な治療が多い。造血幹細胞移植が一部の疾患に実施され、根治的な効果をもたらす事が期待されている。しかし、長期的な予後、効果は必ずしも確定しておらず、移植症例においても長期的な検査（時に治療も）が必要である。

以上より、免疫疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き4要件を満たしているものと考えられる。

（免疫疾患 担当：有賀 正）

【第10表：神経・筋疾患】

小児慢性特定疾患の以下の4要件について検討した結果を、疾患別に示す。

その結果、法制化された平成17年以降の医学の進歩にもかかわらず、検討したすべての疾患は、引き続き4要件を満たすと考えられた。

調査した4項目（4要件）

- ① 慢性に経過する疾患であるか
- ② 生命を長期にわたって脅かす疾患であるか
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか

○てんかん性脳症

(重症乳児ミオクロニーてんかん、ウェスト症候群、レノックス・ガストー症候群)

本疾患は、平成17年の法制化時に対象疾患に定められ、重症乳児ミオクロニーてんかん、ウェスト(West)症候群(点頭てんかん)、レノックス・ガストー(Lennox-Gastaut)症候群を含む。法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患はてんかん、重度精神運動発達遅滞を発症する慢性疾患である。てんかんは難治性で、精神運動障害は重度かつ不可逆的であり、治療はいずれも対症療法である。法制化以降7年の経過で、重症乳児ミオクロニーてんかんに対する抗てんかん薬スチリペントール(Chiron C, Lancet. 2000)、レノックス・ガストー症候群に対する抗てんかん薬ルフィナミド(Glauser T. Neurology. 2008)の開発などがあったが、依然として劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患群では、難治性てんかんと重度精神運動発達遅滞が必発であり、痙攣重積のため致死的となる場合がある。法制化以降7年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、難治性てんかんに対する長期的な薬物治療や外科治療をする。本疾患群のてんかんは通常薬剤抵抗性であり、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることが多い。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

てんかんの治療のための薬物療法、副作用の確認が定期的に必要であり、高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、てんかん性脳症は、引き続き4要件を満たすと考えられる。

○結節性硬化症

本疾患は、平成17年の法制化時に対象疾患に定められた。法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の

対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患はてんかん、皮膚・脳・肺・腎など全身に生じる腫瘍を生涯通じて発症する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はない。現在においてなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患は脳腫瘍、心臓腫瘍、腎腫瘍、肺病変が致死的となることがある。法制化以降7年の経過で、抗腫瘍薬エベロリムスが結節性硬化症における上衣下巨細胞性星細胞腫等に対して本邦でも使用可能となり一部の患者に有効である（Bissler, Lancet. 2013）が、難治例や適応外の合併症が依然として存在するため、現在においてなお生命を脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、てんかんの治療、全身の腫瘍の発生のため、薬物治療や外科治療を要する。腫瘍は多臓器に再発性であり、手術後も定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることがある。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

てんかんの治療のための薬物療法、腫瘍の進行の評価のための画像検査が定期的に必要であり、高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、結節性硬化症は、引き続き4要件を満たすと考えられる。

○亜急性硬性全脳炎

本疾患は、平成17年の法制化時に対象疾患に定められた。法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在においてなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患は、学童期に発症し進行性かつ不可逆的な運動障害をきたす遅発性神経変性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化7年の経過で治療薬イソプリノシン（Gascon GG. J Child Neurol. 2003）、リバビリン療法（Hosoya M. Antimicrob Agents Chemother. 2004.）などの開発があったが、予後を大幅に改善するには至っていない。現在においてなお、慢性かつ致死的経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患は、進行性かつ不可逆性の精神運動障害が必発であり、治療を行わなければ呼吸障害や栄養障害により致死的となる場合がある。法制化以降7年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善はみられず、現在においてなお、生命を脅かす疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、運動障害、呼吸障害、摂食障害に対して薬物治療や外科治療を要する。運動障害、呼吸障害は通常緩解進行性であり、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることがある。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、亜急性硬化性全脳炎は、引き続き 4 要件を満たすと考えられる。

○先天性無痛無汗症

本疾患は、平成 17 年の法制化時に対象疾患に定められた。法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患群は、自律神経線維の異常による温痛覚の知覚低下や発汗低下による体温調節障害、軽度の精神運動発達を発症する原因不明の慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化 7 年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はなく、現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患は、自律神経線維の異常による温痛覚の知覚低下や発汗低下による体温調節障害が特徴であり、熱中症、骨折等の外傷のリスクが高く、時に死にいたる。法制化以降 7 年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善はみられず、現在なお、致死的な経過をたどり得る疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、自律神経機能の異常による温痛覚の知覚低下や体温調節障害に対する長期的な薬物治療を要し、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることが多い。法制化 7 年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

自律神経機能調節のための薬物療法、副作用の確認が定期的に必要であり、高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、先天性無痛無汗症は、引き続き 4 要件を満たすと考えられる。

○レット(Rett)症候群

本疾患は、平成 17 年の法制化時に対象疾患に定められた。法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患は、重度精神運動発達遅滞、自閉傾向、難治性てんかんを発症する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化 7 年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はない。現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患は、進行性かつ不可逆性の精神運動障害が必発であり、痙攣重積等により突然死のリスクがある。法制化 7 年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はなく、現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、強い自閉傾向を呈する重度精神運動発達遅滞および難治性てんかんに対して薬物治療を要し、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることがある。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

強い自閉傾向を呈する重度精神運動発達遅滞および薬剤抵抗性てんかんのため薬物調整、リハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、レット(Rett)症候群は、引き続き4要件を満たすと考えられる。

○カナバン(Canavan)病

本疾患有、平成17年の法制化時に定められた先天性代謝異常疾患群における特定の欠損(活性異常)酵素名を冠した疾患に該当するものとして、本事業の対象疾患となっている。法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患有、重度の精神運動発達遅滞および退行、進行性失明を呈する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はない。現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患有、進行性かつ不可逆性の精神運動障害が必発であり、しばしば呼吸障害、摂食困難から致死的となる。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はなく、現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、運動障害、呼吸障害、摂食障害に対して薬物治療や外科治療を要する。運動障害、呼吸障害は通常進行性かつ不可逆性であり、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることがある。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、カナバン(Canavan)病は、引き続き4要件を満たすと考えられる。

○アレキサンダー(Alexander)病

本疾患有、平成17年の法制化時に定められた先天性代謝異常疾患群における特定の欠損(活性異常)酵素名を冠した疾患に該当するものとして、本事業の対象疾患となっている。法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患有、けいれん、精神運動発達遅滞、錐体路症状、運動失調を呈する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開

発はない。現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患は、進行性かつ不可逆性の精神運動障害、けいれんが必発であり、しばしば呼吸障害、摂食困難から致死的となる。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はなく、現在においてもなお致死的な経過をたどり得る疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、けいれん、運動障害、呼吸障害、摂食障害に対して薬物治療や外科治療を要する。運動障害、呼吸障害は通常進行性かつ不可逆性であり、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることがある。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

てんかんや運動障害に対する薬物調整、運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、アレキサンダー(Alexander)病は、引き続き4要件を満たすと考えられる。

○ペリツェウス・メルツバッヘル(Pelizaeus-Merzbacher)病

本疾患は、平成17年の法制化時に定められた先天性代謝異常疾患群における特定の欠損(活性異常)酵素名を冠した疾患に該当するものとして、本事業の対象疾患となっている。法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

本疾患は、眼振、頭部の振戦、けいれん、筋緊張の異常、痙攣性麻痺、歩行障害などを呈する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はない。現在においてもなお、慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

本疾患は、進行性かつ不可逆性の精神運動障害が必発であり、呼吸障害、摂食障害により時に致死的となる。法制化7年の経過で慢性経過を改善する治療法の開発はなく、現在においてもなお、致死的な経過をたどり得る疾患である。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

本疾患有する患者は、てんかん、運動障害、呼吸障害、摂食障害に対して薬物治療や外科治療を要する。運動障害、呼吸障害は通常進行性かつ不可逆性であり、定期的な検査・治療が必要である。これらの治療および知的障害のため学校生活の制限を余儀なくされることがある。法制化7年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

てんかんに対する抗てんかん薬の調整、運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、ペリツェウス・メルツバッヘル(Pelizaeus-Merzbacher)病は、引き続き4要件を満たすと考えられる。

○先天性ミオパチー

本疾患群は、平成 17 年の法制化時に対象疾患に定められ、先天性ミオパチー、ミニコア病が対象疾患に定められた。これらの疾患について、法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては重症度、発症年齢の違いはあるが、いずれも慢性に筋力低下が進行する疾患である。法制化以降 7 年の経過で、画期的な治療法の開発などの医療の進歩により、慢性の経過をたどらなくなつた疾患はない。現在なお、いずれも慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

これらの疾患は、いずれにおいても筋力低下による呼吸障害が起こり得る、感染等により致死的となる可能性が常に存在する疾患である。法制化以降 7 年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患有する患者は、筋力の低下による運動障害、摂食障害、呼吸障害等により定期的に医療機関を受診する必要がある。また運動制限等により学校行事への参加が制限される。法制化 7 年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上がみられた疾患はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、先天性ミオパチーは、引き続き 4 要件を満たすと考えられる。

○先天性筋ジストロフィー

本疾患群は、平成 17 年の法制化時に対象疾患に定められ、福山型先天性筋ジストロフィーが対象疾患に定められた。これらの疾患について、法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、医療の進歩に照らして、現在もなお、小児慢性特定疾患の対象疾患の要件に満たしているかどうか、どのように満たしているかを以下の通り検討した。

①慢性に経過する疾患であるか：

これらの疾患においては重症度、発症年齢の違いはあるが、いずれも慢性に筋力低下が進行、精神運動発達遅滞を呈する慢性疾患であり、治療はいずれも対症療法である。法制化以降 7 年の経過で、画期的な治療法の開発などの医療の進歩により、慢性の経過をたどらなくなつた疾患はない。現在なお、いずれも慢性の経過をたどり得る疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

これらの疾患は、いずれにおいても筋力低下による呼吸障害や心筋症により致死的となる可能性がある。法制化以降 7 年の経過で、治療法の改善による劇的な予後の改善がみられた疾患はない。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

これらの疾患有する患者は、筋力の低下による運動障害、摂食障害、呼吸障害等により定期的に医療機関を受診する必要がある。また知的障害や運動制限等により学校行事への参加が制限される。法制化 7 年の経過で、治療法の改善による生活の質の向上がみられた疾患はない。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

運動障害、摂食障害、呼吸障害のためリハビリテーション、栄養補助療法、呼吸補助療法が必要となり医療費は高額を要する。その医療費は健常人に比べ著しく高額である。

以上より、先天性筋ジストロフィーは、引き続き4要件を満たすと考えられる。

○色素性乾皮症

①慢性に経過する疾患であるか：

本症は、法制化以降の7年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をたどらなくなった疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか：

厳重な遮光ができない場合には、基底細胞癌などの皮膚癌が多発し、死に至る。また、進行性の神経変性症状を合併するために、末期には寝たきりとなり、嚥下障害が進行し、吸気性の呼吸障害も出現し死に至る。

③症状や治療が、長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか：

生涯、日常生活において厳重な遮光が必要であり、また進行性の中枢神経症状を合併するために、健常人と比して健常人に比して生活の質は低下している。

④長期にわたって高額な医療の負担が続く疾患であるか：

生涯にわたって厳重な遮光のための環境整備が必用であり、また進行性の神経変性症状に対して、リハビリテーション、運動、マッサージを行う必要があるため、本症により小慢事業による医療費助成を受けている患者にかかる医療費は健常者に比べて高額なものとなる。

以上より、色素性乾皮症は、引き続き4要件を満たすと考えられる。

以上より、神経・筋疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き4要件を満たしているものと考えられる。

(神経・筋疾患 担当：高橋 孝雄)

【第 11 表：慢性消化器疾患】

平成 17 年の法制化時には 17 の告示疾患が対象疾患に定められた。

これらの疾患について、法制化後の学術論文、診断・治療のガイドラインを確認し、小児慢性特定疾患の要件を満たしているかどうか、また 4 要件をどのように満たしているか検討した。これまでの小慢事業の登録データも参考にした。

①慢性に経過する疾患であるか。

これらの疾患においては、法制化以降の 7 年間において根本的治療法の開発等により、治療継続が不要となり慢性の経過をとどらなくなつた疾患はなく、原則として生涯にわたっての治療が必要な疾患である。

②生命を長期にわたって脅かす疾患であるか。

まず、乳糖不耐症、蔗糖・イソ麦芽糖吸収不全症、グルコース-ガラクトース吸収不全症、などの疾患については、新生児期に発症し、適切に絶食・経静脈栄養・原因物質の同定と除去が行われないと高度の脱水と低栄養から死亡し得る。乳糖不耐症は一般的な異常であつて、乳児期に発症する乳糖不耐症のみを適応基準としているところであるが、乳児期に発症する先天性ラクターゼ欠損症にはこの問題があり、注意を要するとの報告がある。

肝疾患（胆道閉鎖症・肝内胆管減少症・カロリ（Caroli）病・原発性硬化性胆管炎・自己免疫性肝炎・先天性肝線維症・進行性家族性肝内胆汁うつ滞性肝硬変・肝硬変・門脈圧亢進症）については、肝移植により多くの疾患で術後の予後は改善しつつある。わが国の肝移植は生体ドナーに負うところが大きく、やむを得ず行う選択ではあるが、重要な選択肢となっている。しかし、当然ながら生体ドナーは得られるとは限らず、肝移植を行わなければ肝不全が進行し予後不良である。

腸リンパ管拡張症、先天性微絨毛萎縮症、自己免疫性腸症については最近 7 年間の治療学の進歩によってもなお、進行とともに低栄養・敗血症という死因となる病態をもつ疾患である。

なお、ジルベール症候群・デュビン・ジョンソン症候群、ローター症候群は平成 17 年度には告示疾患であったが今回の検討でこの要件を満たさないと考えられた。ジルベール症候群は定義上軽症の疾患であり、近年遺伝子解析の進歩によって UGT1A1 の変異型と臨床的重症度が関連づけられるようになってきた。また、小児慢性特定疾患治療研究事業の調査によても重症例が確認されておらず、この条件に該当しない可能性が考えられた。デュビン・ジョンソン症候群、ローター症候群も同様の状況にあると思われた。

③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であるか。

7 年間の治療学の進歩によってもこの点の変化は少ない。肝移植例は生活の質が改善することが多いが、手術の合併症により継続した治療のため入退院を繰り返すことが多い。

なお、ジルベール症候群・デュビン・ジョンソン症候群、ローター症候群は平成 17 年度には告示疾患であったが今回の検討でこの要件を満たさないと考えられた。ジルベール症候群は血液検査などを受けると頻繁に疾患を疑われるため生活の質の低下がないとは言えないが、他の告示疾患に比して健康人に近いと思われた。デュビン・ジョンソン症候群、ローター症候群も同様の状況にあると思われた。

④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であるか。

7年間の治療学の進歩により負担が小さくなった疾患はない。

ただし肝移植例は身体障害（1級）と認定されるようになり、成人後を含めて給付が行われることとなった。

なお、ジルベール症候群・デュビン・ジョンソン症候群、ローター症候群は平成17年度には告示疾患であったが、今回の検討でこの要件を満たさないと考えられた。ジルベール症候群は適切に診断されないと頻繁に血液検査などを受けるなどするため医療費がかからないとは言えないが、他の告示疾患に比して健康人に近いと思われた。デュビン・ジョンソン症候群、ローター症候群も同様の状況にあると思われた。

以上より、慢性消化器疾患群の告示整理案の疾患については、引き続き4要件を満たしているものと考えられる。

（慢性消化器疾患 担当：須磨崎 亮）

謝辞

本報告の内容を検討するにあたり、冒頭の研究協力者に示した当該研究班における疾患群担当の分担研究者に加え、以下の小児慢性特定疾患の診療に関する学会・研究会、及びそれらに所属する多くの専門家の先生方に、最新の医学情報を御提供頂き、また多くの御助言を賜った。この場を借りて、心から感謝申し上げたい。誠に有り難うございました。

<御協力頂いた学会・研究会>

日本小児科学会
日本小児血液・がん学会
日本小児腎臓病学会
日本小児呼吸器学会
日本小児アレルギー学会
日本小児循環器学会
日本小児内分泌学会
日本小児リウマチ学会
日本先天代謝異常学会
日本免疫不全症研究会
日本小児神経学会
日本小児栄養消化器肝臓学会

<御協力頂いた専門家の先生方> ※以下、敬称省略

1) 悪性新生物

石井榮一（愛媛大学大学院 医学系研究科医学専攻病態制御部門 小児医学 教授）
米田光宏（大阪府立母子保健総合医療センター 小児外科 副部長）
康 勝好（埼玉県立小児医療センター小児血液腫瘍科 部長）
柳澤隆昭（埼玉医科大学国際医療センター脳神経外科准教授）
小原 明（東邦大学医療センター大森病院 病院長）
瀧本哲也（国立成育医療研究センター 臨床研究センター 臨床研究推進室 室長）
水谷修紀（東京医科歯科大学小児科 発生発達病態分野 教授）
富澤大輔（東京医科歯科大学医学部附属病院 小児科 助教）
堀部敬三（名古屋医療センター 臨床研究センター長）
藤本純一郎（国立成育医療研究センター 臨床研究センター長）
中澤温子（国立成育医療研究センター 病理診断部 部長）

2) 慢性腎疾患

太田和秀（国立病院機構金沢医療センター 小児科部長）
伊藤秀一（国立成育医療研究センター 器官病態系内科部 腎臓・リウマチ・膠原病科 医長）

3) 慢性呼吸器疾患

川崎一輝（国立成育医療研究センター 器官病態系内科部 呼吸器科 医長）
成田雅美（国立成育医療研究センター 生体防御系内科部 アレルギー科 医員）

4) 慢性心疾患

中西敏雄（東京女子医科大学 循環器小児科 教授）
佐地 勉（東邦大学医療センター大森病院 小児科 教授）

住友直方（日本大学医学部 小児科学系 小児科学分野 教授）
立野 滋（千葉県立循環器病センター 成人先天性心疾患診療部長）
土井庄三郎（東京医科歯科大学 小児・周産期地域医療学講座 教授）
藤原優子（東京慈恵会医科大学 小児科学講座 講師）
朴 仁三（榎原記念病院 小児科 主任部長）
水上愛弓（立正佼成会病院 小児科 医員）
三浦 大（東京都立小児総合医療センター 循環器科 部長）
赤木禎治（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 心臓血管外科 准教授）
稻井 優（東京女子医科大学 循環器小児科 講師）
大内秀雄（国立循環器病センター 小児循環器科 医長）
檜垣高史（愛媛大学大学院医学系研究科医学専攻病態制御部門 特任教授）
白石 公（国立循環器病センター 小児循環器科 部長）

5) 内分泌疾患・糖尿病

緒方 勤（浜松医科大学 小児科学 教授）
堀川玲子（国立成育医療研究センター 生体防御系内科部 内分泌・代謝科 医長）
田中敏章（たなか成長クリニック 院長）
有阪 治（獨協医科大学 医学部 小児科教授）
田島敏広（北海道大学大学院医学研究科病態制御学専攻生殖発達医学講座小児科学分野 講師）
大蔭恵一（大阪大学医学部小児科 教授）
依藤 亨（大阪市立総合医療センター 小児代謝・内分泌内科 部長）
長谷川奉延（慶應義塾大学 医学部 小児科 教授）
長谷川行洋（東京都立小児総合医療センター 総合診療科 部長）
深見真紀（国立成育医療研究センター 研究所 分子内分泌研究部 部長）
西 美和（広島赤十字・原爆病院 小児科 部長）

6) 膜原病

富板美奈子（千葉県こども病院 アレルギー・膜原病科 部長）
野村裕一（鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 健康科学専攻発生発達成育学講座 准教授）
藤川 敏（藤川医院 院長）
小林一郎（北海道大学大学院医学研究科 小児科学分野 講師）
西小森隆太（京都大学大学院医学研究科発達小児科学 准教授）

7) 先天性代謝異常

遠藤文夫（熊本大学医学部附属病院 小児科 教授）
中村公俊（熊本大学医学部附属病院 小児科 講師）
太田孝男（琉球大学大学院医学研究科 育成医学講座 教授）
伊藤哲哉（名古屋市立大学大学院医学研究科 新生児・小児医学分野 准教授）
奥山虎之（国立成育医療研究センター 臨床検査部長）
小須賀基通（国立成育医療研究センター 臨床検査部 医員）

8) 血友病等血液・免疫疾患

森尾友宏（東京医科歯科大学 発生発達病態学分野 准教授）
今井耕輔（東京医科歯科大学 小児・周産期地域医療学講座 准教授）
野々山恵章（防衛医科大学校 小児科学講座 教授）
小野寺雅史（国立成育医療研究センター 研究所 成育遺伝研究部長）
平林耕一（信州大学医学部 小児医学講座 大学院生）

坂下一夫（信州大学医学部 小児医学講座 助教）
竹崎俊一郎（北海道大学病院 小児科 医員）
山田雅文（北海道大学病院 小児科 講師）
山崎康博（北海道大学大学院医学研究科 小児科学分野 大学院生）
小林一郎（北海道大学大学院医学研究科 小児科学分野 講師）

9) 神経・筋疾患

大野耕策（鳥取大学医学部附属病院 脳神経小児科 教授）
林 雅晴（東京都医学総合研究所 脳発達・神経再生研究分野 プロジェクトリーダー）
前垣義弘（鳥取大学医学部付属病院 脳神経小児科 准教授）
小崎健次郎（慶應義塾大学医学部 臨床遺伝学センター 教授）
柳橋達彦（青渓会駒木野病院児童精神科 医長、慶應義塾大学医学部臨床遺伝学センター 助教）
久保田雅也（国立成育医療研究センター 器官病態系内科部 神経内科 医長）
小国弘量（東京女子医科大学病院 小児科 教授）
須貝研司（国立精神・神経研究センター 小児神経科 主任医長）
水口 雅（東京大学大学院医学系研究科国際保健学専攻国際生物医科学講座発達医科学教授）
飯沼一宇（NPO 法人子どもの村東北 理事長）
細矢光亮（福島県立医科大学付属病院 小児科 教授）
愛波秀男（静岡県立こども病院 神経科 科長）
大塚頌子（旭川莊療育・医療センター 旭川児童院 顧問医師, 岡山大学 名誉教授）
鈴木保宏（大阪府立母子保健総合医療センター 小児神経科 主任部長）
野村恵子（熊本大学医学部附属病院 発達小児科 助教）
岡 明（東京大学大学院医学系研究科生殖・発達・加齢医学専攻小児医学講座小児科学教授）
松石豊次郎（久留米大学医学部 小児科 教授）
山下裕史朗（久留米大学医学部 小児科 准教授）
後藤雄一（国立精神・神経医療研究センタートランスレーショナル・メディカルセンター 副センター長）
小牧 宏文（国立精神・神経医療研究センター 小児神経科医長）
大澤真木子（東京女子医科大学病院 小児科 主任教授）
吳 繁夫（東北大学 医学部 小児科 教授）
星野英紀（東京大学大学院医学系研究科 生殖・発達・加齢医学専攻）
齋藤加代子（東京女子医科大学附属遺伝子医療センター 所長）
小坂 仁（神奈川県立こども医療センター 神経内科 部長）

10) 慢性消化器疾患

工藤豊一郎（筑波大学医学医療系 茨城県小児地域医療教育ステーション 准教授）
虫明聰太郎（近畿大学医学部 奈良病院 小児科 教授）
田口智章（九州大学病院 小児外科 教授）
新井勝大（国立成育医療研究センター 器官病態系内科部 消化器科 医長）